

北区バリアフリー基本構想
【地区別構想 滝野川地区】

(案)

平成30年3月(予定)

東京都 北区

目次

| | |
|-------------------------------------|------------|
| 第1章 地区別構想の策定にあたって | 1 |
| 1. 地区別構想策定の趣旨 | 1 |
| 2. 全体構想の概要 | 1 |
| 3. 地区別構想策定の進め方 | 2 |
| 第2章 地区別構想の基本方針 | 5 |
| 1. 地区別構想で定める事項 | 5 |
| 2. 基本構想の基本理念と基本方針 | 5 |
| 3. 地区別構想の位置づけ | 7 |
| 第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定 | 8 |
| 1. 重点整備地区の区域の設定 | 8 |
| 2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定の考え方 | 9 |
| 第4章 滝野川地区の現状と課題 | 14 |
| 1. まちあるき点検の実施 | 14 |
| 2. 滝野川地区の課題のまとめ | 17 |
| 第5章 移動等円滑化に関する事項 | 19 |
| 1. 移動等円滑化に関する主な基準等 | 19 |
| 2. 移動等円滑化に向けた特定事業別の対応の考え方 | 21 |
| 第6章 滝野川地区における特定事業等 | 37 |
| 1. 公共交通特定事業 | 38 |
| 2. 道路特定事業 | 50 |
| 3. 建築物特定事業 | 58 |
| 4. 都市公園特定事業 | 112 |
| 5. 交通安全特定事業 | 113 |
| 6. その他の事業 | 114 |
| 第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進 | 122 |
| 1. 特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査 | 122 |
| 2. 視覚障害者誘導用ブロック設置地図*の活用方策検討 | 125 |
| 3. 事業者への障害理解の取組 | 127 |
| 第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ | 128 |
| 1. 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理 | 128 |
| 2. 基本構想のスパイラルアップ | 128 |
| 3. 事業実施時における利用者参加の推進 | 129 |
| 4. 施設設置管理者等への働きかけ | 130 |
| 5. 利用者への情報提供 | 130 |
| 参考資料 | 131 |
| 1. 北区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱、委員名簿 | 131 |
| 2. 検討経緯（平成29年度） | 135 |
| 3. バリアフリー法の概要 | 136 |
| 4. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要 | 137 |
| 5. 用語集 | 138 |

- 「高齢者、障害者等」はバリアフリー法*の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBT*など、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。
- 本文中、「*（アスタリスク）」を付けている用語について、解説を巻末の用語集に示した。（初出の用語にのみマークを付記）

第 1 章 地区別構想の策定にあたって

1. 地区別構想策定の趣旨

本格的な超高齢社会*を迎える中、「ノーマライゼーション*」の理念に基づき、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などのさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を除去（フリー）し、障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができる社会を実現することの重要性はますます高まっている。

北区では、平成 14 年に「北区交通バリアフリー基本構想」を策定し、おおむね平成 22 年度までを整備目標にバリアフリー*整備に取り組んできたが、平成 18 年に施行された通称「バリアフリー法」やその後の社会情勢の変化を踏まえ、より重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるため、平成 27 年度に「北区バリアフリー基本構想*【全体構想】（以下「全体構想」）」を策定した。

この全体構想に基づき、平成 28 年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】」を策定した。引き続き他地区における「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】（以下「地区別構想」）」を策定し、個別の重点整備地区*における具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進していくものである。

2. 全体構想の概要

バリアフリー法の制定や、交通政策基本法*における妊産婦や乳幼児同伴者のための施策の位置づけ、障害者権利条約並びに障害者差別解消法*における障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた最先端のユニバーサルデザイン*化推進などの社会情勢を踏まえ、平成 27 年度に北区全域を対象とした指針となる全体構想を策定した。

全体構想では、北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」）策定の基本方針を設定し、おおむね 10 年後（平成 37 年度）を目標年次としている。また、地区別構想に関する基本的な事項として重点整備地区設定の考え方を示し、各駅周辺の現況調査結果を踏まえておおむねの重点整備地区範囲を設定するとともに、特定事業*等の設定に向けた留意事項を整理した。

さらに、こころと情報のバリアフリーを推進するため、各主体による活動の推進に向けた取組について示し、最後に、特定事業計画*の作成や協議会の継続、進捗状況の確認、中間評価の実施などによる基本構想のスパイラルアップ*について定めている。

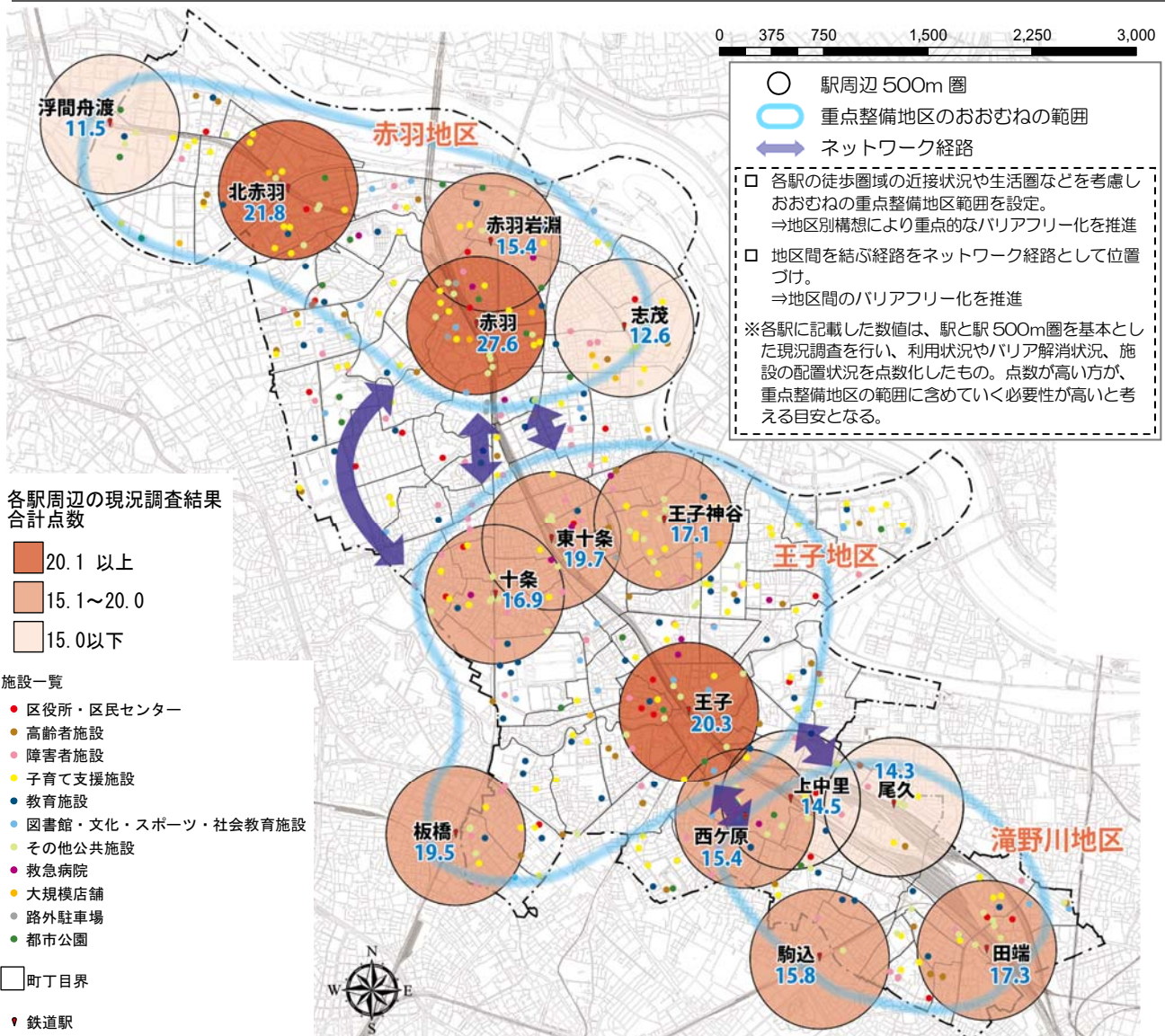
3. 地区別構想策定の進め方

(1) 基本構想の推進に向けて

全体構想で整理した各駅周辺の現況調査結果を踏まえ、地区別構想の策定及び特定事業計画の作成は、下記のスケジュールで進めている。

表 1-1 基本構想推進スケジュール

| 年度 | 作成内容 | | 並行して こころの バリアフリー* の取組などを 実施 |
|----------|---------------|----------------|---|
| 平成 27 年度 | 全体構想 | | |
| 平成 28 年度 | 地区別構想①【赤羽地区】 | | |
| 平成 29 年度 | 地区別構想②【滝野川地区】 | 特定事業計画①【赤羽地区】 | |
| 平成 30 年度 | 地区別構想③【王子地区】 | 特定事業計画②【滝野川地区】 | |
| 平成 31 年度 | | 特定事業計画③【王子地区】 | |
| 平成 32 年度 | 中間評価 | | |



(2) 推進体制

地区別構想（赤羽地区）策定に引き続き、北区バリアフリー基本構想策定協議会及び同区民部会、事業者部会により地区別構想の検討を行っていく。

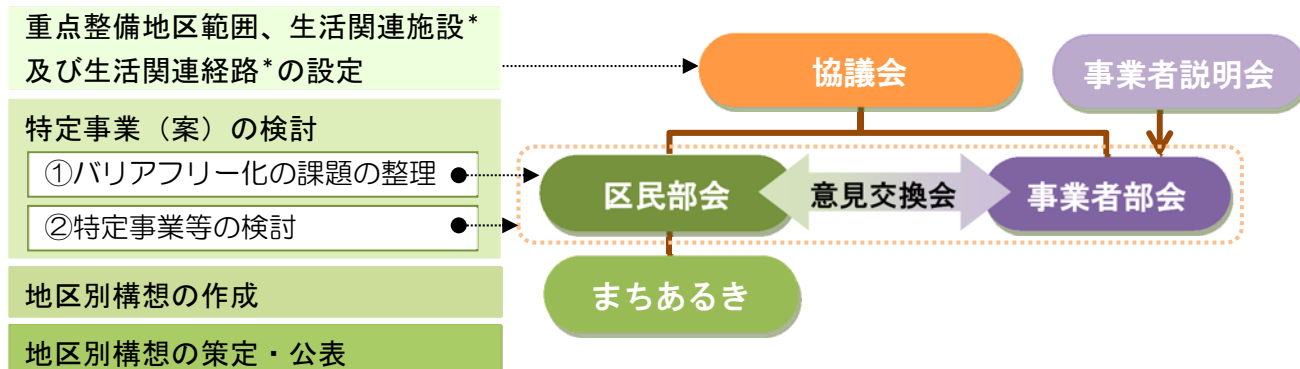


図 1-2 地区別構想策定における推進体制

(3) 検討組織や区民参加による活動等の目的と構成

地区別構想の検討にあたり、各組織や区民参加による活動の目的と構成は以下のとおりである。

| | | |
|------------------------------|--|--|
| <p>協議会 (4回)</p> | <p>北区バリアフリー基本構想【地区別構想】を検討し、内容について承認を行う。</p> | <p>学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・施設設置管理者*・行政関係者等</p> |
| <p>区民部会 (3回)</p> | <p>区民や利用者の目線から地域の課題などを検討し、協議会や事業者部会に提示する。</p> | <p>学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・視察施設の管理者（まちあるきのみ現地協力）</p> |
| <p>事業者部会 (2回)</p> | <p>全体構想や、区民部会からの提示内容を踏まえ、区民意見への対応方針や特定事業を検討する。</p> | <p>生活関連施設及び生活関連経路の管理者等の施設設置管理者等</p> |

図 1-3 地区別構想策定における検討組織の目的と構成

(4) 地区別構想【滝野川地区】策定フロー

滝野川地区の地区別構想は、下記のフローにしたがって検討を行った。

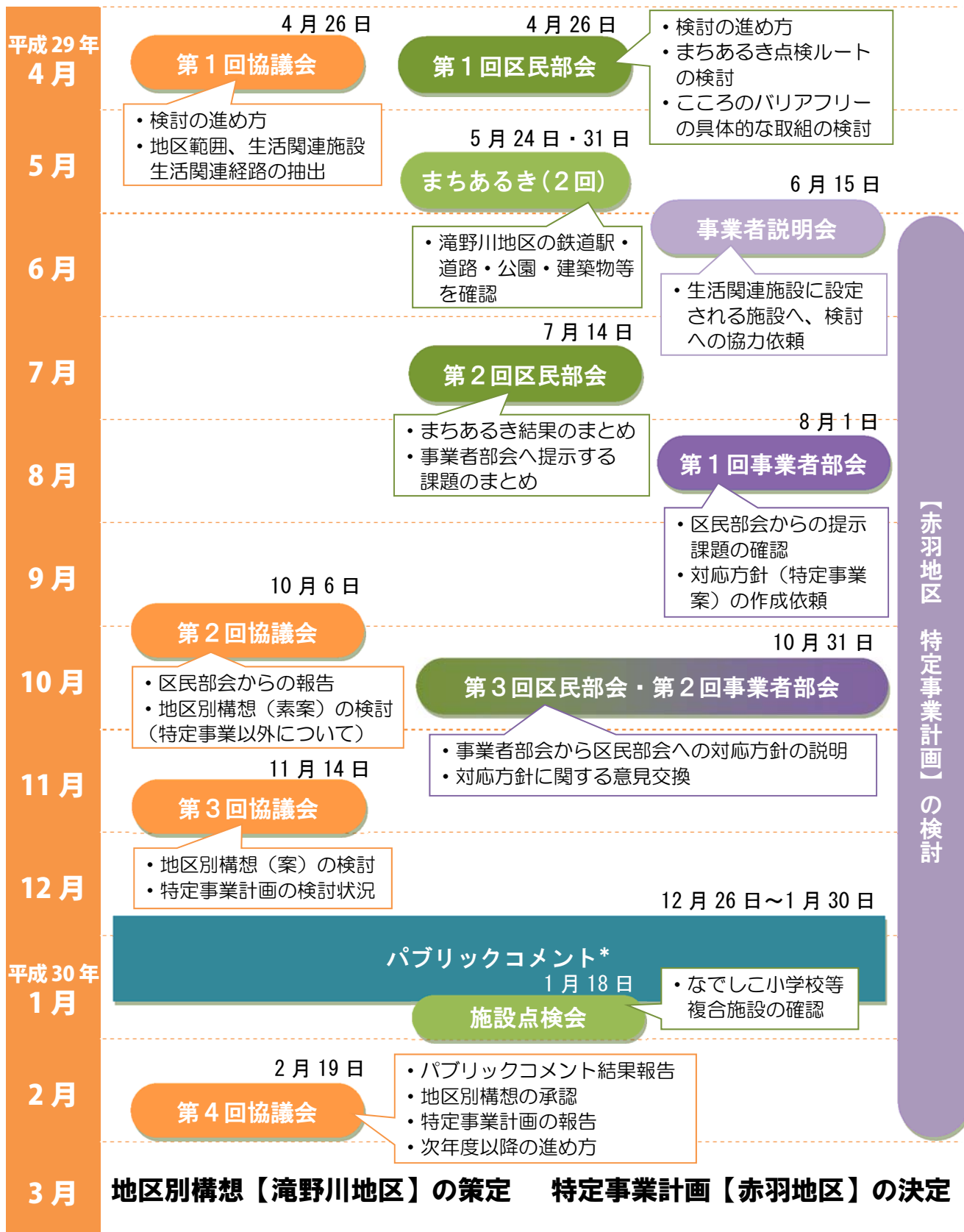


図 1-4 地区別構想【滝野川地区】及び特定事業計画【赤羽地区】策定フロー（平成29年度）

第2章 地区別構想の基本方針

1. 地区別構想で定める事項

本地区別構想はバリアフリー法に基づく法定の基本構想であり、下記の事項を定めることとする。

- (1) 重点整備地区における移動等円滑化*に関する基本的な方針
- (2) 重点整備地区の位置及び区域
- (3) 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- (4) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- (5) その他の必要な事項

2. 基本構想の基本理念と基本方針

全体構想では、基本構想の基本理念を以下のとおり定めている。

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区
～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会*を目指して～

各施設設置管理者にとっては利用者に対する安全や安心への思い、移動に制約のある当事者にとっては自由に移動できることへの思い、行政にとっては多様な利害を調整しながらよりよい地域社会を作っていくことへの思い、それぞれの立場は異なっても、バリアフリー法の趣旨をともに実現しようという、大きな思いは共通である。

これらの「思い」に互いに「気づき」、基本構想策定の場で共有し、互いに理解・尊重しながら、それぞれの経験や知識、技術を活かし、利用者のだれにとっても公平なバリアフリーのまちづくりを実現（カタチに）することで、基本構想の目的を達成することを目指す。

これを踏まえ、基本構想の基本方針として、以下の7項目を設定している。

- (1) だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- (2) おおむね10年後（平成37年度）を目標とします
- (3) 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- (4) まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- (5) 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- (6) こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- (7) 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

(5)の重点整備地区（地区別構想）に関する方針では、地区の課題を抽出し、実現性の高い具体的な特定事業を設定すること、施設設置管理者などが主体的かつ連携して事業を設定できるような検討の枠組みを設けることを定めており、これに基づいて地区別構想を策定する。

3. 地区別構想の位置づけ

本地区別構想はバリアフリー法に基づく法定の基本構想として、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針*に基づくとともに、北区が定める「北区基本構想」・「北区基本計画 2015」、「北区人口ビジョン」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北区都市計画マスタープラン 2010」、「北区地域保健福祉計画」などの各関連計画と整合を図りながら、「全体構想」で定めたバリアフリー推進に関する考え方を受けて策定する。

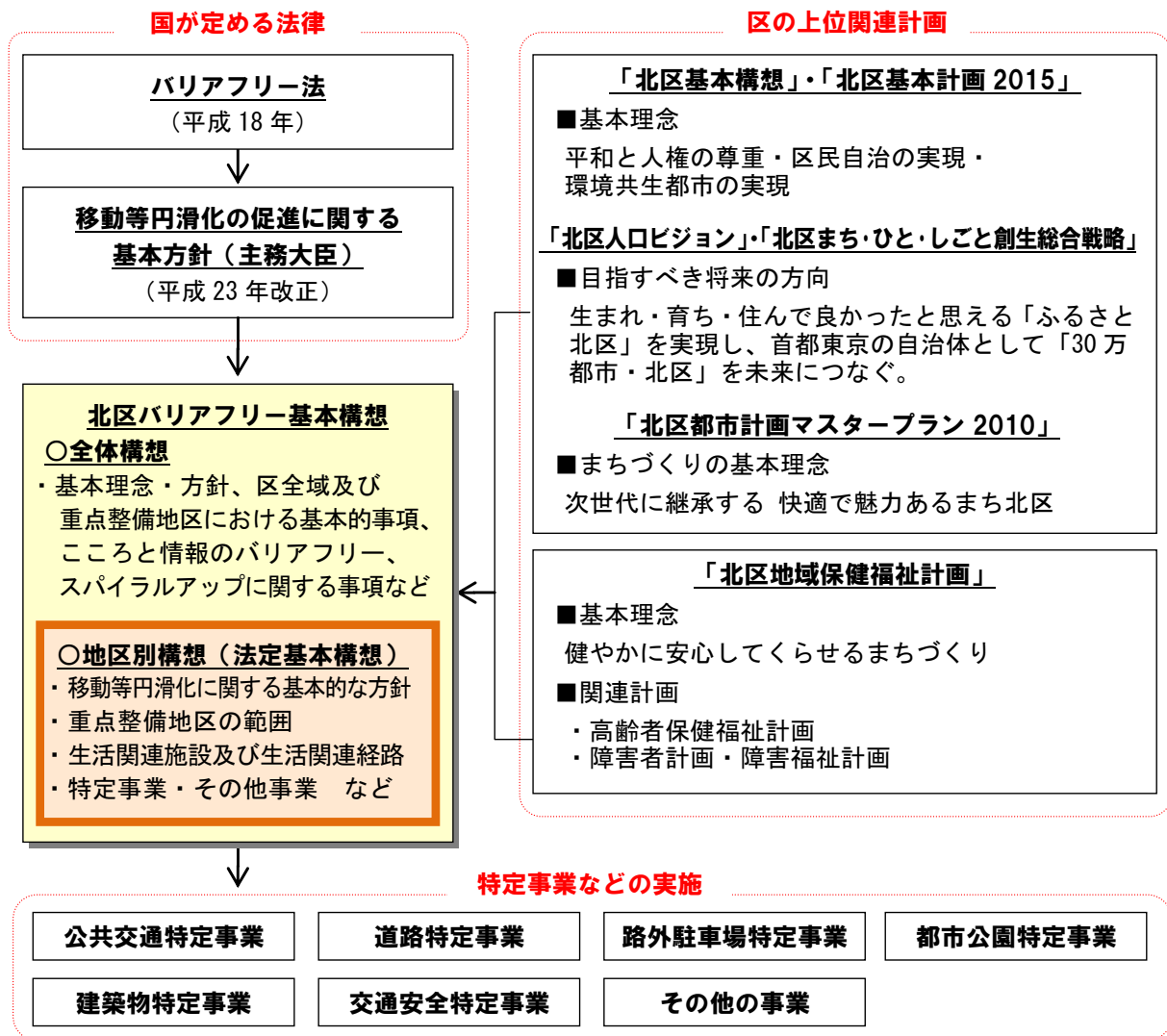


図 2-1 地区別構想の位置づけ

第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

1. 重点整備地区の区域の設定

全体構想において、重点整備地区設定の考え方として、下記の考え方を示している。

- (1) すべての駅周辺を重点整備地区の対象とする（上中里駅、田端駅、板橋駅、尾久駅、西ヶ原駅、駒込駅（駅は区外）の駅周辺を滝野川地区とする）。
- (2) 重点整備地区は、駅からの徒歩圏内（駅を中心としておおむね500mから1km以内の範囲）を基本とし、400ha未満の区域とする。
- (3) 重点整備地区の範囲が隣接区に接する場合は、隣接区と協力し、事業を一体的に推進していく。
- (4) 重点整備地区の境界は、できる限り北区の区域内の町丁目境、道路、河川、鉄道などの施設、都市計画道路などによって、明確に表示して定める。
- (5) 重点整備地区は、各駅周辺の現況調査結果を踏まえ、効果的なまちづくりを推進する観点にも留意し総合的な観点から設定する。
- (6) 生活関連施設及び経路は、地区別構想において利用状況などを踏まえて設定する。

区民が日常的に利用する施設が地区全域に分布していることや、最終的には区内全域が重点整備地区となることを踏まえ、また他のまちづくりとの連携にも留意し、北区都市計画マスタープランで設定されている滝野川西地区、滝野川東地区を重点整備地区とする。

さらに、地区の特性を踏まえて滝野川地区を3つの地区に分割し、生活関連施設及び生活関連経路を設定した。

滝野川地区における重点整備地区の位置及び区域を図3-1に示す。

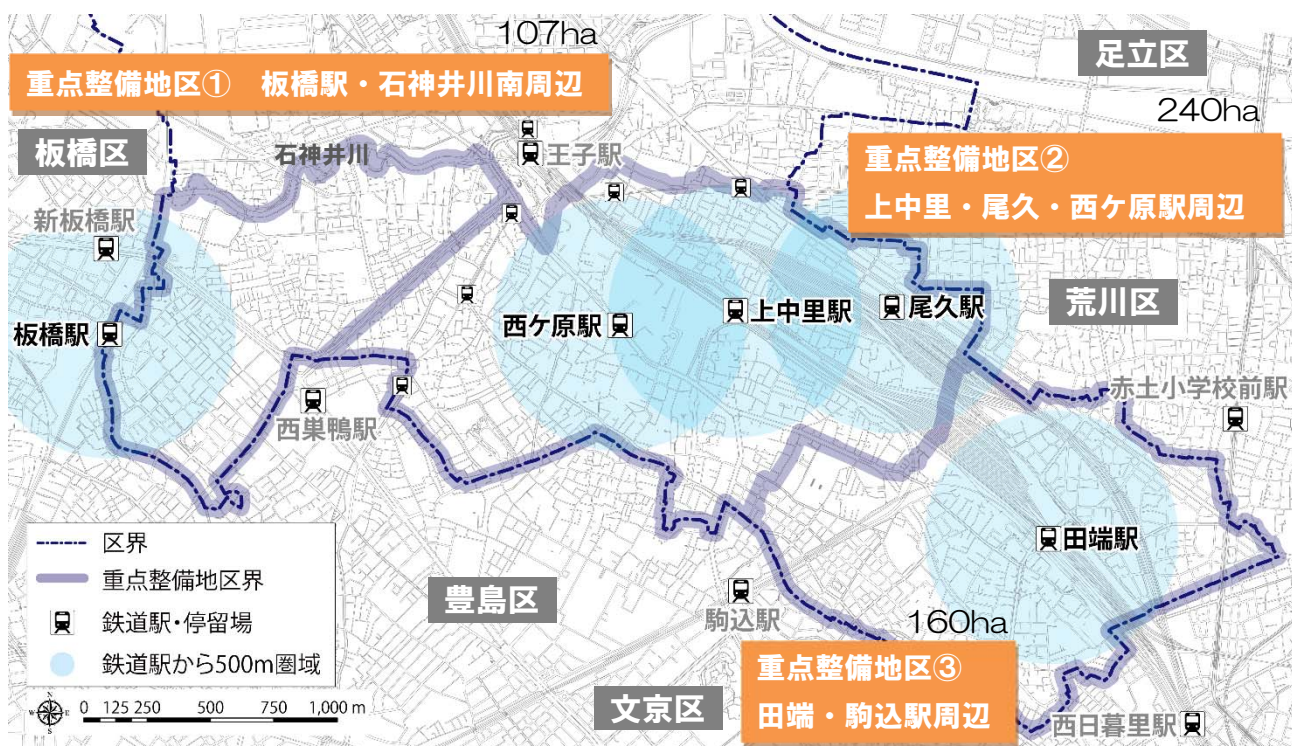


図 3-1 滝野川地区における重点整備地区

2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定の考え方

(1) 生活関連施設の考え方

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されている。

法の趣旨及び協議会や区民等の意見、過年度までの検討状況、地区の特性を踏まえ、鉄道駅・停留場をはじめ、日常生活または社会生活において利用する公共施設（高齢者、障害者、子育て支援施設等を含む）、医療施設、金融機関等、商業施設、宿泊施設、路外駐車場*、都市公園等 451 施設を生活関連施設に設定した。

指定した生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる 96 施設を【主要な生活関連施設】とした。主要な生活関連施設の各施設設置管理者は、各施設の課題を踏まえて取組の内容を協議したうえで、実現性の高い具体的な項目について特定事業に位置づけ、バリアフリー化を推進していく。

なお JR 駒込駅は区外の鉄道駅であるが、区民が多く利用することから主要な生活関連施設と同様の検討及び協議を行い、その他の事業として事業を位置づけるよう働きかけを行った。

生活関連施設設定の考え方及び滝野川地区における施設数を表 3-1、3-2 に示す。

表 3-1 生活関連施設設定の考え方

| | 生活関連施設 | 主要な生活関連施設 |
|------|---|--|
| 考え方 | 高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設 | 生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設及び旧基本構想の目的施設 |
| 推進方法 | 法や条例に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ | 基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する |

表 3-2 生活関連施設の分類及び施設数

| 分類 | 生活関連施設 | 主要な生活関連施設 | 滝野川地区施設数 |
|----------------|---|--|----------|
| 鉄道駅 | 鉄道駅・停留場 | 同左 | 11 (11) |
| 区役所・区民センター | 区役所、区民事務所、分室、地域振興室、区民センター、会館、ふれあい館 | 同左 | 8 (8) |
| 高齢者施設 | 高齢者あんしんセンター、高齢者在宅サービスセンター、老人いこいの家、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイホーム、シルバー人材センター | 高齢者あんしんセンター 福祉避難所指定施設 | 11 (5) |
| 障害者施設 | 障害者福祉センター、療育医療センター、就労支援センター、授産場、グループホーム、福祉園、福祉作業所、デイサービス | 障害者福祉センター、療育医療センター、就労支援センター 福祉避難所指定施設 | 19 (0) |
| 子育て支援施設 | 子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、子ども交流館、幼稚園、保育園、児童館、児童室、子どもセンター、学童クラブ、育成室、児童養護施設 | 子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、子ども交流館 | 27 (0) |
| 教育施設等 | 特別支援学校*、大学・短期大学、小学校、中学校、高等学校 | 同左 | 19 (19) |
| 文化・スポーツ・社会教育施設 | 図書館、文化センター、スポーツセンター、博物館、資料館、展示室 | 図書館、文化センター、スポーツセンター、博物館 | 5 (5) |
| その他公共施設等 | 警察署、税務署、健康増進センター、健康支援センター、年金事務所、児童・教育相談所、エコ広場館、ハローワーク、職業能力開発センター、防災センター、避難所（教育施設以外）、セレモニーホール、交番・地域安全センター、銭湯、駐輪場、公衆トイレ | 警察署、税務署、健康増進センター、健康支援センター、避難所（教育施設以外） | 43 (5) |
| 医療施設 | 病院、診療所、歯科診療所、調剤薬局 | 病院、 病床数 10 床以上の診療所 | 209 (5) |
| 金融機関等 | 郵便局、銀行、コンビニエンスストア | 郵便局（ゆうゆう窓口）、銀行（支店） | 57 (12) |
| 商業施設 | 店舗面積が 500 m ² 以上の小売店舗 | 店舗面積が 1,000 m ² 以上の大規模小売店舗 | 5 (1) |
| 宿泊施設 | 客室数 50 以上のホテル・旅館 | 同左 | 1 (1) |
| 路外駐車場 | 駐車の用に供する部分の面積が 500 m ² 以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場 | 同左 | 0 (0) |
| 都市公園等 | 都市公園・緑地、いっとき集合場所 | 1ha 以上の都市公園・緑地、いっとき集合場所 | 36 (24) |
| その他 | 旧交通バリアフリー基本構想における目的施設（特定経路・準特定経路が接している主要施設） | 同左 | — |

※青字で記載した施設は滝野川地区にはない施設

() 内は主要な生活関連施設数

民間の生活関連施設のうち病床数 10 床未満の診療所、歯科診療所、調剤薬局、小規模な金融機関、コンビニエンスストアについては特定事業を検討する対象施設としていないが、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の生活に密着した施設であることから、出入口等のバリアフリー化など可能な取組を講じていただけるよう働きかけるとともに、こころと情報のバリアフリーの推進について啓発に努めていく。

(2) 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、「生活関連施設相互間の経路」とバリアフリー法で定義されている。鉄道駅・停留場から生活関連施設までの経路並びに生活関連施設相互を結ぶ経路を生活関連経路として設定する。また、地区の連続性や隣接区からの移動を考慮し、歩行者ネットワークを形成する主要な動線も必要に応じ生活関連経路に設定し、バリアフリー化を推進していく。

特に、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路は【主要な生活関連経路】として、積極的に特定事業に位置づけ、鉄道駅等を中心とした連続的な歩行空間のバリアフリー化を推進する。

表 3-3 生活関連経路設定の考え方

| | 生活関連経路 | 主要な生活関連経路 |
|------|---|----------------------------------|
| 考え方 | 生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街 | 生活関連経路のうち、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路 |
| 推進方法 | 新設や大規模改修時には基準への適合に努める(全生活関連経路が努力義務の対象)とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ | 基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する |

滝野川地区の生活関連施設及び生活関連経路、主要な生活関連施設の一覧を次に示す。

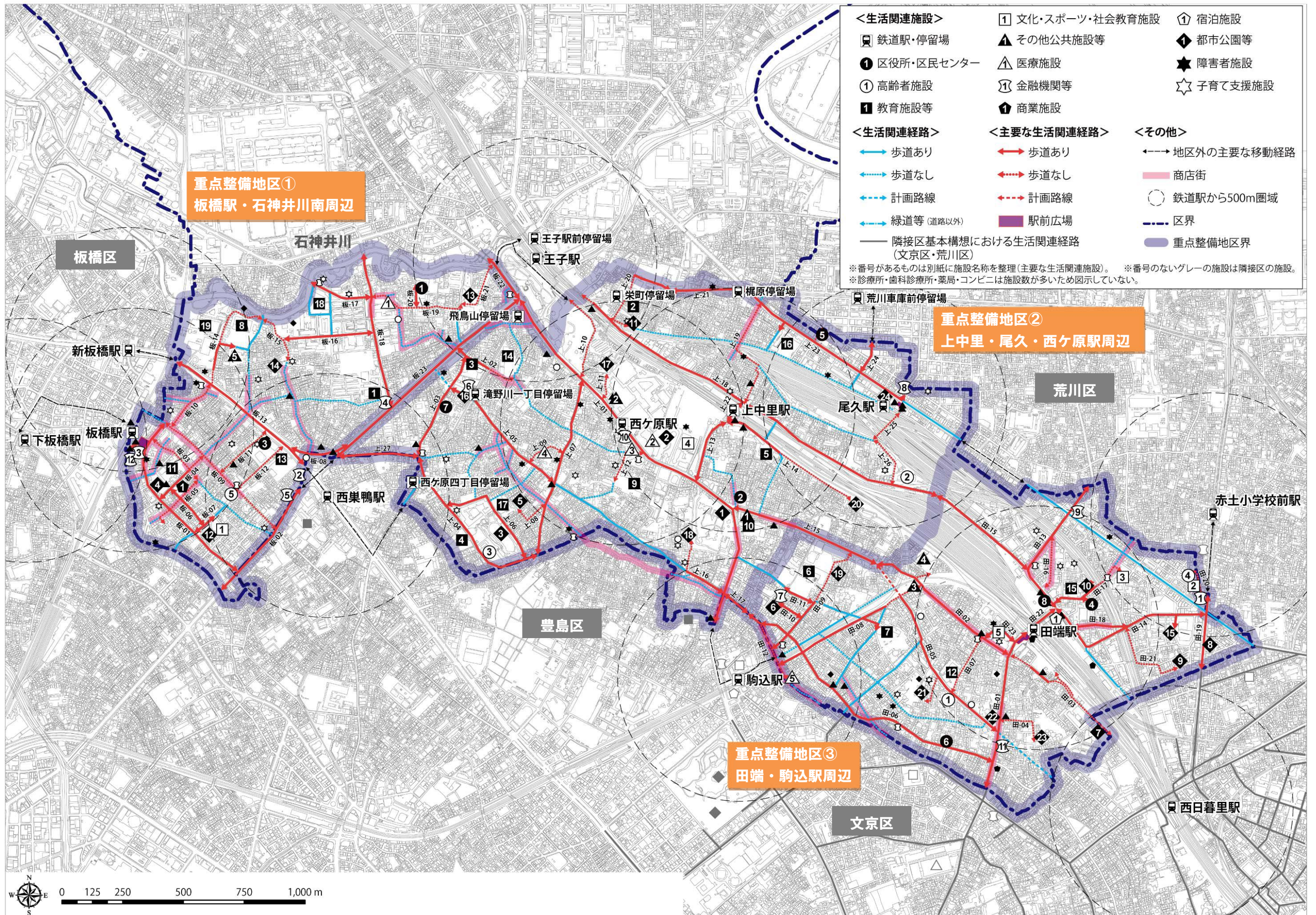


図 3-2 滝野川地区における主な生活関連施設・生活関連経路

【滝野川地区】主要な生活関連施設候補一覧

| 鉄道駅・停留場 | |
|------------|--|
| | 上 JR 上中里駅 |
| | 田 JR 田端駅 |
| | 上 JR 尾久駅 |
| | 板 JR 板橋駅 |
| | 田 JR 駒込駅 |
| | 上 東京メトロ西ヶ原駅 |
| | 上 都電西ヶ原四丁目停留場 |
| | 上 都電滝野川一丁目停留場 |
| | 上 都電飛鳥山停留場 |
| | 上 都電栄町停留場 |
| | 上 都電梶原停留場 |
| 区役所・区民センター | |
| | 1 北区役所滝野川分庁舎・北区立教育相談所・いじめ110番・教育未来館・就学相談室 |
| | 2 滝野川区民事務所・西ヶ原東地域振興室・滝野川会館・滝野川図書館・滝野川文化センター |
| | 3 滝野川西分室・滝野川西区民センター(滝野川西ふれあい館)・滝野川西地域振興室・滝野川西児童館・滝野川西育成室・滝野川西図書館・滝野川西エコ広場館・北区障害者口腔保健センター・北区休日歯科応急診療所・滝野川西高齢者在宅サービスセンター |
| | 4 東田端分室・東田端地域振興室・東田端児童室 |
| | 5 昭和町区民センター(昭和町ふれあい館)・昭和町地域振興室・昭和町図書館 |
| | 6 田端区民センター(田端ふれあい館)・田端地域振興室・田端図書館 |
| | 7 滝野川東区民センター(滝野川東ふれあい館)・滝野川東地域振興室・滝野川老人いこいの家・滝野川東デイホーム・滝野川東児童館・滝野川東育成室 |
| | 8 東田端ふれあい館 |
| 高齢者施設 | |
| | 1 滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター・介護老人保健施設はくちょう |
| | 2 上中里つつじ荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム上中里つつじ荘・上中里つつじ荘高齢者在宅サービスセンター |
| | 3 飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑・就労・生活支援センター飛鳥晴山苑 |
| | 4 新町光陽苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム新町光陽苑 |
| | 5 介護老人保健施設リハビリパーク滝野川 |

| 教育施設 | |
|----------------|--|
| | 1 王子総合高等学校 |
| | 2 安部学院高等学校 |
| | 3 桜丘中学・高等学校 |
| | 4 武蔵野中学高等学校 |
| | 5 滝野川女子学園中学高等学校 |
| | 6 聖学院小学校・聖学院幼稚園・聖学院中学校・高等学校・女子聖学院中学校・高等学校 |
| | 7 田端中学校(平成30年開設予定) |
| | 8 滝野川紅葉中学校 |
| | 9 飛鳥中学校 |
| | 10 滝野川小学校 |
| | 11 谷端小学校 |
| | 12 田端小学校 |
| | 13 滝野川第二小学校 |
| | 14 滝野川第三小学校 |
| | 15 滝野川第四小学校 |
| | 16 滝野川第五小学校 |
| | 17 西ヶ原小学校 |
| | 18 滝野川もみじ小学校 |
| | 19 東京国際フランス学園 |
| 文化・スポーツ・社会教育施設 | |
| | 1 谷端プール多目的広場 |
| | 2 新町コミュニティアリーナ |
| | 3 東田端図書館 |
| | 4 防災センター(地震の科学館)・滝野川体育館・テニスコート(滝野川体育館テニスコート) |
| | 5 田端文士村記念館・田端駅前自転車駐車場 |
| その他公共施設等 | |
| | 1 滝野川健康支援センター・たばた福祉作業所 |
| | 2 滝野川警察署 |
| | 3 富士見橋エコ広場館 |
| | 4 避難所(田端中学校)(平成30年閉校予定) |
| | 5 避難所(旧滝野川第六小学校) |
| 医療施設 | |
| | 1 滝野川病院・滝野川西高齢者あんしんセンター |
| | 2 花と森の東京病院 |
| | 3 西ヶ原病院 |
| | 4 富士病院 |
| | 5 金地病院 |

| 金融機関等 | |
|-------|------------------------------|
| | 1 みずほ銀行尾久支店 |
| | 2 三菱東京UFJ銀行滝野川支店 |
| | 3 東日本銀行板橋駅前支店 |
| | 4 八千代銀行滝野川支店 |
| | 5 朝日信用金庫西巣鴨支店 |
| | 6 東京東信用金庫滝野川支店 |
| | 7 城北信用金庫駒込支店 |
| | 8 城北信用金庫尾久駅前支店 |
| | 9 滝野川信用金庫本店 |
| | 10 滝野川信用金庫西ヶ原支店 |
| | 11 滝野川信用金庫田端支店 |
| | 12 巣鴨信用金庫板橋駅前支店 |
| 商業施設 | |
| | 1 コモディイダ 滝野川店 |
| 宿泊施設 | |
| | 1 ホテルメッツ田端 |
| 都市公園等 | |
| | 1 都立旧古河庭園 |
| | 2 滝野川公園 |
| | 3 西ヶ原みんなの公園 |
| | 4 いつとき集合場所(北谷端公園) |
| | 5 いつとき集合場所(西ヶ原公園) |
| | 6 いつとき集合場所(西中里公園) |
| | 7 いつとき集合場所(田端台公園) |
| | 8 いつとき集合場所(田端新町公園) |
| | 9 いつとき集合場所(田端新町南むつみ公園) |
| | 10 いつとき集合場所(東田端公園) |
| | 11 いつとき集合場所(栄町ふれあい公園) |
| | 12 いつとき集合場所(南谷端公園) |
| | 13 いつとき集合場所(醸造試験所跡地公園) |
| | 14 いつとき集合場所(滝野川八幡神社) |
| | 15 いつとき集合場所(田端新町一丁目児童遊園) |
| | 16 いつとき集合場所(東京東信用金庫滝野川支店前広場) |
| | 17 いつとき集合場所(七社神社) |
| | 18 いつとき集合場所(第2古河マンション前広場) |
| | 19 いつとき集合場所(中里自治会館前広場) |
| | 20 いつとき集合場所(JR中里アパート4号棟前) |

| | |
|--|-----------------------|
| | 21 いつとき集合場所(日枝神社前広場) |
| | 22 いつとき集合場所(東覚寺前広場) |
| | 23 いつとき集合場所(与楽寺前広場) |
| | 24 いつとき集合場所(JR尾久駅前広場) |

| | |
|--|-----------------------|
| | 重点整備地区① 板橋駅・石神井川南周辺 |
| | 重点整備地区② 上中里・尾久・西ヶ原駅周辺 |
| | 重点整備地区③ 田端・駒込駅周辺 |

第4章 滝野川地区の現状と課題

1. まちあるき点検の実施

滝野川地区の特定事業等を検討するにあたり、主要な生活関連施設及び生活関連経路を対象にまちあるき点検を開催し、現状と課題の把握を行った。

まちあるき点検の実施概要と主な意見を以下に示す。

(1) 実施概要

まちあるき点検は、下記のとおり2回実施した。実施にあたっては、北区内の利用が想定される隣接区へも周知して参加を働きかけた。公募による隣接区からの参加者はなかったが、JR尾久駅周辺の点検においては、荒川区から紹介のあった障害者団体の方にご協力をいただいた*。

表4-1 まちあるき点検実施概要

| | 第1回 | 第2回 |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|
| 日時 | 平成29年5月24日(水) 13時15分～17時30分 | 平成29年5月31日(水) 13時15分～17時30分 |
| 会場 | 北とびあ15階 ペガサスホール | 北とびあ14階 スカイホール |
| 出席者 | 47名* (事務局含む) | 35名* (事務局含む) |



図4-1 実施状況

* 区民部会委員及びその紹介者、公募区民や隣接区障害者団体（荒川やさしい街づくりの会）

表4-2 点検対象施設・経路

※駅前広場を含む。

| | 板橋駅・石神井川南周辺 | 上中里・尾久・西ヶ原駅周辺 | 田端・駒込駅周辺 |
|----------------|--------------------------------------|---|---------------------|
| 鉄道駅・停留場 | JR板橋駅* 都電滝野川一丁目停留場 | JR尾久駅* 都電荒川車庫前停留場 東京メトロ西ヶ原駅 JR上中里駅 | JR田端駅* JR駒込駅 |
| 区役所・区民センター | 北区役所滝野川分庁舎 滝野川東区民センター等 滝野川西分室等 | 昭和町区民センター等 滝野川区民事務所等 | 東田端分室等 東田端ふれあい館等 |
| 文化・スポーツ・社会教育施設 | — | 防災センター・ 滝野川体育館 | 田端文士村記念館 |
| 医療施設 | — | 花と森の東京病院 | — |
| 金融機関 | 東京東信用金庫滝野川支店 | 城北信用金庫尾久駅前支店 | — |
| 商業施設 | コモディイイダ滝野川店 | — | — |
| 宿泊施設 | — | — | ホテルメッツ田端 |
| 都市公園 | — | 滝野川公園 都立旧古河庭園 | 西中里公園 |
| 商店街(経路) | — | — | 霜降銀座商店街 駒込銀座商店街 |

(3) 主な意見

まちあるき点検における主な意見を以下に示す。

表4-3 まちあるき点検における主な意見 (◎：良かった点 △：課題として指摘された点)

| 対象施設 | 意見内容 | 写真 |
|------|---|--|
| 鉄道駅 | <p>◎エレベーターができて（今後も含め）ありがたい。（尾久駅・板橋駅）</p> <p>◎多機能トイレ*は広くてきれいだった。（田端駅）</p> <p>◎エレベーター乗り場の案内表示がホームのいたるところにあった。（西ヶ原駅）</p> <p>△ホームドア*を設置してほしい。（尾久駅・田端駅・上中里駅）</p> <p>△2ルート目のバリアフリールート*を設けてほしい。（田端駅・駒込駅）</p> <p>△駅員不在時、聴覚障害者などインターホンだけの会話では対応できないのでどうにかしてほしい。（尾久駅）</p> <p>△画面が見えにくい券売機がある。（尾久駅・板橋駅・上中里駅）写真1</p> <p>△駒込駅西口から駒込駅東口までの経路は坂の勾配がきつ（縦断勾配 11%以上）、車いすでは利用できないが、駒込駅のエレベーターは坂の上であり、坂の下の東口にはエレベーターがない。</p> |  <p>写真1：鉄道駅の券売機</p>  <p>写真2：停留場のホーム</p> |
| 停留場 | <p>◎電光掲示があるのは良い。</p> <p>△車いすでの乗降は車両の後ろ側からとなるが、ホームが狭く、人が並んでいる場合は乗り口まで行けず、スロープの近くで待機することになる。写真2</p> |  <p>写真3：がたつきのある舗装</p> |
| 駅前広場 | <p>△駅周辺の案内図や広場内の施設（トイレ・タクシー乗り場など）がどこにあるかわかりにくい。（田端駅前、板橋駅前、尾久駅前）</p> <p>△ピンコロ石やブロックの舗装ががたついていて、車いす使用者にはよくない。（田端駅前、板橋駅前）写真3</p> <p>△公衆トイレの管理が悪い。（上中里駅前広場）</p> |  <p>写真4：目立たない視覚障害者誘導用ブロック</p> |
| 公共施設 | <p>◎通路の幅員は十分広く、視覚障害者誘導用ブロック*が敷設されている。（滝野川東区民センター、昭和町区民センター）</p> <p>△視覚障害者誘導用ブロックの色が目立たない。（滝野川西分室、滝野川区民事務所）写真4</p> <p>△多機能トイレのドアの開閉が重い。（滝野川東区民センター、滝野川区民事務所）写真5</p> <p>△庁舎入口の案内に点字の案内があるが、内容が更新されていない。（滝野川分庁舎）</p> |  <p>写真5：開閉しにくい多機能トイレのドア</p> |

| 対象施設 | 意見内容 | 写真 |
|------------------------------------|--|---|
| 医療施設 金融機関 商業施設 宿泊施設 など | <p>◎通路は広くて良い。</p> <p>◎タブレットを使って書類作成ができる。写真6</p> <p>◎対応は丁寧で良かった。</p> <p>△筆談ボードを用意して、その旨を耳マークなどで表示してほしい。</p> <p>△ATMは車いすでは画面がよく見えない。</p> <p>△高いカウンターしかないので、車いす使用者へのソフト対応があるとよい。写真7</p> |  <p>写真6：金融機関で書類作成に使えるタブレット</p>  <p>写真7：高いカウンター</p> |
| 道路 | <p>◎赤羽地区と比べて、歩道の状態は良くはないが、道路上の駐輪や占用物が少ないのでストレスなく歩くことができる。</p> <p>◎スロープを設置している店舗が多かった。</p> <p>△都電の踏切は溝があり、杖やハイヒールなどがひっかかる可能性がある。</p> <p>△歩道の幅員が狭く、交通量の少ない道では車いす使用者は車道を通り過ぎてしまうが、車道から歩道への段差が大きいので、何かあった時に戻れず大変である。写真8</p> <p>△視覚障害者にとっては、横断歩道の幅と歩道の平坦部の幅が揃っているとよい。</p> <p>△長くて急な坂がある。途中で休憩できる場所があるとよい。(江戸坂・蟬坂など) 写真9</p> <p>△坂道で歩道に勾配があると合成勾配になり、車いすの操作が難しく、まっすぐ進めない。</p> <p>△ほとんどの店舗の出入口に段差があった。また、間口も狭かった。</p> <p>△店舗の看板や商品、店舗利用者の駐輪が気になる。写真10</p> |  <p>写真8：幅員の狭い歩道</p>  <p>写真9：長く続く坂道</p>  <p>写真10：路上にはみ出した看板類</p> |
| 公園 | <p>◎砂利道用車いすの貸出があった。(都立旧古河庭園) 写真11</p> <p>△車いすトイレは扉が重いので一人では開けられない。(西中里公園)</p> <p>△一般トイレは和式しかない。(滝野川公園)</p> <p>△洋館に全く入れないのは残念。日を決めて、人的対応で特別公開などができるとよい。(都立旧古河庭園)</p> |  <p>写真11：砂利道用車いす</p> |

2. 滝野川地区の課題のまとめ

滝野川地区は、京浜東北線の周辺を中心に、地形による高低差があり坂道が多い地区である。上中里駅、田端駅、板橋駅周辺においては交通バリアフリー法*（旧法）に基づく基本構想を策定しており、これまでもエレベーターの整備などが進められてきた。スパイラルアップの観点からも、未完了事業の着実な進捗や2ルート目の移動経路の確保を図るとともに、施設と経路が連携した一体的なバリアフリー化の推進が求められる。

滝野川地区における特定事業別の主な課題を下記に示す。

（1）公共交通特定事業

鉄道駅について、JR 田端駅や JR 駒込駅は複数の改札口があるが、バリアフリー化された改札口へアクセス*するために、大幅な迂回や登坂が必要になるため、2ルート目の整備の必要性が高い。JR 板橋駅は、駅舎全体のバリアフリー化の早期完了が望まれる。また、JR 尾久駅は無人改札の時間帯における高齢者、障害者等への対応について検討する必要がある。東京メトロ西ケ原駅はホームドアの整備や案内サイン*の更新が進んでおり、基本的なバリアフリー化が完了していることから、区民意見を踏まえた利便性の向上が望まれる。

都電停留場については、スロープやホーム上が狭いところが多く、支障物件の除去や乗車位置の明示等による安全な移動経路及び待合空間の確保が望まれる。

バスについては、今回のまちあるき点検等では大きな問題点は指摘されていないが、引き続き停留所への上屋の設置や案内の充実を図ることが期待される。また、歩道が狭い区間の停留所では、歩行者との錯綜の危険があり、安全な待合空間の確保が求められる。

さらに、赤羽地区と同様、引き続き多様な障害等への理解や適切な対応について研修等を進めるなど、こころのバリアフリーの推進が重要となる。

（2）道路特定事業

旧法に基づく交通バリアフリー基本構想の重点整備地区内では、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設が一定程度進んでいる。未完了の事業を推進するとともに、主要な生活関連施設間においては、今回新たに設定した経路も含め、JIS 規格に適合した連続的でわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックの設置を進め、スパイラルアップを図ることが望まれる。

上中里駅西側や田端駅西側は高低差が大きく、自走式車いすでは登坂が困難な箇所も多い。平坦部の確保や手すりの設置などの安全対策やベンチの設置を検討するとともに、沿道建築物と連携したエレベーター設置などによる高低差の解消について、実現性を含めて検討を進めることが重要である。

歩道が狭い道路では、車両乗り入れ部や横断歩道接続部での勾配が大きい箇所があり、可能な限り平坦部を確保するよう努める必要がある。

また、商店街では、沿道の協力を得て、不法占用物（看板・駐輪）の除去や店舗出入口のバリアフリー化など、まちづくりの一環として利用しやすい通りを形成することが求められる。

(3) 都市公園特定事業

小規模な公園では、出入口や園路の段差の解消を進め、車いすやベビーカー使用者の利便性を向上することが望まれる。多機能トイレについては、維持管理や扉の開閉のしやすさ、利用可能時間の設定に課題がある施設も見受けられることから、改善が求められる。

大規模な公園では、総合的な案内やバリアフリー情報の提供、人的支援の充実が必要である。

(4) 建築物特定事業

滝野川地区の主要な生活関連施設は、教育施設や金融機関が多いことが特徴である。学校については、地域開放利用があることや避難所に指定されていることを踏まえて、基本的なバリアフリー化を進めていく必要がある。金融機関については、ATM等の設備のバリアフリー対応や、機器を活用した人的対応の強化による多様な利用者の利便性の向上が求められる。

商業施設や宿泊施設では、エレベーターや車いす使用者用トイレなどの基本的なバリアフリー化は行われているが、案内設備が不十分である部分や、建設当時の基準による整備であり、使い勝手が悪くなっている部分については改修等の時期を捉えて改善する必要がある。

学校以外の公共施設では、比較的建築年の古い施設が多いため、公共施設の統廃合や全面改修の状況を踏まえつつ、段差の解消、エレベーターや車いす使用者用トイレの設置及び機能分散、和式トイレの洋式化、案内設備の更新などを順次進めていくことが求められる。

人的対応について、対応する人の態度によって施設自体の利用しやすさの印象が変化するという指摘がある。施設の職員や従業員の一人ひとりが障害の社会モデル*や合理的配慮*の必要性について認識を共有し、多様な利用者への理解や適切な対応について研修等を進めるなど、こころのバリアフリーの浸透を図ることが求められる。

(5) 交通安全特定事業

旧法に基づく交通バリアフリー基本構想の特定経路以外では、主要な交差点におけるバリアフリー対応信号機及びエスコートゾーン*の設置が十分に進んでいないため、整備の推進が求められる。

また、横断歩道の更新や整備にあたっては、視覚障害者が混乱したり縁石等に衝突したりすることの無いよう道路管理者と十分に調整し、整備幅員、方向に留意することが求められる。

(6) その他の事業

滝野川地区の駅前広場は、整備後期間が経過しているものがあり、特に JR 田端駅北口駅前広場では、歩行動線上の勾配、視覚障害者誘導用ブロックの不適切な敷設、総合的な案内の不足など、多くの問題が発生している。大規模改修にあわせて区民意見を取り入れ、基準に適合させるだけでなく、交通結節点としての利便性を向上させるバリアフリー整備が求められる。

JR 尾久駅前広場は歩車分離されておらず、安全な歩行空間確保が課題である。広場部分や自由通路は JR 管理、公衆トイレは区管理であり、連携した取組が求められる。

JR 板橋駅前広場の再整備は旧法に基づく交通バリアフリー基本構想における未完了事業であり、駅舎工事の進捗を踏まえて一体的にバリアフリー化を進めていくことが必要である。

JR 上中里駅前広場は、総合的な案内の統一化や公衆トイレの適切な維持管理が求められる。

第5章 移動等円滑化に関する事項

1. 移動等円滑化に関する主な基準等

バリアフリー法では、各施設設置管理者はバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準*やガイドライン*、東京都福祉のまちづくり条例*の記載事項の内容に基づき、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、特定事業等の実施にあたっては、これらの基準等を踏まえ、取組を進めていくことが基本となる。

表5-1 移動等円滑化に関する主な基準等

| 種別 | 項目 | 名称 | 所管など/作成年月 |
|----------|--|---|---------------------------------|
| 移動等円滑化基準 | 公共交通 | 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準） | 国土交通省【省令】 平成18年12月 |
| | 道路 | 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準） | 国土交通省【省令】 平成18年12月 |
| | | 移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準 | 国土交通省【省令】 平成18年12月 |
| | 公園 | 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準） | 国土交通省【省令】 平成18年12月 |
| | 建築物 | 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準） | 国土交通省【政令】 平成18年12月 |
| | | 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準） | 国土交通省【省令】 平成18年12月 |
| | 交通安全 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準 | 国家公安委員会【規則】 平成18年12月 |
| 駐車場 | 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準） | 国土交通省【省令】 平成18年12月 | |
| ガイドライン等 | 公共交通 | 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕 | 国土交通省 平成25年6月 |
| | | 公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕 | 国土交通省 平成25年6月 |
| | 道路 | 増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン | (財)国土技術研究センター 平成23年8月 |
| | 公園 | 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン | 国土交通省 平成24年3月 |
| | 建築物 | 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 | 国土交通省 平成24年7月 (平成29年3月改正) |

| 種別 | 項目 | 名称 | 所管など/作成年月 |
|-------|--|--|--------------------------------------|
| 条例等 | 公共交通 ・道路・公園 ・建築物等 | 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル | 東京都 平成 26 年 9 月 |
| | 道 路 | 都道における移動等円滑化の基準に関する条例 | 東京都 平成 24 年 12 月 |
| | | 東京都北区道路に関する技術的基準等を定める条例 | 北区 平成 25 年 3 月 |
| | 公 園 | 東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例 | 東京都 平成 24 年 12 月 |
| | | 東京都北区立公園条例 | 北区 昭和 33 年 4 月 (平成 29 年 3 月改正) |
| | 建 築 物 | 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (建築物バリアフリー条例) | 東京都 平成 18 年 12 月 |
| | | 東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則 | 北区 平成 15 年 3 月 (平成 28 年 3 月改正) |
| | 交通安全 | 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例 | 東京都 平成 24 年 12 月 |
| | 駐 車 場 | 駐車場ユニバーサルデザインガイドライン | (財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月 |
| | | 障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン | 東京都 平成 25 年 8 月 |
| ト イ レ | 生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とうきょうトイレ、その方向性— | 東京都福祉のまちづくり 推進協議会 平成 18 年 7 月 | |

2. 移動等円滑化に向けた特定事業別の対応の考え方

『「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区』の実現のためには、利用者の気づきや提案を特定事業の内容に広く反映させることが重要である。

そこで、先に示した移動等円滑化に関する基準等の内容を踏まえつつ、地区別構想（赤羽地区）で設定した共通の配慮事項、滝野川地区におけるまちあるき点検等での意見をもとに、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が安全で移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の考え方を配慮事項として整理し、特定事業を検討する各施設設置管理者と共有した。

(1) 公共交通の共通の配慮事項

① 旅客施設（鉄道駅）

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|------|---|
| 通路 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ エレベーター利用により大きな迂回が生じる駅では、地形や駅構造に配慮し、2ルート目のバリアフリールート確保や上下方向へのエスカレーター設置に努める。 ▶ 主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 |
| 上下移動 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ▶ エレベーターは、車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。 |
| ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵*を設置する。 ▶ 駅や車両の構造上ホームドアや可動式ホーム柵が設置不可能な場合は、内方線付点状ブロックを設置する。また、昇降式ホーム柵や固定式ホーム柵など、他の方法による利用者の安全の確保に努める。 ▶ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。 ▶ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。 ▶ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。 |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など）。 ▶ オストメイト*対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ▶ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。 ▶ 和式便房を洋式化する。 ▶ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ▶ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ▶ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ▶ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。 |

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|-----------------|---|
| 券売機等 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい（反射しない）タッチパネルや白黒反転機能のあるタッチパネルなど、車いす使用者や弱視者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラム*などを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ▶ 駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ▶ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ▶ 改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図*を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。 ▶ 駅構内や周辺のバリアフリーに関する案内を紙で配布するなど、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。 ▶ 改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。 ▶ 筆談用具*を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。 ▶ 自動改札機はIC専用改札機と磁気券対応改札機の違いがわかるような案内表示を設置する。 |
| 人的対応・こころのバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ▶ 駅や車両利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。 |

<参 考>

■ホームドア（区内）



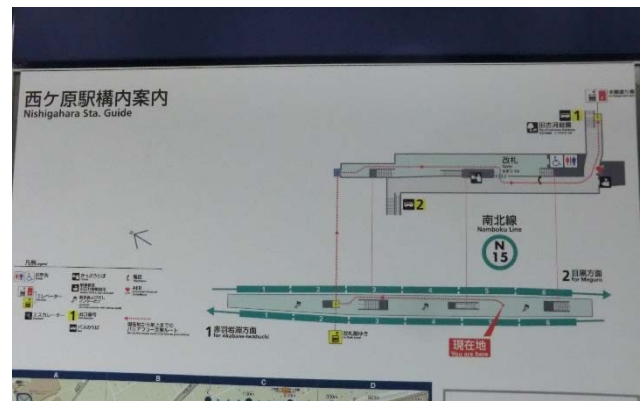
■内方線付点状ブロック（区内）



■電光掲示やモニターによる情報提供（区内）



■バリアフリールートなどがわかりやすい案内板（区内）



② 旅客施設（停留場）

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|-----------------|--|
| 通路 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な動線には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ▶ 傾斜路は車いす使用者に配慮し、緩やかな勾配（縦断勾配 8%以下）とし、十分な幅員（120cm 以上）を確保する。 |
| 上下移動 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 |
| ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす使用者が円滑に利用できるように、乗降場の幅員を十分に確保する（150cm 以上）。 ▶ 転落を防止するためのホーム柵や内方線付点状ブロックを設置する。 ▶ ホームと車両の間隙や段差は、できる限り小さくする。 ▶ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、上屋やベンチを設置する。 ▶ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 乗降位置等について、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ▶ 音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ▶ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ▶ 車両内に筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。 |
| 人的対応・こころのバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ▶ 停留場や車両利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発を行う。 |

<参 考>

■ 幅員が確保された停留場（ホーム柵・内方線付点状ブロック・上屋・ベンチの設置）（区内）



③ 路線バス・コミュニティバス

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|-----------------|--|
| 車両 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両のノンステップ化や車いす使用者やベビーカー使用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。 |
| バス乗降場・バス停留所 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、十分な待合スペースを確保する。(道路管理者との連携) ▶ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者との連携) |
| 案内設備・情報のバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ バス乗降場やバス停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図、ノンステップバス*運行の表示、多言語表記、バスの乗り方など)。 ▶ バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。 |
| 人的対応・こころのバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停留所への正着や二ーリング(車両を傾けて段差を緩和する)を徹底する。 ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 ▶ バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。 |

< 参 考 >

■ ノンステップバス



■ バリアフリー化されたバス停留所(区内)



出典：公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン 車両等編(平成 25 年 6 月)

④ タクシー

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|-----------------|--|
| 車両 | ▶ 車いす利用者等も利用できる福祉タクシー*（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入を促進する。 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。 |
| 人的対応・こころのバリアフリー | ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 |

<参考>

■福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシー

福祉タクシーは、障害者等の運送を目的とした予約制のタクシーである。ユニバーサルデザインタクシーは、健常者や高齢者、車いす利用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両であり、予約だけでなく街中で呼び止めても使用できるタクシーである。

移動等円滑化の促進に関する基本方針*において、平成32年度までに約28,000台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を導入することを整備目標としている。東京都では、平成32年度までに、都内のタクシーの2割にあたる10,000台を導入することを目標としており、平成28年度末時点で85台が導入されている。



出典：川崎タクシーグループホームページ
ユニバーサルデザインタクシー

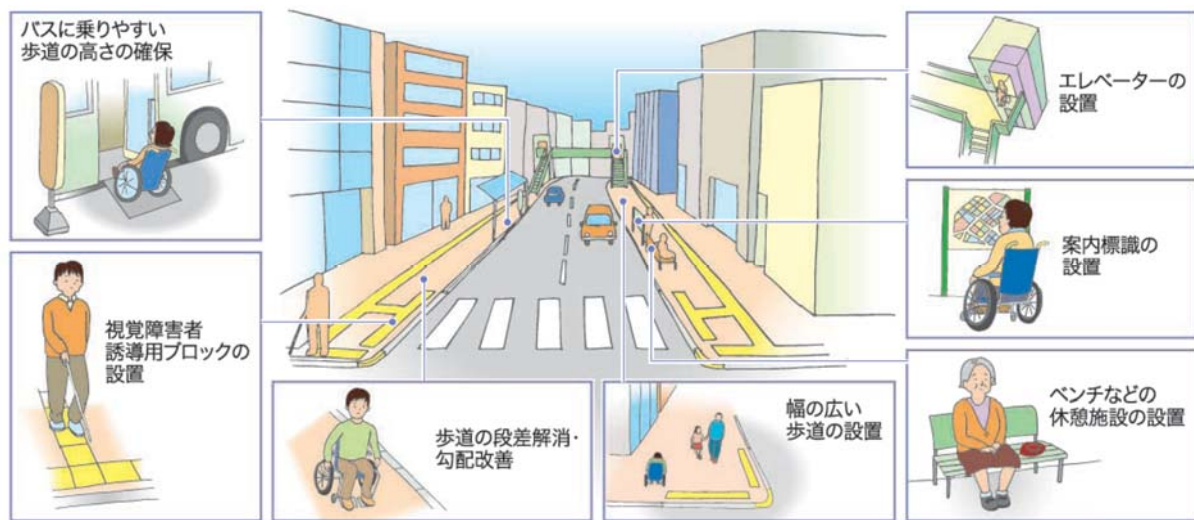
(2) 道路の共通の配慮事項

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|----------------|--|
| 歩道等 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員*が確保された歩行空間を整備する。 ▶ 横断歩道接続部の勾配を解消し(5~8%以下)、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。 ▶ 地形などにより高低差が伴う場合には、垂直方向の移動などによる負担を少なくするよう、エレベーターなどの整備も含めて検討する。 ▶ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ▶ 歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。 ▶ 歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備を推進する。 ▶ 駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に乗り場や行き先のわかる総合案内板等を設置する。 |
| バス乗降場・バス停留所 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停留所にベンチや屋根を設置し、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者との連携) ▶ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携) |
| タクシー乗降場 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする(2cmを標準)。 |
| 視覚障害者誘導用ブロック | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。 ▶ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設設置管理者と連携) |
| 歩道のない道路 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。 ▶ 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(交通管理者と連携) ▶ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ▶ バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携) |
| 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 長く続く坂道では、車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置などに配慮する。 ▶ 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。 ▶ エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。 |

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|-------|--|
| 維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。 ➢ 工事中なども多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。 |
| 普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。 ➢ 自転車通行環境整備*と通行ルールの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。(交通管理者と連携) ➢ 駅周辺の放置自転車対策を積極的に行い、歩行環境を向上させる。 |

< 参 考 >

■ 道路のバリアフリー化のイメージ



出典：国土交通省資料

■ バリアフリー化された歩道（区内）



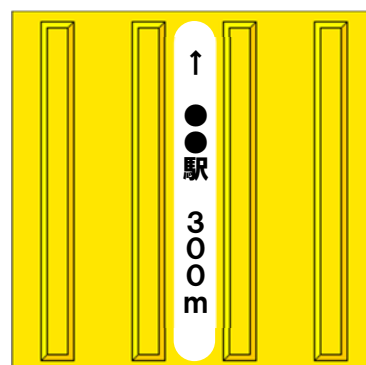
■ 路側帯のカラー舗装（区内）



■ 長く続く坂道への手すりの設置（区内）



■ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導



(3) 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|----------------|---|
| 出入口・敷地内通路(屋外) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携) ▶ 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する(80 cm以上)。 |
| 建物内通路 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120 cm以上)。 ▶ 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。 |
| 上下移動 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ▶ 2階以上の施設には、エレベーターを設置する。 ▶ エレベーターは、施設の用途や規模に応じて車いすが複数乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。 |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など)。 ▶ オストメイト対応設備*や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。 ▶ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする(機能分散)。 ▶ 和式便房を洋式化する。 ▶ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ▶ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ▶ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ▶ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ▶ パンフレットやWEB*などを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。 ▶ 施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。 |
| 駐車場・駐輪場 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅350 cm以上)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。 ▶ 利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。 |

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|-------------------------|--|
| その他設備 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。 ▶ 貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 ▶ 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 ▶ 商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。 ▶ 区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。 ▶ 会議室等の予約システムは、移動制約がある人でも対応できる方法に配慮する。 |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。 ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。 ▶ 施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターでの利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。 |

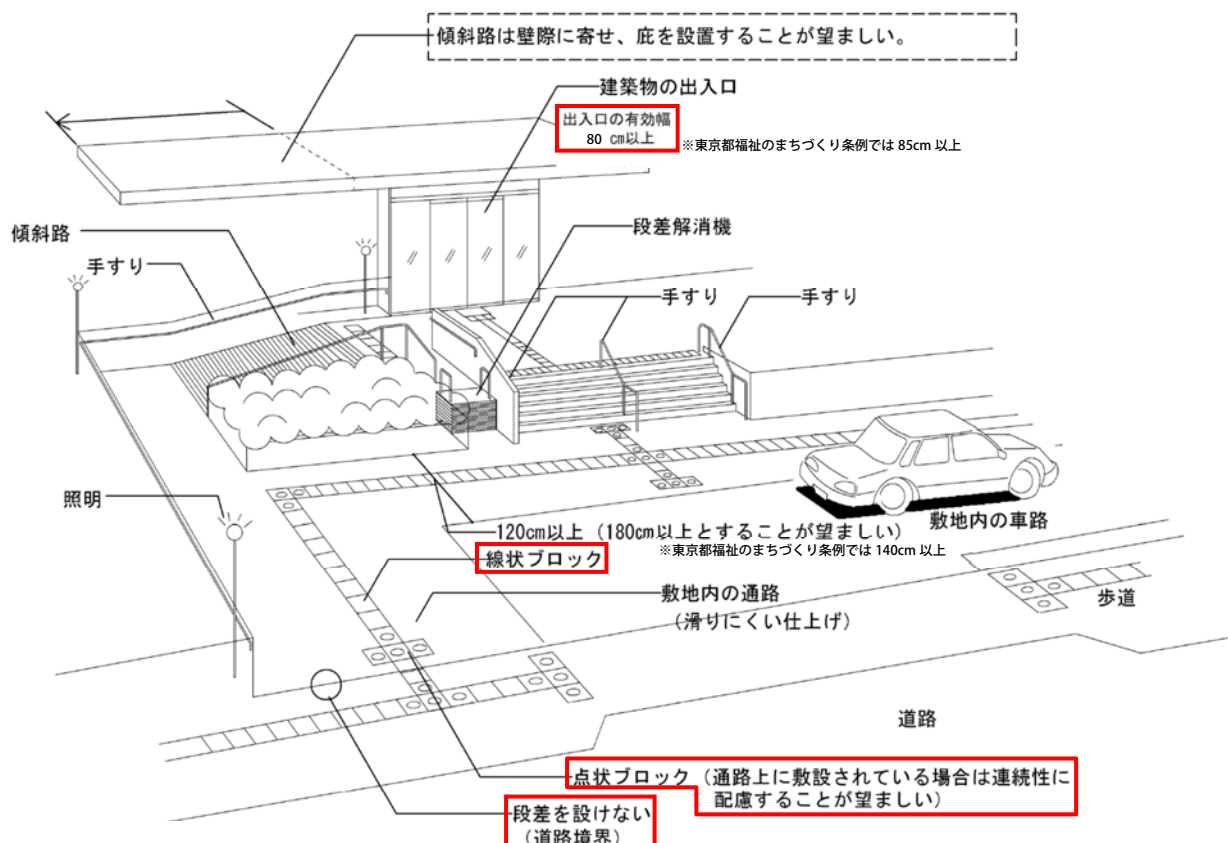
< 参 考 >

■建築物のバリアフリー化

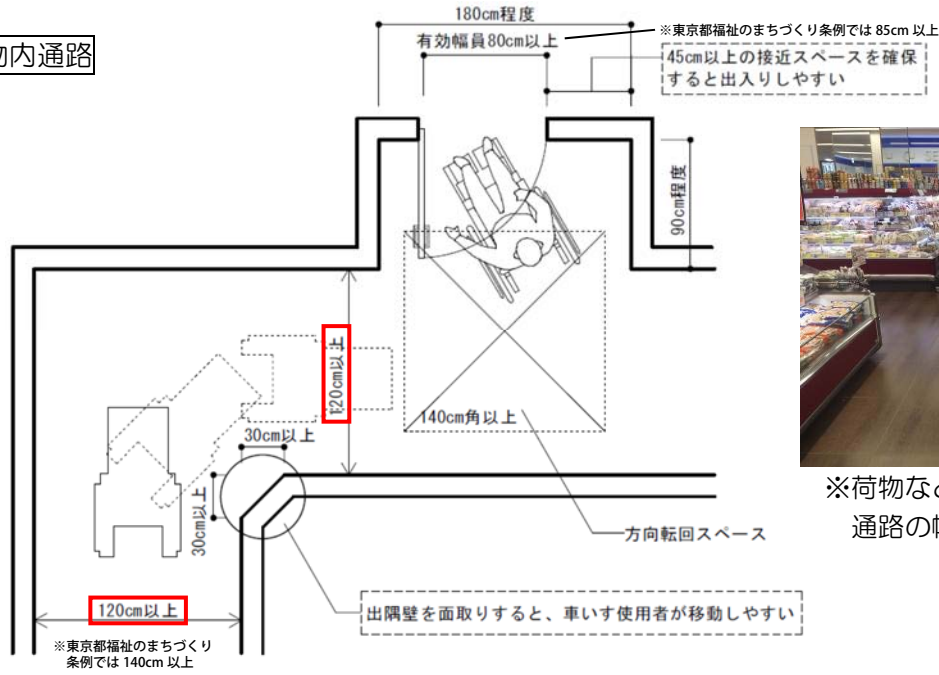
（注記のないものは、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、より抜粋・作成）

 赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準である。

出入口・敷地内通路（屋外）

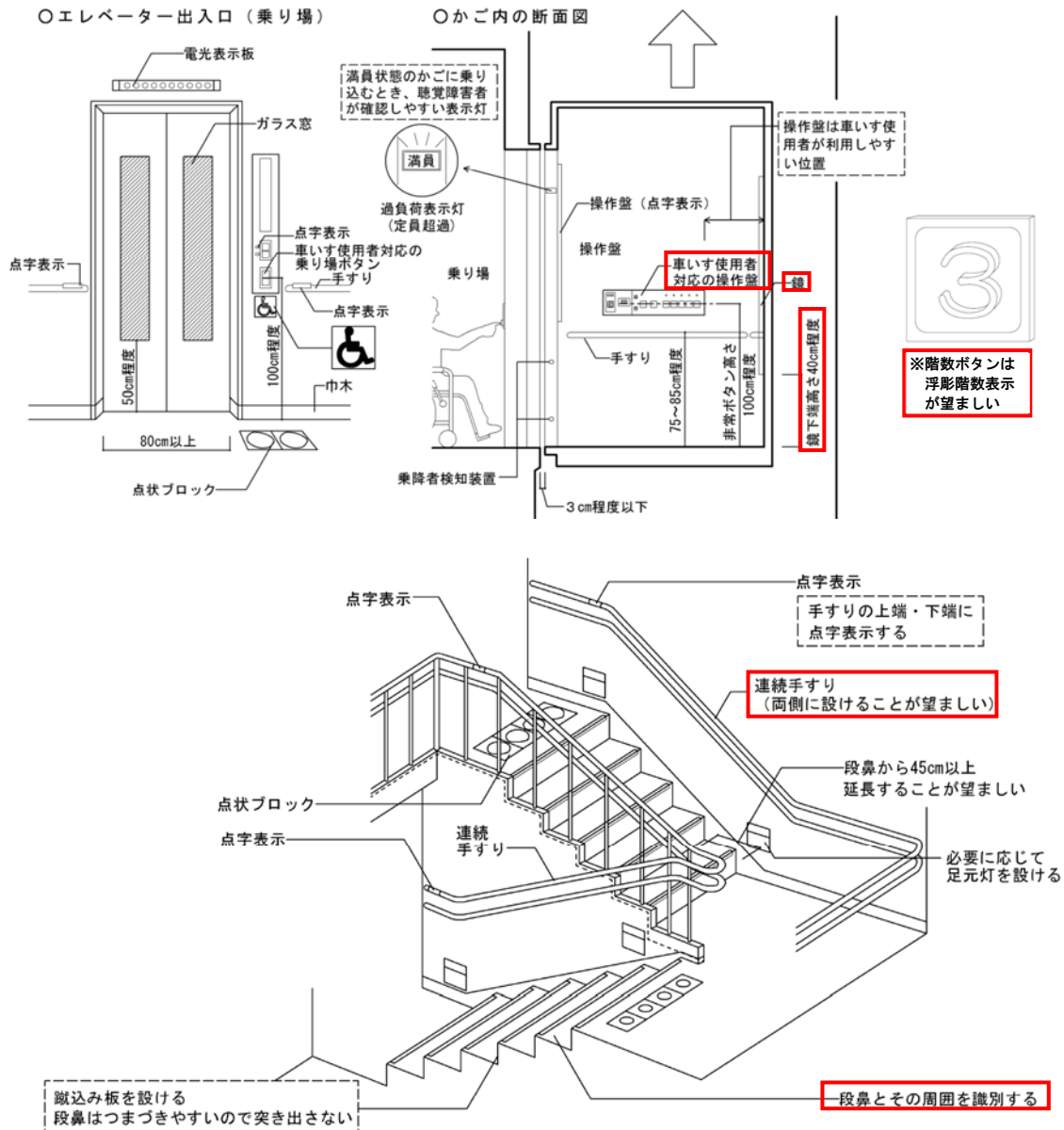


建物内通路

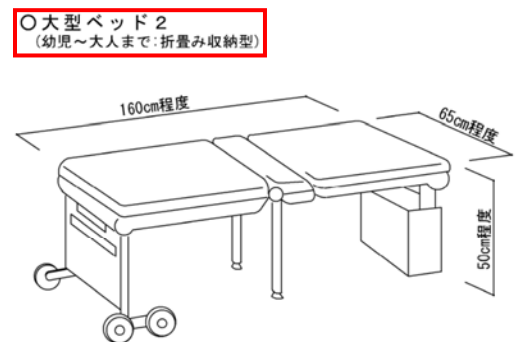
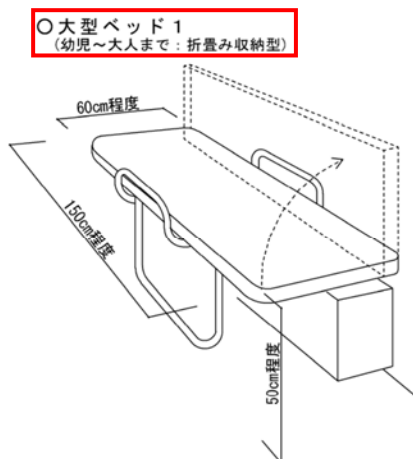
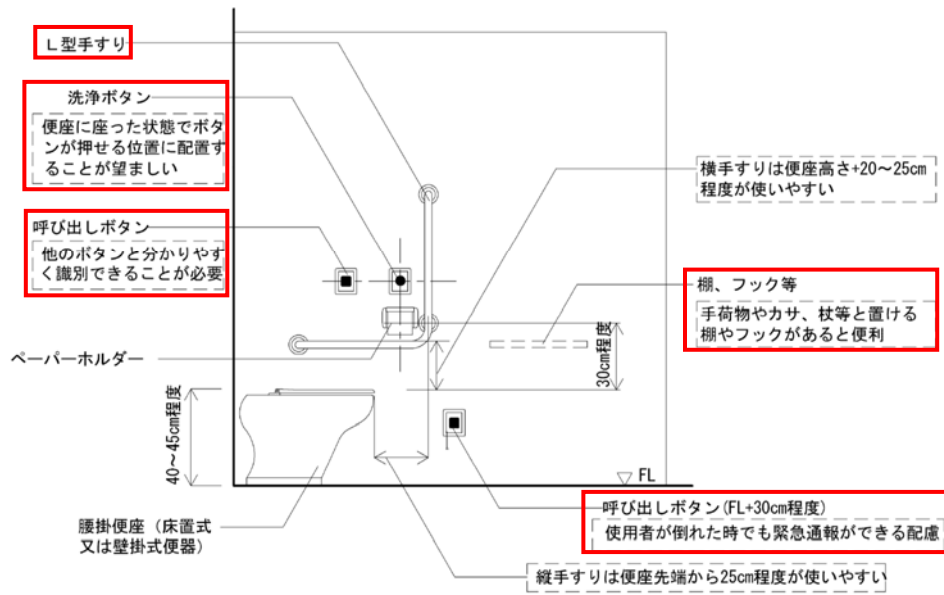
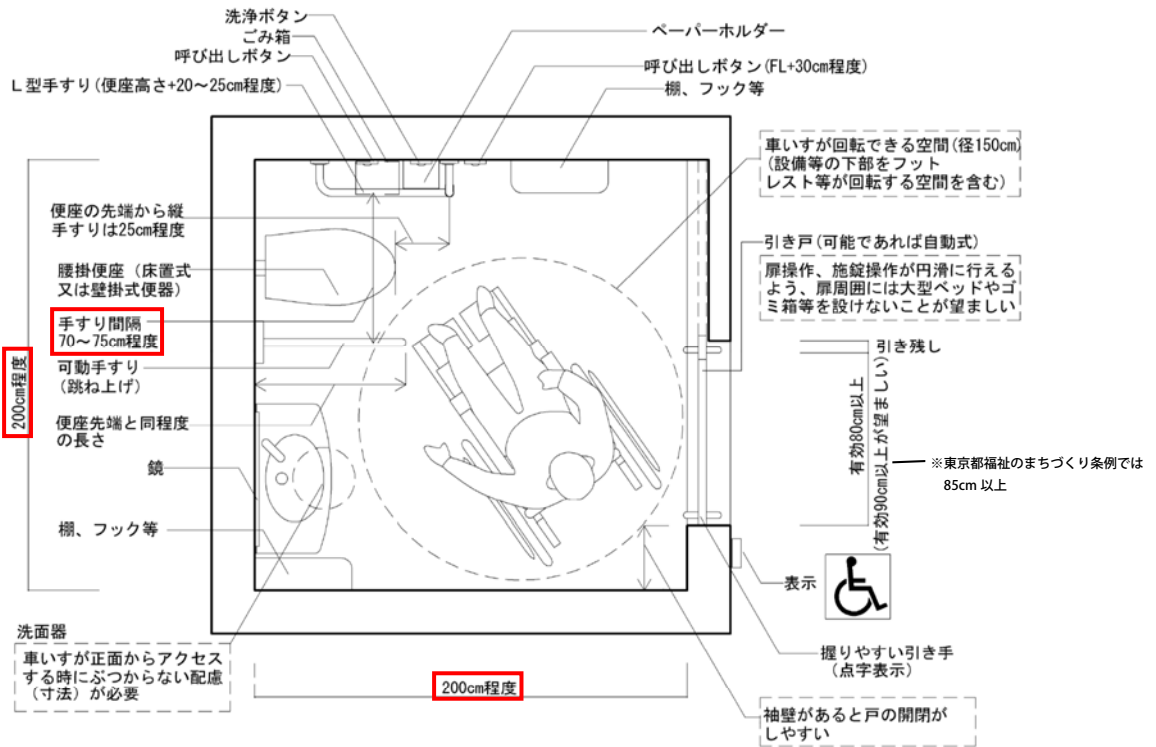


※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする（区内）

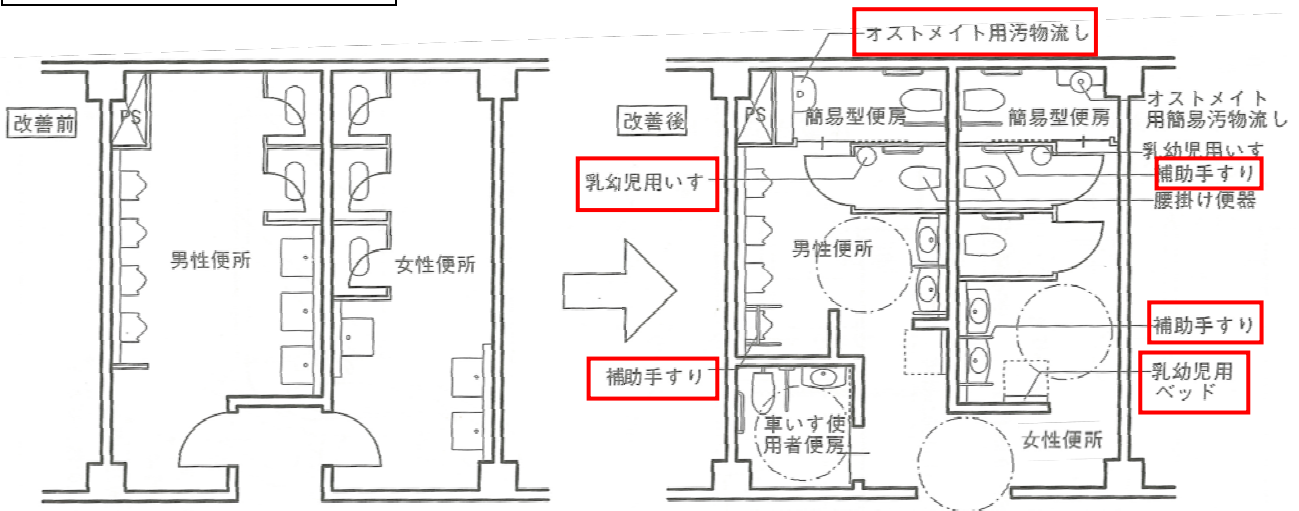
上下移動



トイレ (車いす使用者用)



トイレ（一般トイレの改善例）



廊下
・高齢者・障害者等に対応する便房がない場合

- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストूल又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

案内（案内板）



・視覚障害者誘導用ブロックの敷設と併せて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口

案内（トイレ触知案内図）



点字等による案内板（晴眼者も使えるように大きめの墨字を併記する。）（区内）



機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示

筆談用具

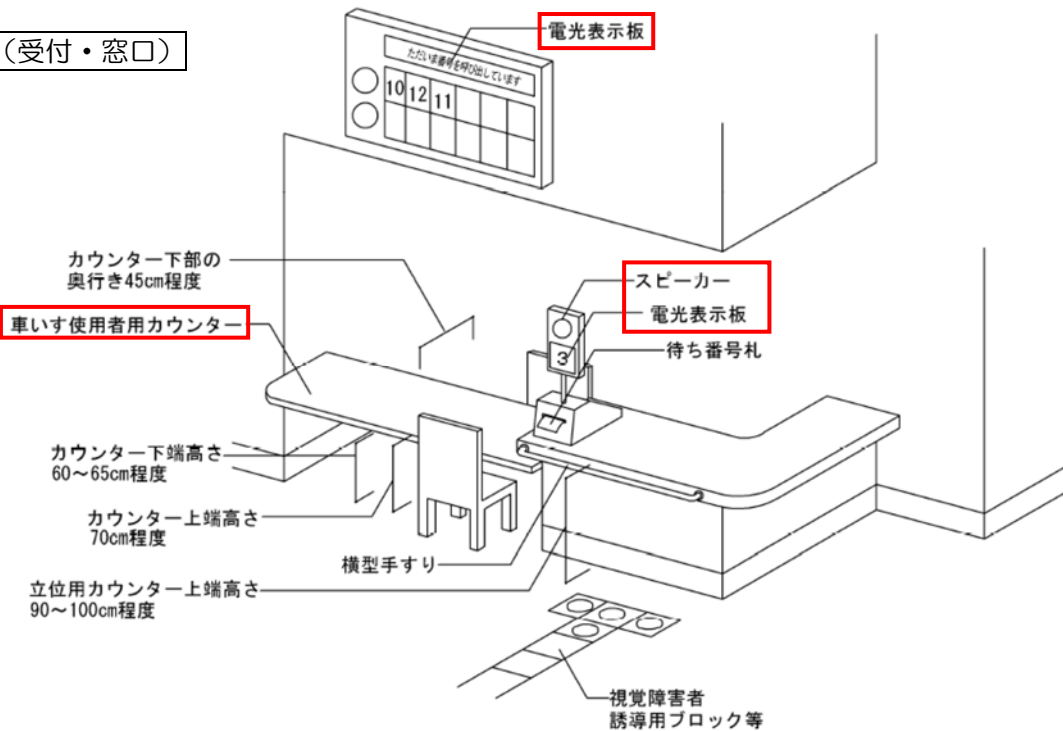


筆談ボード：書いて消せる白板



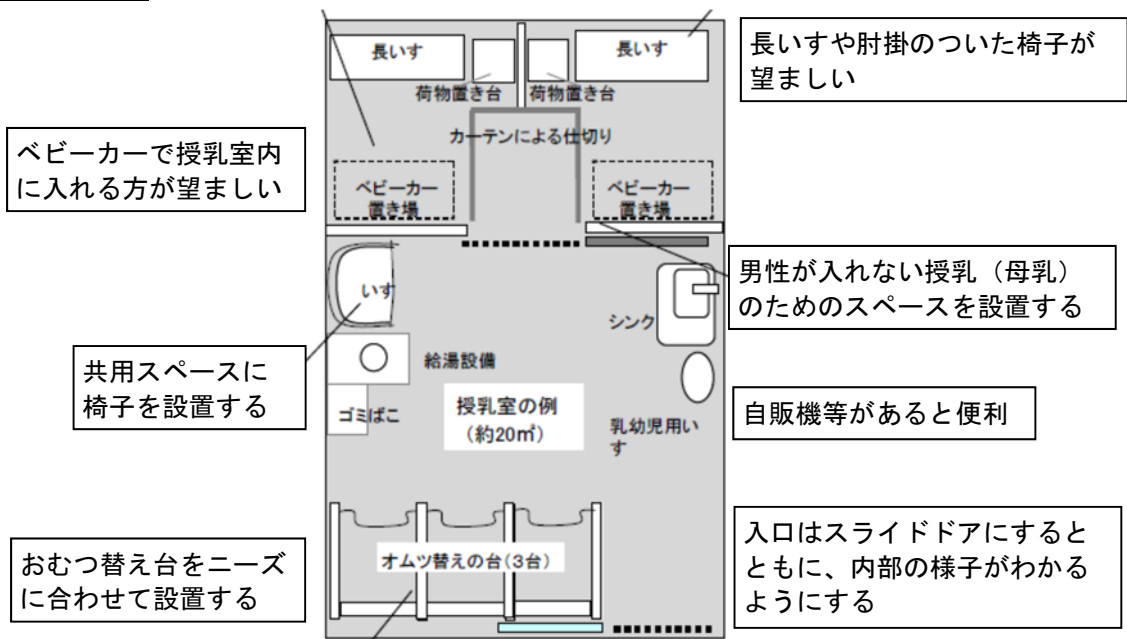
耳マーク（区内）

その他設備（受付・窓口）

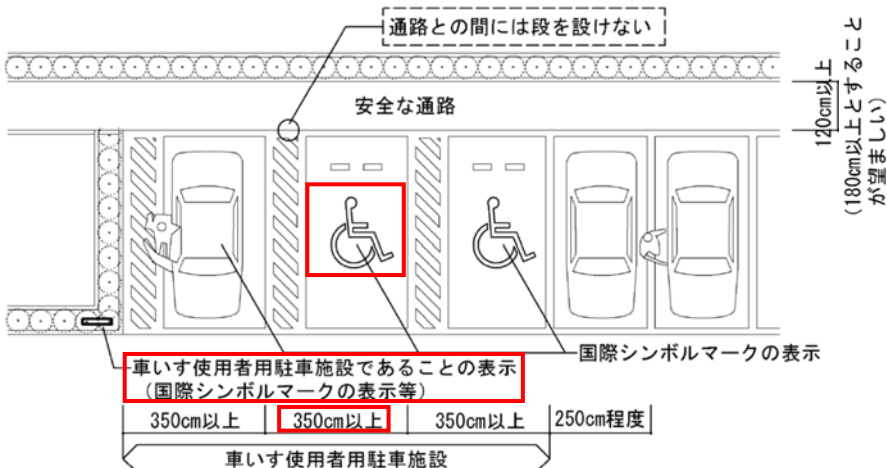


その他設備（授乳室）

さまざまな機能がある授乳室の例（3.5m×5m）



駐車場



出典：東京都障害者専用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン

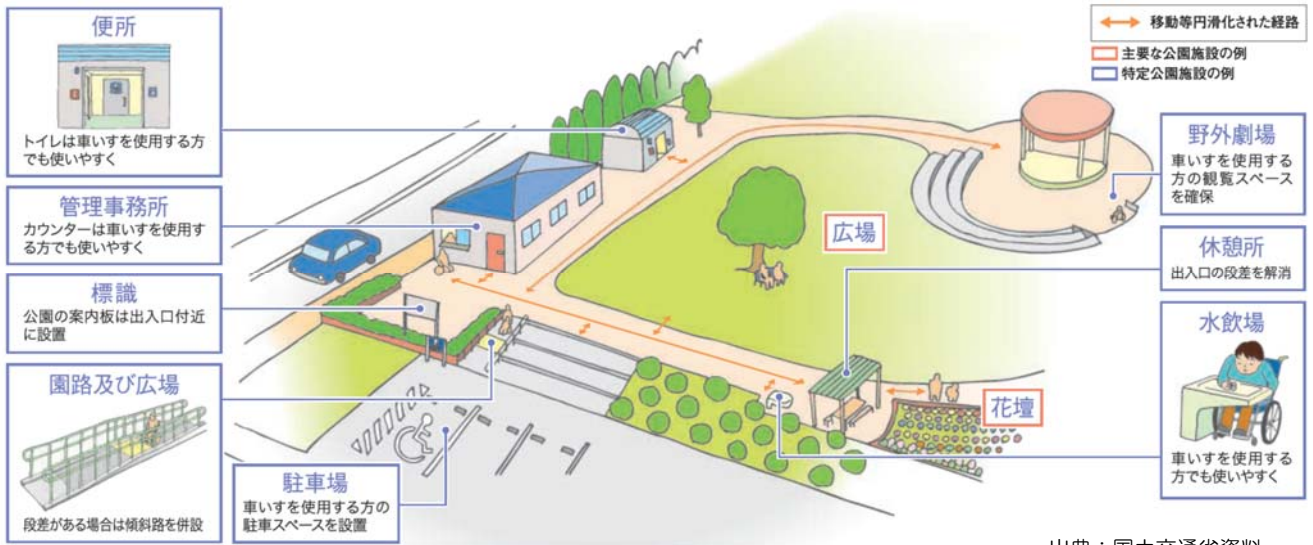
マナーアップポスター

(4) 都市公園の共通の配慮事項

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|-----------------|--|
| 出入口 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 敷地境界の段差を解消し、十分な幅員を確保する（90 cm以上）。 ▶ 二輪車進入禁止柵を設ける場合は、車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した構造とする。 |
| 園路 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。 ▶ 主要な園路には段差や急な勾配を設けない。 ▶ 主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する（120 cm以上）。 |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など）。 ▶ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ▶ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。 ▶ 和式便房を洋式化する。 ▶ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ▶ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ▶ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ▶ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する（必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など）。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。（管理事務所） |
| 休憩施設 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日陰となる場所やベンチ等の休憩施設を設置する。 ▶ 車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。 |
| 維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。 ▶ 多機能トイレの時間規制について、利用者のニーズを踏まえた運用方法を検討する。 ▶ 利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。 |
| 人的対応・こころのバリアフリー | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 |

< 参 考 >

■都市公園のバリアフリー化のイメージ



出典：国土交通省資料

(5) 信号機等の共通の配慮事項

| 項目 | 共通の配慮事項 |
|-------|--|
| 信号機等 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の信号機は、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機を設置する。 ▶ 音響式信号機*の設置に際しては、視覚障害者の利用を想定し、わかりやすく安全な位置への押ボタンの設置に配慮する。 ▶ 多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。 ▶ 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。 |
| 横断歩道 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の交差点には、横断歩道の設置を進める。 ▶ 駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置する。 |
| 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携） |
| 普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携） |

< 参 考 >

■視覚障害者用付加装置付信号（音響式信号機）



出典：警視庁資料

■経過時間表示式信号機*



出典：警視庁資料

■エスコートゾーン（区内）



第6章 滝野川地区における特定事業等

特定事業とは、生活関連施設及び生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、建築物・路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業などがある。基本構想に定めた特定事業は、施設設置管理者による特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

特定事業等の設定にあたっては、まちあるき点検等による利用者からの指摘事項を受け、各施設設置管理者が対応方策を検討した。あわせて、前章に記載した移動等円滑化に向けた対応の考え方に基づき、各施設設置管理者が配慮事項への適合状況についてセルフチェックを行い、適合していない項目や継続的に実施する項目について対応方針を検討し、取り組む事業を整理した。

第6章 目次

| | |
|--------------------|------------|
| 1. 公共交通特定事業 | 38 |
| (1) 鉄道 | 38 |
| (2) 路面電車 | 44 |
| (3) バス | 47 |
| 2. 道路特定事業 | 50 |
| (1) 国道 | 50 |
| (2) 都道 | 51 |
| (3) 区道 | 57 |
| 3. 建築物特定事業 | 58 |
| (1) 区役所・区民センター | 58 |
| (2) 高齢者施設 | 70 |
| (3) 教育施設 | 73 |
| (4) 文化・スポーツ・社会教育施設 | 86 |
| (5) その他公共施設等 | 94 |
| (6) 医療施設 | 97 |
| (7) 金融機関等 | 101 |
| (8) 商業施設 | 110 |
| (9) 宿泊施設 | 111 |
| 4. 都市公園特定事業 | 112 |
| 5. 交通安全特定事業 | 113 |
| 6. その他の事業 | 114 |
| (1) タクシー | 114 |
| (2) 駅前広場 | 116 |
| (3) いっつき集合場所 | 117 |
| (4) 鉄道駅 | 121 |

1. 公共交通特定事業

(1) 鉄道

① 上 JR 上中里駅

1. 施設の概要

施設名：JR 上中里駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：上中里 1-44
 建築年：昭和 8 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなどは設置済みであり、基本的なバリアフリー化が図られている。今後も移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|--|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | 視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格適合・適切な配置・輝度比の確保) | | | ■ |
| ホーム | 可動式ホーム柵の設置 | | | ■ |
| | 内方線付点状ブロックの設置 | ■ | | |
| 券売機等 | 車いす使用者や弱視者に配慮した券売機等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | わかりやすい案内表示の設置 (ホーム上のエレベーターの案内表示) | ■ | | |
| | エレベーター出入口への行先の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 駅や車両利用のマナー・ルール等の利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 田 JR 田端駅

1. 施設の概要

施設名：JR 田端駅

事業主体：東日本旅客鉄道株式会社

所在地：東田端 1-17

建築年：明治 39 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなどは設置済みであり、基本的なバリアフリー化が図られている。今後も移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|-----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| ホーム | 可動式ホーム柵の設置 | | | ■ |
| | 柱と床面の色のコントラストの確保 | | | ■ |
| トイレ | 多機能トイレへの荷物台や荷物掛けの設置 | | | ■ |
| 券売機等 | 車いす使用者や弱視者に配慮した券売機等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 視覚障害者誘導用ブロックの改修 (駅周辺案内図前の配置改善) | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 駅や車両利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 上 JR 尾久駅

1. 施設の概要

施設名：JR 尾久駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：昭和町 1-2-16
 建築年：昭和 4 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなどは設置済みであり、基本的なバリアフリー化が図られている。今後も移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|---------------------|----------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | 幅広改札機の設置 | | | ■ |
| | トイレまでの通路への手すりの設置 | | | ■ |
| ホーム | 内方線付点状ブロックの整備 | ■ | | |
| | 可動式ホーム柵の設置 | | | ■ |
| トイレ | 多機能トイレの開閉ボタン位置の改善（内部） | | | ■ |
| 券売機等 | 車いす使用者や弱視者に配慮した券売機等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 視覚障害者誘導用ブロックの設置（通路～インターホン） | | | ■ |
| 人的対応・ こころのバリアフリー | 職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 駅や車両利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

④ 上 JR 板橋駅

1. 施設の概要

施設名：JR 板橋駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：板橋 1-15-1（板橋区）
 建築年：明治 39 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

駅のバリアフリー化に向けて、改良工事中である。移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------------|--|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | 上下方向へのエスカレーターの設置 | ■ | | |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの設置 | ■ | | |
| | 通路の勾配の解消 | ■ | | |
| | 柱の視認性の向上 | ■ | | |
| | 適切な照度の確保 | ■ | | |
| 上下移動 | 階段の両側への 2 段手すりの設置及び段鼻の強調 | ■ | | |
| | エレベーターの設置 | ■ | | |
| ホーム | 内方線付点状ブロックの設置 | ■ | | |
| トイレ | 多様な利用者に配慮したトイレの設置 (車いす対応、機能分散、洋式便房、ボタン配置など) | ■ | | |
| | トイレ出入口の段差解消 | ■ | | |
| 券売機等 | 車いす使用者や弱視者に配慮した券売機等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | ■ | | |
| | 音声案内や触知案内図の設置 | ■ | | |
| | わかりやすい運賃表の設置 | ■ | | |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------------|---|---------|---|
| | 筆談用具の案内の大型化 | ■ | | |
| | 乗換案内地図の見易さ・位置の改善 | ■ | | |
| | 電光掲示板の移設 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 駅や車両利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 上 東京メトロ西ヶ原駅

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ西ヶ原駅
 事業主体：東京地下鉄株式会社
 所在地：西ヶ原2-3-8
 建築年：平成3年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーター1ルート整備及び多機能トイレについてはすでに整備が完了している。今後はソフト事業を中心に推進し、ハード整備については駅改修時の実施を検討している。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|------|----------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | 別出入口へのエレベーターの増設（複数ルート目の確保） | | | ■ |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの設置（駅事務室への誘導） | | | ■ |
| 上下移動 | 階段への2段手すりの設置 | | | ■ |
| | エレベーターの改修 | ■ | ■ | ■ |
| | 階段の通行位置の表示 | ■ | | |
| ホーム | 視覚障害者誘導用ブロックの誘導位置の改善 | | | ■ |
| トイレ | 車いす対応トイレへの大型ベッドの設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-----------------|------------------------------|---|---------|---|
| | オストメイト対応設備（専用汚物流し）の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | JIS 規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | トイレ出入口への各個室の手すりの有無を示す案内表示の設置 | ■ | ■ | ■ |
| | 一般トイレへの高い位置への荷物掛けの設置 | | | ■ |
| | 一般トイレ出入口の段差解消 | | | ■ |
| | 多機能トイレの扉の改修 | | | ■ |
| | わかりやすい触知案内板への改善 | | | ■ |
| | 音声案内の適切な音量設定 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 車いす使用者に配慮した位置への荷物掛けの設置 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 券売機等 | 車いす使用者や弱視者に配慮した券売機等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 多様な利用者を想定した情報提供の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員研修の実施及び案内や情報提供、サポート等の対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(2) 路面電車

① 上 都電西ヶ原四丁目停留場

1. 施設の概要

施設名：都電西ヶ原四丁目停留場
 事業主体：東京都交通局
 所在地：西ヶ原 4-65
 建築年：明治 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

スロープや視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、車両との段差を解消するため停留場をかさ上げしている。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通を目指す。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|-----------------------------|--------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 利用者への停留場や車両利用のマナー・ルールの周知・啓発 | 継続して実施 | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 上 都電滝野川一丁目停留場

1. 施設の概要

施設名：都電滝野川一丁目停留場
 事業主体：東京都交通局
 所在地：滝野川 1-23
 建築年：明治 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

スロープや視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、車両との段差を解消するため停留場をかさ上げしている。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通を目指す。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|-----------------------------|--------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | スロープに必要な幅員を確保するため、自動販売機を撤去 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 利用者への停留場や車両利用のマナー・ルールの周知・啓発 | 継続して実施 | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 上 都電飛鳥山停留場

1. 施設の概要

施設名：都電飛鳥山停留場

事業主体：東京都交通局

所在地：滝野川1-4

建築年：明治44年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

スロープや視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、車両との段差を解消するため停留場をかさ上げしている。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通を目指す。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|-----------------------------|--------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 利用者への停留場や車両利用のマナー・ルールの周知・啓発 | 継続して実施 | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 上 都電栄町停留場

1. 施設の概要

施設名：都電栄町停留場

事業主体：東京都交通局

所在地：栄町37

建築年：大正2年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

スロープや視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、車両との段差を解消するため停留場をかさ上げしている。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通を目指す。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|-----------------------------|--------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 利用者への停留場や車両利用のマナー・ルールの周知・啓発 | 継続して実施 | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 上 都電梶原停留場

1. 施設の概要

施設名：都電梶原停留場

事業主体：東京都交通局

所在地：上中里3-17

建築年：大正2年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

スロープや視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、車両との段差を解消するため停留場をかさ上げしている。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通を目指す。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|-----------------------------|--------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 利用者への停留場や車両利用のマナー・ルールの周知・啓発 | 継続して実施 | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(3) バス

① 路線バス（都営バス）

1. 施設の概要

対 象：路線バス（都営バス）

事業主体：東京都交通局

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

都営バスでは、全車をノンステップバスにするなど、積極的にバリアフリー化を推進している。今後も、停留所や車両の利便性・快適性を向上させるとともに、路線や運行の情報をよりわかりやすく提供することで、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指す。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|--|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 車両 | より利用しやすい車両への代替 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| バス乗降場・停留所 | ベンチ・上屋の設置や待合スペースの確保（道路管理者との連携） | ■ | ■ | ■ |
| | 正着しやすい構造への改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携） | ■ | ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | バス乗降場やバス停留所における案内の充実 | ■ | ■ | ■ |
| | バス接近表示システムの導入の促進 | ■ | ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | バス停留所への正着や二ーリングの適切な活用 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 乗務員研修の実施及び乗務員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 路線バス（国際興業バス）

1. 施設の概要

対 象：路線バス（国際興業バス）

事業主体：国際興業株式会社

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

区内を運行する車両は全車バリアフリー対応車両となっている。バス停留所について、改良が行われている箇所もあるが、引き続き取組を推進する。あわせて、乗務員研修や利用者への啓発を引き続き実施する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| バス乗降場・停留所 | ベンチ・上屋の設置や待合スペースの確保（道路管理者との連携） | ■ | 順次 ■ | ■ |
| | 正着しやすい構造への改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者との連携） | ■ | 順次 ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | バス乗降場やバス停留所における案内の充実 | ■ | 順次 ■ | ■ |
| | バス接近表示システムの導入の促進 | ■ | 順次 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | バス停への正着や二ーリングの徹底 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 乗務員研修の実施及び乗務員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

バス停留所のバリアフリー対応は道路構造が深く関係すると共に、道路状況（駐車車両等）に影響を受けるため、道路管理者・交通管理者との連携が不可欠である。バス車両もバリアフリー対応の深度化に伴い大型化しており、従前の構造ではバス停留所への正着ができないケースも発生しているため、道路管理者と連携して改善に努める必要がある。

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ コミュニティバス

1. 施設の概要

対 象：コミュニティバス

事業主体：日立自動車交通株式会社

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

運行車両のバリアフリー化は完了している。今後はバス停留所の整備や案内設備の拡充に努める。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| バス乗降場・停留所 | ベンチ・上屋の設置や待合スペースの確保 (道路管理者と連携) | | | ■ |
| | 正着しやす構造への改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置 (道路管理者の連携) | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | バス乗降場やバス停留所における案内の充実 | | ■ | |
| | バス接近表示システムの導入の促進 | | ■ | |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | バス停留所への正着や二ーリングの徹底 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 乗務員研修の実施及び乗務員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

コミュニティバス担当部署と道路管理者の連携のもとで上記対応について協議が行える場を設ける必要がある。

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2. 道路特定事業

(1) 国道

板-13

1. 施設の概要

経路名：板-13 国道17号（中山道）

事業主体：国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当該箇所は、首都高速中央環状王子線の整備に伴い、国道部も道路整備がなされており、基本的なバリアフリー化が図られている。今後とも適切な維持管理に努めるとともに、更なる移動等円滑化に向けて、検討を継続していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 自転車走行空間の整備 | | ■ | |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックの設置 （生活関連施設との連続性の確保） | ■ | ■ | ■ |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの改修（輝度比の確保） | | | ■ |
| 維持管理 | 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理への配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 普及・啓発 | 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 自転車通行ルールの啓発及び放置自転車対策 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(2) 都道

国道（都管理）・都道共通

| 1. 事業内容・実施時期 | | | | |
|--|--|------|---------|----|
| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換 | ■ | 順次 ■ | ■ |
| バス乗降場・ バス停留所 (路線バス運行区間 がある場合) | バス停留所へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保 (バス事業者との連携) | ■ | 順次 ■ | ■ |
| | バスが正着しやすい構造への改良及び 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (バス事業者との連携) | ■ | 順次 ■ | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 多様な利用者に配慮した公共サイン等の設置や改修 (北区都市計画課ほか) | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや 表示方法等の検討 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 維持管理 | 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの 適切な維持管理への配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 普及・啓発 | 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、 商品陳列等の不法占用物への指導 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 自転車通行ルールの啓発及び放置自転車対策 | ■ | 継続 ■ | ■ |

2. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

板-02

1. 施設の概要

経路名：板-02 都道 305 号（明治通り）

事業主体：東京都建設局 第四建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員が確保されており、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている経路である。第四次事業化計画における優先整備路線の範囲内であるため、整備にあたりバリアフリー化に配慮する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------|--|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 歩道上の電柱の撤去 | | | ■ |
| | 歩道の傾きやがたつき、横断歩道接続部の勾配の解消 | | | ■ |
| | 自転車走行空間の整備 | | | ■ |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導) | | | ■ |
| 安全対策 | 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないよう配慮 | | | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

都市計画事業として実施するため、沿道の理解・協力が必要である。交通管理者やバス事業者との調整も必要となる。

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

板-22

1. 施設の概要

経路名：板-22 国道 122 号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員が確保されており、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている経路だが、視覚障害者誘導用ブロックの破損箇所が目立つ。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

共通事業を実施

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

板-23

1. 施設の概要

経路名：板-23 国道 122 号（明治通り）

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員が確保されており、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路である。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|----------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックの改修（輝度比の確保） | ■ | ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 歩道橋エレベーター乗り場への案内表示の設置（北区都市計画課ほか） | ■ | ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

上-01

1. 施設の概要

経路名：上-01 都道 455 号（本郷通り）

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員が確保されており、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている経路である。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|------|----------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 横断歩道接続部への車いす使用者等が安全に滞留できるスペースの整備 | | | ■ |
| 安全対策 | カーブミラーの設置 | | ■ | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

上-23

1. 施設の概要

経路名：上-23 都道 306 号（明治通り）

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的には歩道有効幅員が確保されており、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが部分設置（一部連続設置）されている経路である。また、沿道の駐輪や店舗の占用物が見られる箇所がある。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------|--|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 平坦かつ十分な幅員を確保した歩行空間の整備 | | | ■ |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保） （尾久駅～昭和区民センター入口） | | | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

田-01

1. 施設の概要

経路名：田-01 都道 458 号（田端駅前通り）

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所 / 北区（東台橋付近エレベーター設置）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

十分な歩道有効幅員が確保されておらず、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路である。また、一部が田端駅前通り商店街となっている。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。無電柱化事業の計画路線となっており、整備にあたりバリアフリー化に配慮する。また、東台橋付近の高低差を解消するため、エレベーターの設置を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------|--------------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | 上下方向へのエレベーターの設置（東台橋付近） | ■ | ■ | |
| 歩道等 | 平坦で滑りにくく、十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備 | ■ | | |
| | 横断歩道接続部の勾配の解消 | ■ | | |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックの改修 （JIS 規格適合・輝度比の確保） | ■ | | |
| 安全対策 | 歩道上の電柱の撤去 | ■ | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

田-13

1. 施設の概要

経路名：田-13 都道 458 号（東田端2丁目～田端新町3丁目）

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員が確保されており、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが部分設置（一部連続設置）されている経路である。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。無電柱化事業の計画路線となっており、整備にあたりバリアフリー化に配慮する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------|---|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備 | ■ | | |
| | 横断歩道接続部の勾配の解消 | ■ | | |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックの更新 （JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導） | ■ | | |
| 安全対策 | 歩道上の電柱の撤去 | ■ | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

田-14

1. 施設の概要

経路名：田-14 都道 458 号（東田端1丁目～田端新町1丁目）

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高架上以外は十分な歩道有効幅員は確保されておらず、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路である。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。無電柱化事業の計画路線となっており、整備にあたりバリアフリー化に配慮する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------|--------------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備 | | ■ | |
| | 横断歩道接続部の勾配の解消 | | ■ | |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックの更新 （JIS 規格適合・輝度比の確保） | | ■ | |
| 安全対策 | 歩道上の電柱の撤去 | | ■ | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

田-19

1. 施設の概要

経路名：田-19 都道 58 号

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員が確保されており、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている経路である。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。無電柱化事業の計画路線となっており、整備にあたりバリアフリー化に配慮する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|------|--------------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備 | ■ | ■ | ■ |
| 安全対策 | 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮 | | | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

田-22

1. 施設の概要

経路名：田-22 都道 458 号（田端大橋）

事業主体：東京都建設局 第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

田端ふれあい橋と並行している経路で、歩道有効幅員は確保されており、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路である。今後は各種工事に合わせ適時適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------|---|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保） （田端ふれあい大橋階段下～歩道部） | ■ | | |
| 安全対策 | 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないよう配慮 | | | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(3) 区道

上-04

1. 施設の概要

経路名：上-04 豊北3号

事業主体：豊島区

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員が確保され、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路である。豊島区としては歩道のある道路はバリアフリー化を進めていく方針であり、北区のバリアフリー基本構想に合わせて整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 歩道等 | 側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換 | ■ | ■ 随時 | ■ |
| | 自転車走行空間の整備（交通安全事業者と連携） | ■ | | |
| 安全対策 | 車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置等 | | ■ | |
| | 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないよう配慮 | | ■ | |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 生活関連経路上の主要な箇所への案内表示の設置 | | | ■ |
| 維持管理 | 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理への配慮 | ■ | ■ 継続 | ■ |
| | 工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮 | ■ | ■ 継続 | ■ |
| 普及・啓発 | 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導 | ■ | ■ 継続 | ■ |
| | 自転車通行ルールの啓発及び放置自転車対策 | ■ | ■ 継続 | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

3. 建築物特定事業

(1) 区役所・区民センター

① 板 北区役所滝野川分庁舎・北区立教育相談所・いじめ110番・教育未来館・就学相談室

1. 施設の概要

施設名：北区役所滝野川分庁舎・北区立教育相談所・いじめ110番・教育未来館・就学相談室
 事業主体：北区
 所在地：滝野川2-52-10
 建築年：昭和35年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

北区役所滝野川分庁舎は、北区立の中学校であった建物をバリアフリーに配慮して改築し、平成27年から庁舎として使用している施設である。今後は、庁舎として運用していく中で、バリアフリーへの配慮が不十分な点が出てくれば、可能なところから改善していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|--|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 段差の解消及び歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導ブロックの設置(道路管理者と連携) | ■ | ■ | ■ |
| 上下移動 | 視覚障害者誘導用ブロックの設置(1階から地下への階段上部への警告ブロック設置) | ■ | ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | パンフレットやWEB等による施設の利用やバリアフリー関連情報等の提供 | ■ | 継続 | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| | 点字案内の設置・更新(案内板・スロープ・階段の手すり・トイレ・エレベーター等) | ■ | ■ | ■ |
| | トイレへの触知案内図の設置 | ■ | ■ | ■ |
| その他設備 | 貸出用車いすやベビーカーの設置及び案内の表示 | ■ | ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

② 上 滝野川区民事務所・西ヶ原東地域振興室・滝野川会館・滝野川図書館・滝野川文化センター

1. 施設の概要

施設名：滝野川区民事務所・西ヶ原東地域振興室・滝野川会館・滝野川図書館・滝野川文化センター
 事業主体：北区
 所在地：西ヶ原 1-23-3
 建築年：平成4年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、建物内にエレベーターや車いす使用者用トイレは設置済みである。ハード整備については大規模改修等の際に実施し、今後はソフト事業を中心に推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|--|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格適合・輝度比の確保・歩道から出入口、敷地内通路、階段付近等への適切な配置） | | | ■ |
| 建物内通路 | 視覚障害者誘導用ブロックの改修（不要なブロックの撤去、JIS規格適合、輝度比の確保） | | | ■ |
| 上下移動 | 階段手すりの改修（1段→2段・連続設置）及び段鼻の強調 | | | ■ |
| | エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置 | | | ■ |
| | 階段始終点への適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置 | | | ■ |
| トイレ | 多機能トイレの扉の改修（1階・地下1階） | | | ■ |
| | 多機能トイレへの大型ベッドの設置 | | | ■ |
| | 引きヒモ付の呼出しボタンの設置 | | ■ | |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | 和式便所の洋式化 | | | ■ |
| | 一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 点字案内の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|-----------------------------------|---|---------|---|
| | 触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| | トイレ出入口への音声案内の設置 | | | ■ |
| | 図書館への誘導サインの設置 | | | ■ |
| その他設備 | ベビーカーの貸出及び案内表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| | 水飲み場の子ども用の台の改修 | | ■ | |
| | 車いす使用者等による資源回収ボックス利用への配慮 | | ■ | |
| | (滝野川区民事務所) 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | | | ■ |
| | 子どもコーナーの十分な幅員の確保 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ 板 滝野川西分室・滝野川西区民センター(滝野川西ふれあい館)・滝野川西地域振興室・ 滝野川西児童館・滝野川西育成室・滝野川西図書館・滝野川西エコ広場館・ 北区障害者口腔保健センター・北区休日歯科応急診療所・滝野川西高齢者在宅サービスセンター

1. 施設の概要

施設名：滝野川西分室・滝野川西区民センター(滝野川西ふれあい館)・滝野川西地域振興室・
滝野川西児童館・滝野川西育成室・滝野川西図書館・滝野川西エコ広場館・
北区障害者口腔保健センター・北区休日歯科応急診療所・滝野川西高齢者在宅サービスセンター
事業主体：北区
所在地：滝野川6-21-25
建築年：平成7年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、建物内にエレベーターや多機能トイレは設置済みである。今後は軽微な改修及びソフト事業を中心にバリアフリー化を推進していく。また、滝野川西分室は平成30年10月1日付で廃止の方向である。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----|-------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 全体 | 大規模改修に合わせた移動等円滑化基準に適合した施設への改修 | | | ■ |

| | | | | |
|----------------|-----------------------------------|---|---------|---|
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 西側出入口の段差の解消及び正面出入口への案内表示の設置 | | | ■ |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの改修(JIS規格適合、輝度比の確保) | | ■ | |
| 建物内通路 | 図書館の通路は物や設備などで狭くならないよう配慮(120cm以上) | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 水飲み場に子ども用の台の設置 | ■ | | |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの改修(JIS規格適合、輝度比の確保) | | ■ | |
| | 適切な照度の確保 | | | ■ |
| 上下移動 | エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置 | | | ■ |
| | スロープ部分の始終点の強調 | | | ■ |
| | エレベーター乗降ロビーの昇降方向の表示の改善及び音声案内の設置 | | | ■ |
| トイレ | 大型ベッドの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの非常呼出しボタンの設置 | | | ■ |
| | 1階多機能トイレの手すりの改修 | ■ | | |
| 和式便所の洋式化 | | | ■ | |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 点字案内の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 触知案内図の設置位置の改善 | | | ■ |
| | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| | 各階の案内図の改善 | | | ■ |
| | 屋外の案内の改修 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|----------------------------|---|---------|---|
| その他設備 | ベビーカーの貸出及び案内表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| | 十分な広さのベビーカー置場の確保 | | | ■ |
| | 車いす使用者が利用しやすいカウンターや記入台の設置 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による情報交換及び案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 田 東田端分室・東田端児童室・東田端地域振興室

1. 施設の概要

施設名：東田端分室・東田端児童室・東田端地域振興室

事業主体：北区

所在地：東田端 1-12-14

建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

移動等円滑化基準に適合しておらず、エレベーターや車いす使用者用トイレなどは設置されていない状況である。大規模改修等が行われるまでは軽微な改修やソフト事業を中心に推進する。また、東田端分室は平成30年10月1日付で廃止の方向である。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------------|------------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・ 敷地内通路 (屋外) | 歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置 | | | ■ |
| | (児童室出入口) 自動ドアへの改修 | | | ■ |
| | 常時車いすが通行できる幅員の確保 | | ■ | |
| | (児童室出入口) スロープの設置 | ■ | | |
| 建物内通路 | 十分な幅員の確保(大規模改修時) | | | ■ |
| | スロープの設置 | ■ | | |
| 上下移動 | 階段手すりの改修(1段→2段) | | | ■ |
| | エレベーターの設置 | | | ■ |
| | 適切な照度の確保 | ■ | | |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------------------------|---|---------|---|
| トイレ | 車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台等の設置 | ■ | | |
| | フラッシュライト等の設置 | ■ | | |
| | 非常呼び出しボタンの設置 | ■ | | |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 点字案内の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 出入口やトイレへの音声案内及び触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 車いす使用者用駐車施設の設置 | | | ■ |
| | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすいカウンターの設置 | ■ | | |
| | ベビーカーの貸出及び案内表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| | 利用状況に応じたベビーカー置場の拡大 | | ■ | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による情報交換及び案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5 上 昭和町区民センター(昭和町ふれあい館)・昭和町地域振興室・昭和町図書館

1. 施設の概要

施設名：昭和町区民センター(昭和町ふれあい館)・昭和町地域振興室・昭和町図書館
 事業主体：北区
 所在地：昭和町3-10-7
 建築年：昭和58年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、建物内にエレベーターや車いす使用者用トイレは設置済みである。今後は軽微な改修及びソフト事業を中心にバリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 段差・勾配の解消及び歩道上から出入口案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置 | | | ■ |
| 建物内通路 | 視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 上下移動 | 階段手すりの改修(1段→2段) | | | ■ |
| | エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置 | | | ■ |
| トイレ | 大型ベッドの設置 | | | ■ |
| | 多機能トイレの各フロアへの設置 | | | ■ |
| | 多機能トイレの手すりの改修 | | | ■ |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | 一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの手すりの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 点字案内の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | トイレの触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| | 施設出入口への音声案内の設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|-------------------------|---|---------|---|
| その他設備 | ベビーカーの貸出及び案内表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑥ 田端区民センター(田端ふれあい館)・田端地域振興室・田端図書館

1. 施設の概要

施設名：田端区民センター(田端ふれあい館)・田端地域振興室・田端図書館

事業主体：北区

所在地：田端3-16-2

建築年：昭和59年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、建物内にエレベーターや車いす使用者用トイレは設置済みである。今後は軽微な改修及びソフト事業を中心にバリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|---------------|------------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置 | | | ■ |
| 上下移動 | 階段手すりの改修(1段→2段) | | | ■ |
| | エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置 | | | ■ |
| トイレ | 大型ベッドの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|--------------------------------|---|---------|---|
| 案内設備・情報の バリアフリー | 点字案内の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | トイレの触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| その他設備 | ベビーカーの貸出及び案内の表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

7 上 滝野川東区民センター(滝野川東ふれあい館)・滝野川東地域振興室・滝野川老人いこいの家・ 滝野川東デイホーム・滝野川東児童館・滝野川東育成室

1. 施設の概要

施設名：滝野川東区民センター(滝野川東ふれあい館)・滝野川東地域振興室・
滝野川老人いこいの家・滝野川東デイホーム・滝野川東児童館・滝野川東育成室

事業主体：北区

所在地：滝野川1-46-7

建築年：昭和51年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、建物内にエレベーターや車いす使用者用トイレは設置済みである。今後は軽微な改修及びソフト事業を中心にバリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|---------------|--------------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 歩道上から案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置 | | | ■ |
| 建物内通路 | 不要な視覚障害者誘導用ブロックの撤去及びブロック上に物を置かないよう配慮 | | | ■ |
| | 手すりの下部に物を置かないような配慮 | ■ | | |
| 上下移動 | 階段手すりの改修(1段→2段)及び点字表示 | | | ■ |
| | エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------------------------|---|---------|---|
| トイレ | 大型ベッドの設置 | | | ■ |
| | 多機能トイレの扉の改修 | | | ■ |
| | 多機能トイレの十分な広さの確保 | | | ■ |
| | 多機能トイレの移乗しやすい高さの便器への改修 | | | ■ |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | 一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 点字案内の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | トイレの触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| | 視覚障害者誘導用ブロック設備（磁気振動システム）の見直し及び説明表示の改善 | | | ■ |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの配置と案内表示の整合 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 車いすの乗降がしやすい位置への車いす使用者用駐車施設の配置 | | | ■ |
| その他設備 | ベビーカーの貸出及び案内表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 電話等でも対応可能な貸し会議室の予約システムの導入 | | | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

8 田 東田端ふれあい館

1. 施設の概要

施設名：東田端ふれあい館

事業主体：北区

所在地：東田端 2-20-51

建築年：平成3年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

1 階建ての施設であり、車いす使用者用トイレは設置されている。今後は軽微な改修及びソフト事業を中心にバリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|------------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置 | | | ■ |
| | 視覚障害者誘導用ブロックを避けたマットの敷設 | ■ | | |
| 建物内通路 | 待合室の十分な広さの確保 | | | ■ |
| トイレ | 大型ベッドの設置 | | | ■ |
| | 多機能トイレの車いす使用者が届く位置への紙巻器の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | 一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| | 和式便房の洋式化 | | | ■ |
| | 一般トイレの便房の増設 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 点字案内の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | トイレの触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪スペースの明示 | | ■ | |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|---------|---|
| | 利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | ベビーカーの貸出及び案内表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| | 授乳室やおむつ交換台の設置 | ■ | | |
| | 受付カウンターの改修 | | | ■ |
| | 低いカウンター上の不要物の撤去 | ■ | | |
| | 和室出入口へのスロープ設置 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(2) 高齢者施設

① 田 滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター・介護老人保健施設はくちょう

1. 施設の概要

施設名：滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター・介護老人保健施設はくちょう
 事業主体：医療法人社団 福寿会
 所在地：田端3-18-24
 建築年：平成25年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者施設として基本的なバリアフリー化は図られている。全フロアで概ね有効幅が確保されている。視覚障害者誘導用ブロックも劣化などは見られていないため引き続き現時点での対応を行う。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | ■ 継続 | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

介護施設のため、職員一同様々なお客様に多様なサービスを提供出来るよう努めている。専門的な機能を活かし対応していく。

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

② 上 上中里つつじ荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム上中里つつじ荘・ 上中里つつじ荘高齢者在宅サービスセンター

1. 施設の概要

施設名：上中里つつじ荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム上中里つつじ荘・
上中里つつじ荘高齢者在宅サービスセンター
 事業主体：社会福祉法人 北区社会福祉事業団
 所在地：上中里2-45-2
 建築年：平成4年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者施設としてエレベーターや車いす使用者用トイレなど基本的なバリアフリー化は図られているが、築後25年が経過し、現在の移動等円滑化基準に照らして施設の課題も少なくないと認識している。時期等は未定だが、配慮事項を踏まえ、施設の大規模改修の際に改善に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------------|---|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・ 敷地内通路 (屋外) | 歩道上から出入口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携) | | ■ | |
| 建物内通路 | スロープの設置 | | ■ | |
| 上下移動 | 階段への2段手すりの連続設置及び段鼻の強調 | | ■ | |
| トイレ | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | ■ | |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | ■ | |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | ■ | |
| | フラッシュライト等の設置 | | ■ | |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|---------|---|
| 案内設備・情報の バリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | | ■ | |
| | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報等の提供 | | ■ | |
| | 音声案内や触知案内図の設置の検討 | | ■ | |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | | ■ | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 出入口から受付まで視覚障害者誘導用ブロックの設置及び 職員による案内対応 | | ■ | |
| | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ 上 飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑・ 就労・生活支援センター飛鳥晴山苑

1. 施設の概要

施設名：飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑・

就労・生活支援センター飛鳥晴山苑

事業主体：社会福祉法人 晴山会

所在地：西ヶ原4-51-1

建築年：平成20年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者と障害者の複合施設であり、ハード面での基本設計はバリアフリーに配慮したものとなっている。主だった設備は備えているが、一部、案内表示や音声案内、筆談用具等、未整備のものがある。今後、多様な利用者に対応できるよう検討していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|------------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | ■ | | |
| | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 音声案内や触知案内図の設置 | ■ | | |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| その他設備 | 貸出用の車いすやベビーカーの設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 田 新町光陽苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム新町光陽苑

1. 施設の概要

施設名：新町光陽苑高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム新町光陽苑

事業主体：社会福祉法人 泉陽会

所在地：田端新町 2-27-16

建築年：平成 25 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者施設として基本的なバリアフリー化は図られている。今後は案内表示や人的対応に関する事業を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | わかりやすい案内表示の設置 | ■ | | |
| | パンフレットによる施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 耳マークの設置 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑤ 板 介護老人保健施設リハビリパーク滝野川

1. 施設の概要

施設名：介護老人保健施設リハビリパーク滝野川

事業主体：医療法人 杏林会

所在地：滝野川 6-13-13

建築年：平成 24 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者施設として平成 24 年に建設されており、基本的なバリアフリー化は図られている。今のところ特に劣化しているところは見られていないが、今後とも改修時には見直しを図っていく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|-------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 音声案内や触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | | | ■ |
| その他設備 | 授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置 | | | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(3) 教育施設

1 板 王子総合高等学校

1. 施設の概要

施設名：王子総合高等学校
 事業主体：東京都教育委員会
 所在地：滝野川3-54-7
 建築年：平成24年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当校の校舎は、都立学校の中ではバリアフリー化が進んでいる校舎であり、エレベーター、多機能トイレ及び視覚障害者誘導用ブロック等が設置されている。今後も人的対応・心のバリアフリーを継続していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2 上 安部学院高等学校

1. 施設の概要

施設名：安部学院高等学校
 事業主体：学校法人 安部学院高等学校
 所在地：栄町35-4
 建築年：昭和33年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー整備はされておらず、エレベーターや車いす使用者用トイレは設置されていない。今後は近隣の学校の動向も踏まえながら、バリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|---------------|---|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 段差の解消及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携) | | | ■ |
| 上下移動 | 階段の段鼻の強調 | | ■ | |
| トイレ | 車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | | ■ |
| | フラッシュライトの設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|---------|---|
| | 非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 案内図や案内表示の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | | | ■ |
| | 音声案内や触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 筆談具及び耳マークの設置 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び職員の対応による連続 的な誘導への配慮 | | | ■ |
| | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

3 上 桜丘中学・高等学校

1. 施設の概要

施設名：桜丘中学・高等学校

事業主体：学校法人 桜丘

所在地：滝野川1-51-12

建築年：昭和32年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

一部の施設でエレベーターや車いす使用者用トイレの整備などバリアフリー化が図られている。
学校施設であり、不特定多数の利用は無いことを踏まえて必要な対応を行っていく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|----------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 建物内通路 | スロープの設置 | | | ■ |
| 上下移動 | 階段の両側への2段手すりの連続的な設置及び段鼻の強調 | | | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | | ■ | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルール の周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

4 上 武蔵野中学高等学校

1. 施設の概要

施設名：武蔵野中学高等学校
 事業主体：学校法人 武蔵野学院
 所在地：西ヶ原 4-56-20
 建築年：昭和 40 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

主要な出入口（事務局・2号館・4号館・図書館）は自動ドアとなっている。図書館の門から出入口は段差があるため、スロープを設置して段差を解消している。

2号館1階職員室の前に車いす使用者が円滑に利用できるトイレを1ブース設置している。

今後、現時点では校舎改築の予定がなく、また、構造面、費用面からもハード面でのバリアフリー化は困難であるため、長期的に人的対応及びこころのバリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

5 上 瀧野川女子学園中学高等学校

1. 施設の概要

施設名：瀧野川女子学園中学高等学校
 事業主体：学校法人 瀧野川女子学園中学高等学校
 所在地：上中里 1-27-7
 建築年：昭和 32 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

傾斜地に複数の校舎が分立している構造上、バリアフリーの改修が極めて困難な状況である。根本的な建築の考え方を変えて、改築を行うまでなかなか改善が難しく苦慮している。今後はソフト事業を中心にバリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|---------------|---|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 段差の解消及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携） | | | ■ |
| 建物内通路 | 段差の解消 | | | ■ |
| 上下移動 | 階段の両側への2段手すりの設置及び段鼻の強調 | | | ■ |
| | エレベーターの設置 | | | ■ |
| | エレベーターの改修 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|--------------------------------------|---|---------|---|
| トイレ | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | JIS 規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 案内図や案内表示の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | | | ■ |
| | 音声案内や触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 筆談用具及び耳マークの設置 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 車いす利用者用駐車施設の設置及び案内表示 | | | ■ |
| | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | | | ■ |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | | | ■ |
| | 貸出用の車いすやベビーカー等の設置及び案内の表示 | | | ■ |
| | 授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び職員による 連続的な誘導への配慮 | | | ■ |
| | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

6 田 聖学院幼稚園・聖学院小学校・聖学院中学校高等学校・女子聖学院中学校高等学校

1. 施設の概要

施設名：聖学院幼稚園・聖学院小学校・聖学院中学校高等学校・女子聖学院中学校高等学校

事業主体：学校法人 聖学院

所在地：中里3-12-2

建築年：平成24年(幼稚園)、平成26年(小学校)、平成11年(中学校高等学校)、平成19年(女子中学校高等学校)

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本法人駒込キャンパス各校園は、平成11年より平成26年まで段階的に校舎更新を行い、全校（一部建物を除く）の整備が終了したことにより、概ね校内における主なバリアは解消された。

今後も必要に応じたバリアフリー化に取り組みつつ、教育現場という特性を活かし人的対応におけるバリアフリーの更なる充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|--------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | バリアフリーマップの作成 | | ■ | |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 生徒、児童へのバリアフリーへの理解促進 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

7 田 田端中学校

1. 施設の概要

施設名：田端中学校

事業主体：北区

所在地：田端6-9-1

建築年：平成31年(予定)

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在新校舎を建築中であり、平成31年4月の開設を予定している。新校舎では、移動等円滑化基準に基づきエレベーターやトイレなどのバリアフリー化が図られる。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|---------------|---|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 段差の解消及び歩道上から案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携) | ■ | | |
| 建物内通路 | 主要な通路の幅員の確保(120cm以上) | ■ | | |
| | 主要な通路へのスロープの設置 | ■ | | |
| 上下移動 | 階段の段鼻の強調 | ■ | | |

| | | | | |
|-------------------------|--|---|---------|---|
| | エレベーターの設置 | ■ | | |
| トイレ | 車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置 (JIS規格に適合したボタン配置) | ■ | | |
| | オストメイト対応設備及びベビーチェアの設置 | ■ | | |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | ■ | | |
| | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 車いす使用者用駐車施設の設置 | ■ | | |
| | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

8 板 滝野川紅葉中学校

1. 施設の概要

施設名：滝野川紅葉中学校
 事業主体：北区
 所在地：滝野川5-55-8
 建築年：平成25年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成25年度に改築が完了し、エレベーターや車いす使用者用トイレなど基本的なバリアフリー化が図られている。今後は配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

9 上 飛鳥中学校

1. 施設の概要

施設名：飛鳥中学校
 事業主体：北区
 所在地：西ヶ原3-5-12
 建築年：昭和42年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応となっていない。現時点で改築・改修の予定が定まっていないため、事業設定は困難であり、当面はこころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | 貸出用車いすの設置及び案内の表示 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

10 上 滝野川小学校

1. 施設の概要

施設名：滝野川小学校
 事業主体：北区
 所在地：西ヶ原1-18-10
 建築年：昭和42年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応となっていない。校舎は4階建てであるが、エレベーターは設置されておらず、正面玄関には、校庭より3段の階段差があるが手すりやスロープは設置されていない。また、校舎内廊下には、校舎増築による床の高低差があるため、一部スロープ状になっている。多機能トイレは、3階の男子トイレ内に1箇所のみ設置されている。校舎奥の階段には、手すりも設置されていない。改築・改修の予定も定まっていないため、当面はこころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

11 板 谷端小学校

1. 施設の概要

施設名：谷端小学校
 事業主体：北区
 所在地：滝野川7-12-17
 建築年：昭和35年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応となっていない。特に校庭側玄関、体育館入口の段差解消や車いす使用者用トイレの設置など、車いす対応は喫緊の課題であるが、現時点で事業の予定は立っていない。バリアフリーについて児童に教育する好機ととらえ、人的対応・こころのバリアフリーに取り組んでいく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | | ■ | |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックを遮らないような配慮 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員研修の実施及び案内やサポート等の対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

12 田 田端小学校

1. 施設の概要

施設名：田端小学校
 事業主体：北区
 所在地：田端5-4-1
 建築年：昭和41年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成28年度にリフレッシュ改修工事が完了し、建物内の段差解消や多機能トイレの整備等について対応した。今後は配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|-----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 施設出入口から職員による連続的な誘導への配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

| | | | |
|--------------------|---|---------|---|
| 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |
|--------------------|---|---------|---|

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

13 板 滝野川第二小学校

1. 施設の概要

施設名：滝野川第二小学校
 事業主体：北区
 所在地：滝野川6-19-4
 建築年：昭和41年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成29～30年度にかけてリフレッシュ改修工事を行い、建物内の段差解消や多機能トイレの整備等について対応を予定している。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|---------------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 上下移動 | エレベーターの設置 | ■ | | |
| トイレ | 車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置 | ■ | | |
| 案内設備・情報の バリアフリー | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

14 上 滝野川第三小学校

1. 施設の概要

施設名：滝野川第三小学校
 事業主体：北区
 所在地：滝野川1-12-27
 建築年：昭和42年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応となっていない。現在、車いすを使う児童や保護者はいないが、今後、在籍する場合に備えてバリアフリー対応していくことが望ましいと考える。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

15 田 滝野川第四小学校

1. 施設の概要

施設名：滝野川第四小学校
 事業主体：北区
 所在地：東田端2-5-23
 建築年：昭和39年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応となっていない。今後は配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮 | | ■ | |
| その他設備 | 貸出用の車いすやベビーカーの設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び職員の対応による 連続的な誘導への配慮 | | ■ | |
| | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

16 上 滝野川第五小学校

1. 施設の概要

施設名：滝野川第五小学校
 事業主体：北区
 所在地：昭和町3-3-12
 建築年：昭和34年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応となっていない。具体的には、体育館前のスロープの勾配の緩和や正面玄関、各昇降口の段差解消、廊下の十分な幅員・照度の確保。各教室の開きやすい扉への改修などが課題である。予算上困難な事業もあるため、配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|--------------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪・駐車が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | | ■ | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

17 上 西ヶ原小学校

1. 施設の概要

施設名：西ヶ原小学校
 事業主体：北区
 所在地：西ヶ原4-19-21
 建築年：昭和41年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成28年度にリフレッシュ改修工事が完了し、建物内の段差解消や多機能トイレの整備等について対応した。今後は、ソフト面においてできる限り充実させて対応できるよう配慮する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

18 板 滝野川もみじ小学校

1. 施設の概要

施設名：滝野川もみじ小学校

事業主体：北区

所在地：滝野川3-72-1

建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応となっていない。エレベーターや車いすトイレは設置されているが、多様な利用者に配慮した設備は整備されていない状況である。今後は配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 段差の解消及び歩道上から案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携） | | ■ | |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| その他設備 | 貸出用の車いすやベビーカーの設置及び案内の表示 | | | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

19 板 東京国際フランス学園

1. 施設の概要

施設名：東京国際フランス学園
 事業主体：学校法人 東京国際フランス学園
 所在地：滝野川5-57
 建築年：平成24年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

バリアフリー施設及び設備はできるだけ揃えているが、今後は配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|-------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 視覚障害者誘導用ブロックの改修（輝度比の確保） | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(4) 文化・スポーツ・社会教育施設

1 板 谷端プール多目的広場

1. 施設の概要

施設名：谷端プール多目的広場

事業主体：北区

所在地：滝野川7-42-1

建築年：昭和32年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

経年による老朽化が進みバリアフリー化のみならず施設維持の面からも全体的な改修が求められるている状況である。そのため、ハード面においては、施設整備計画を踏まえたバリアフリー計画を検討することとし、当面はソフト面を中心とした対応に努めることとしたい。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------|--|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路 (屋外) | 最寄りのバス停から連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携) | | | ■ |
| | 自動ドアの設置(幅員80cm以上) | | | ■ |
| 建物内通路 | 段差の解消 | | | ■ |
| 上下移動 | 階段の両側への2段手すりの設置及び段鼻の強調 | | | ■ |
| | エレベーターの設置 | | | ■ |
| トイレ | 車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 非常呼出しボタンの設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | WEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 音声案内及び触知案内板の設置 | | | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 車いす使用者用駐車場の設置 | | | ■ |
| | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|---------|---|
| | 貸出用の車いすやベビーカーの設置及び案内の表示 | ■ | | |
| | 授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び職員の対応による 連続的な誘導への配慮 | | | ■ |
| | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2 田 新町コミュニティアリーナ

1. 施設の概要

施設名：新町コミュニティアリーナ

事業主体：北区

所在地：田端新町 2-27-17

建築年：昭和 53 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、建物内にエレベーターや車いす使用者用トイレは設置済みである。今後はソフト事業を中心にバリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------------|--|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・ 敷地内通路 (屋外) | 歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用 ブロックの設置 | | | ■ |
| 上下移動 | 階段手すりの改修 (1 段→2 段) | | | ■ |
| | エレベーターへの浮彫表示ボタンや音声案内の設置 | | | ■ |
| トイレ | 大型ベッドの設置 | | | ■ |
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 点字案内の設置 | | | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の 提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | トイレの触知案内図の設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|-------------------------|---|---------|---|
| | 耳マーク等の設置 | ■ | | |
| その他設備 | ベビーカーの貸出及び案内表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

3 田 東田端図書館

1. 施設の概要

施設名：東田端図書館

事業主体：北区

所在地：田端新町2-14-15

建築年：平成元年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建築年数が経っている施設としては、概ね移動等円滑化の基準に適合しているが、一部で基準に満たない部分もある。軽微なものに関しては適合するよう対応する。大きな改修が必要なものについては、設備の更新時期に合わせて対応するよう検討を行う。当分の間は人的サポートで対応する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|---------------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 建物内通路 | 主要な通路は物や設備などで狭くならないよう配慮 (120 cm以上) | ■ | 継続 ■ | ■ |
| トイレ | 一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置 | ■ | 随時 ■ | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | ピクトグラムを活用した案内表示の設置 | ■ | 随時 ■ | ■ |
| | WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | | ■ | |
| | 救護室での授乳対応及び案内の表示 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

4 上 防災センター（地震の科学館）・滝野川体育館・テニスコート（滝野川体育館テニスコート）

1. 施設の概要

施設名：防災センター（地震の科学館）・滝野川体育館・テニスコート（滝野川体育館テニスコート）

事業主体：北区

所在地：西ヶ原 2-1-6

建築年：昭和 59 年（防災センター）、昭和 61 年（滝野川体育館）、昭和 59 年（テニスコート）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

防災センターは、老朽化が進んでおり、修繕等を行い運営している。バリアフリー化した建物構造とはなっていないが、時代のニーズや要望に合わせてハード面、ソフト面で対応できるものは、その都度部分改修や周知などの取組でバリアフリー化を図っている。今後も大規模改修などが無い限り、この方針を継続していく。

滝野川体育館は、バリアフリー対応として平成 25 年度に昇降機を設置し、平成 28 年度に本郷通り側入口から体育館入口まで公園内に視覚障害者誘導用ブロックを敷設した。施設内の段差解消や手すりの設置などは対応済の箇所もあるが、引き続き障害がある方もない方もスポーツが楽しめる場所となるよう、利用者、指定管理者のご意見を伺いながらバリアフリーの充実を目指す。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|---------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | （滝野川体育館）出入口スロープの案内表示の設置 | | | ■ |
| | （滝野川体育館）出入口スロープの拡幅（公園管理者と連携） | | | ■ |
| 建物内通路 | （滝野川体育館）主要な通路は物や設備などで狭くならないよう配慮（120 cm以上） | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | （滝野川体育館）段差の解消 | | | ■ |
| | （滝野川体育館）AED の通行に支障の無い場所への移設 | ■ | | |
| | （滝野川体育館）適切な照度の確保 | | | ■ |
| | （滝野川体育館）水飲み場等の設備の再配置の検討 | | | ■ |
| 上下移動 | 階段の両側への 2 段手すりの設置及び段鼻の色の強調 | | | ■ |
| | （防災センター）エレベーターの改修（ボタンのパネル等） | ■ | | |
| | （滝野川体育館）エレベーター内の低い位置へのフロアマップの設置 | | | ■ |
| トイレ | JIS 規格に適合したボタン配置への改修 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台またはフックの設置 | ■ | | |
| | （防災センター）一般トイレへの簡易ブザーの設置 | ■ | | |
| | （防災センター）一般トイレの段差の解消 | | ■ | |

| | | | | |
|-------------------------|--|---|--------------|---|
| | (滝野川体育館) 一般トイレへの機能分散 | | | ■ |
| | (滝野川体育館) フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | (滝野川体育館) 一般トイレへの非常呼出しボタンの設置 | | | ■ |
| | (滝野川体育館) 車いす使用者が利用しやすい手洗い場への改善 | | | ■ |
| | (滝野川体育館) 予備トイレトペーパーの移動 | ■ | | |
| 案内設備・情報の バリアフリー | (防災センター) 車いす使用者の目線の高さを考慮した展示及び説明の掲示 | | | ■ |
| | (滝野川体育館) 案内図やわかりやすい案内表示 (多機能トイレ・エレベーター・受付等) の設置 | ■ | | |
| | (滝野川体育館) WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | (滝野川体育館) 音声案内及び触知案内図の設置 | ■ | | |
| | (滝野川体育館) 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | (滝野川体育館) 消毒用マットの用途や使用方法の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | (滝野川体育館) 車いす駐車場の案内の表示及び適切な利用の啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | (防災センター) 展示場所のテーブル角へのクッション材の取り付け | ■ | | |
| | (滝野川体育館) 授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置 | ■ | 実施に向け検討 ■ | ■ |
| | (滝野川体育館) シャワールーム及び更衣室内への手すりの設置 | | | ■ |
| | (滝野川体育館) 遠くからでも見やすい時計の設置 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5 田 田端文士村記念館・田端駅前自転車駐車場

1. 施設の概要

施設名：田端文士村記念館・田端駅前自転車駐車場

事業主体：北区

所在地：田端6-1-2

建築年：平成5年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

1 階建ての施設で出入口が江戸坂に接しており、車いす利用者用トイレは設置済みである。ASUKA タワーの施設管理者や道路管理者と協議して、使いやすい安全な施設としてバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------------------|--|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路 (屋外) | 視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格適合、輝度比の確保)(道路管理者等と連携) | | ■ | |
| | 歩道と公開空地の間のがたつきや波打ちの解消 (道路管理者等との連携) | | ■ | |
| | 階段の段鼻の強調 | ■ | | |
| | 照明のLED化 | ■ | | |
| | 車止めの改修または撤去 | | ■ | |
| | スロープの改修 | | ■ | |
| | コミュニティバスのバス停の十分な待合空間と歩行者の通行空間の確保 | | ■ | |
| | 乗降口の位置がわかるような視覚障害者誘導用ブロックの設置 (バス事業者との連携) | | ■ | |
| | 駐輪や植木鉢等が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置 | | ■ | | |
| 建物内通路 | 主要な通路が物や設備などで狭くならないよう配慮 (テレビ位置・いすの配置・展示ケースの間隔等) | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 階段の下に入り込まないよう動線の改善または警告ブロックの設置等の注意喚起 | ■ | | |
| | 床面のタイルの補修 | ■ | | |
| 上下移動 | 段鼻の強調 | ■ | | |
| | (非常口への階段) 連続的な2段手すりの設置 | | | ■ |

| | | | | |
|--------------------|--------------------------------|---|---|---|
| トイレ | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | ■ | |
| | 一般トイレへの機能分散 | | ■ | |
| | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | ■ | |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | ■ | |
| | 非常呼び出しボタンの設置 | | ■ | |
| | 多機能トイレの出入口前の十分なスペースの確保 | | | ■ |
| | 多機能トイレの扉の改修 | | ■ | |
| | 多機能トイレの自動点灯化 | | ■ | |
| | 多機能トイレの低い位置への引きヒモ付の非常ボタンの設置 | | ■ | |
| | 多機能トイレへの背もたれの設置 | | ■ | |
| | 一般トイレの照明のスイッチの改善 | | ■ | |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 多機能トイレの案内表示の改善 | ■ | | |
| | 施設利用可能時間のアプローチライトの点灯 | ■ | | |
| | 施設案内図等の設置 | ■ | | |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | | |
| | 音声案内及び触知案内図の設置 | ■ | | |
| | 筆談用具及の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| その他設備 | 屋内設備の安全性の確保 | ■ | | |
| | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | ■ | | |
| | 貸出用車いすやベビーカーの設置及び案内の表示 | ■ | | |
| | 授乳室やおむつ交換台の設置 | ■ | | |

| | | | | |
|-------------------------|-------------------------|---|---------|---|
| 駐車場・駐輪場 | 車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(5) その他公共施設等

▲上 滝野川健康支援センター・たばた福祉作業所

1. 施設の概要

施設名：滝野川健康支援センター・たばた福祉作業所
 事業主体：北区
 所在地：西ヶ原 1-19-12
 建築年：昭和 43 年（平成 28 年改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 28 年度に耐震改修工事が完了した。今後は施設面の改修は困難であるため、人的対応の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | ■ | | |
| | 筆談用具及の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| その他設備 | 貸出用車いすの修繕及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

▲上 滝野川警察署

1. 施設の概要

施設名：滝野川警察署
 事業主体：警視庁
 所在地：西ヶ原 2-4-1
 建築年：昭和 64 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

築後 29 年経過し、現在のバリアフリー基準に適合していないところがみられる。ハード面の改善は予算措置が必要であり、大規模改修時に合わせて実施する。当面は人的対応などソフト事業を中心とした推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|----------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 筆談用具及の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 田 富士見橋エコー広場館

1. 施設の概要

施設名：富士見橋エコー広場館
 事業主体：北区
 所在地：田端5-16-1
 建築年：平成6年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

富士見橋エコー広場館はリサイクル活動の拠点として平成6年に開設してから施設改修を行っていない。そのため、設備が古く、バリアフリーに配慮した施設となっていない状況である。現在、予定はないが、今後の大規模な改修時に対応できるものは対応を行っていきたいと考えている。また、人的対応にて補完できるものについては、指定管理者と連携し、対応していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|-----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 建物内通路 | 主要な通路は物や設備などで狭くならないよう配慮（120 cm以上） | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

④ 田 避難所（田端中学校）

1. 施設の概要

施設名：避難所（田端中学校）
 事業主体：北区
 所在地：田端6-9-1
 建築年：昭和37年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、旧滝野川第七小学校の跡地に田端中学校を新築中である。現田端中学校は平成30年度末をもって閉校するが、その後の利活用は未定のため、積極的なバリアフリー化の整備を行う予定はない。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5 板 避難所（旧滝野川第六小学校）

1. 施設の概要

施設名：避難所（旧滝野川第六小学校）

事業主体：北区

所在地：滝野川5-44-15

建築年：昭和36年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成28年度末をもって閉校となり、今後の施設の利活用は未定のため、積極的なバリアフリー化の整備を行う予定はない。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(6) 医療施設

① 板 滝野川病院・滝野川西高齢者あんしんセンター

1. 施設の概要

施設名：滝野川病院・滝野川西高齢者あんしんセンター
 事業主体：社会福祉法人 新栄会
 所在地：滝野川 2-32-12
 建築年：平成 20 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

竣工年は比較的新しいので、バリアフリー対応はすでに完備している。未完部分は、今後早いうちに、対応していきたい。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 段差の解消及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携) | ■ | | |
| 上下移動 | 階段の両側への2段手すりの設置及び段鼻の強調 | ■ | | |
| トイレ | フラッシュライト等の設置 | ■ | | |
| 案内設備・情報のバリアフリー | WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 触知案内図の設置 | ■ | | |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | 授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置 | ■ | | |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 施設出入口から受付までの経路への視覚障害者誘導用ブロックの設置 | ■ | | |
| | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 上 花と森の東京病院

1. 施設の概要

施設名：花と森の東京病院
 事業主体：社会医療法人社団 正志会
 所在地：西ヶ原 2-3-6
 建築年：平成 12 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなど、基本的なバリアフリー化は行われているが、一部対応が不十分な点も見受けられる。トイレへの荷物台の設置など早期対応可能なものについては、配慮事項を踏まえ、事業の推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----|--------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | 低い位置への荷物台の設置 | ■ | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 上 西ヶ原病院

1. 施設の概要

施設名：西ヶ原病院
 事業主体：医療法人社団 三恵会
 所在地：西ヶ原 2-46-9
 建築年：昭和 34 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建物が古いため、バリアフリーに対応するにはある程度の広さが必要かと思うが、既存のトイレは狭く、広くするのは難しい。今後はソフト施策を中心に推進し、ハード整備については中長期的に進めていく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 段差の解消及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携） | | | ■ |
| 上下移動 | 階段の両側への 2 段手すりの設置及び段鼻の強調 | | | ■ |
| トイレ | JIS 規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | ■ | |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 非常呼出しボタンの設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | パンフレットや WEB 等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 音声案内や触知案内図の設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|------------------------------------|---|---------|---|
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発 | | | ■ |
| | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮 | | ■ | |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台等の設置 | | ■ | |
| | 車いす・ベビーカーの貸出及び案内の表示 | | | ■ |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 施設の出入口からの連続的な誘導への配慮 | | | ■ |
| | 職員による案内やサポートの充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

4 上 富士病院

1. 施設の概要

施設名：富士病院
 事業主体：医療法人財団 富士病院
 所在地：西ケ原 3-33-11
 建築年：昭和 41 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

築 50 年以上経過しており、現在の移動等円滑化基準に適合していない。ハード面については、他の整備とも調整を図りながら長期的に対応していく。ソフト面については、引き続きサポートの充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|----------------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 主要な出入口の自動ドアへの改修（幅員 80 cm 以上） | | | ■ |
| 建物内通路 | スロープの設置 | | ■ | |
| 上下移動 | 階段への 2 段手すりの設置及び段鼻の強調 | | ■ | |
| トイレ | 車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置 | | | ■ |
| | JIS 規格に適合したボタン配置への変更 | | ■ | |
| | フラッシュライト等の設置 | | ■ | |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | | | ■ |
| | パンフレットや WEB 等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|---------|---|
| | 音声案内や触知案内図の設置 | | | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | | | ■ |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | | ■ | |
| | 電光表示や呼出受信機の導入 | | | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び職員の対応による 統一的な誘導への配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 職員による案内やサポートなどの充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

5 田 金地病院

1. 施設の概要

施設名：金地病院

事業主体：医療法人社団 金地病院

所在地：中里 1-5-6

建築年：平成 8 年改築、平成 9 年増築、平成 24 年増築

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー整備は完了している。今後は必要に応じて整備を実施し、人的対応などサポートの充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|--------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 上下移動 | 階段の両側への 2 段手すりの設置及び段鼻の強調 | ■ | | |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| その他設備 | 貸出用の車いすやベビーカー等の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員等による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(7) 金融機関等

① 田 みずほ銀行尾久支店

1. 施設の概要

施設名：みずほ銀行尾久支店

事業主体：株式会社みずほ銀行

所在地：田端新町 2-26-1

建築年：平成 15 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当店舗ビルは平成 15 年（築 14 年）、建設当時「東京都福祉のまちづくり条例」に則って建設された建物である。みずほ銀行では、「年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰にでも利用しやすい銀行」をめざして 10 年前より「ハートフルプロジェクト」を推進している。当店も平成 19 年に多機能トイレを設置し、車いすの動線確保等の配慮を心がけている。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|---------------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | フラッシュライト等の設置 | ■ | ■ | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | わかりやすい案内表示の設置 | ■ | ■ | ■ |
| | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 板 三菱東京 UFJ 銀行滝野川支店

1. 施設の概要

施設名：三菱東京 UFJ 銀行滝野川支店

事業主体：株式会社三菱東京 UFJ 銀行

所在地：滝野川 6-1-1

建築年：昭和 37 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建物の構造上、対応が困難な事項以外は概ね実施済みである。当面はスタッフによる対応を中心に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|-----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | | ■ | |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートの充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 板 東日本銀行板橋駅前支店

1. 施設の概要

施設名：東日本銀行板橋駅前支店

事業主体：株式会社東日本銀行

所在地：滝野川 7-3-2-101

建築年：昭和 58 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

車いす使用者用トイレや駐車場は設置されていないが、施設の構造上、お客様用トイレの設置計画はない。今後はこころと情報のバリアフリーの推進に努める。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|------------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | ■ | 随時 ■ | ■ |
| | パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

④ 板 八千代銀行滝野川支店

1. 施設の概要

施設名：八千代銀行滝野川支店
 事業主体：株式会社八千代銀行
 所在地：滝野川3-1-1
 建築年：平成29年改築

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成29年7月に新店舗リニューアルオープンした。改築により道路から出入口までのバリアフリー化や視覚障害者誘導用ブロック、案内表示等の設置は完了している。今後は多様な利用者への適切な対応について職員の教育強化を図っていく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|-----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 建物内通路 | 主要な通路は物や設備などで狭くならないよう配慮（120 cm以上） | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | | ■ | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 板 朝日信用金庫西巣鴨支店

1. 施設の概要

施設名：朝日信用金庫西巣鴨支店
 事業主体：朝日信用金庫
 所在地：滝野川6-3-1
 建築年：平成4年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

ハード面においては建物の構造上・費用面から実施困難な項目が多い。今後は職員による人的対応を中心にソフト面での充実を図っていききたい。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|-------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑥ 上 東京東信用金庫滝野川支店

1. 施設の概要

施設名：東京東信用金庫滝野川支店

事業主体：東京東信用金庫

所在地：滝野川 1-48-1

建築年：昭和 41 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

多機能トイレやエレベーターは設置されていないが、大規模な整備が必要な事業については施設の建替時に検討する。その他の軽微な改修やソフト事業については、実施に向け検討を進めていく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|--|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置及び動線の明確化（道路管理者と連携） | ■ | ■ | ■ |
| 建物内通路 | 低い記入台の出入口周辺への移設 | ■ | ■ | ■ |
| 上下移動 | 階段の両側への2段手すりの設置及び段鼻の強調 | ■ | ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | ■ | ■ | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 | ■ |
| | 筆談用具及び耳マークの設置 | ■ | ■ | ■ |
| | 主要な設備等への点字表示 | ■ | ■ | ■ |
| | タブレット利用が可能である案内の表示 | ■ | ■ | ■ |
| 駐車場・駐輪場 | 車いす利用者用駐車施設の設置及び案内表示 | ■ | ■ | ■ |
| | 利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 | ■ |
| その他設備 | 電光表示や呼出受信機の導入 | ■ | ■ | ■ |
| | 車いす利用者用が利用できる ATM の設置 | ■ | ■ | ■ |
| | 車いす使用者に配慮した ATM 周辺機器の再配置 | ■ | ■ | ■ |
| | ATM 周辺機器への点字表示 | ■ | ■ | ■ |
| | 車いす使用者が利用できる両替機の設置 | ■ | ■ | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|-----------------------------------|---|---------|---|
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び従業員による連続的な誘導への配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 営業時間外の ATM 利用への人的支援の検討 | ■ | ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

7 田 城北信用金庫駒込支店

1. 施設の概要

施設名：城北信用金庫駒込支店

事業主体：城北信用金庫

所在地：中里 2-21-3

建築年：昭和 54 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

ハード面においては構造上・費用面から困難な項目が多い。店舗内はフラットなスペースが多いため、丁寧な対応やご案内など、ソフト面での充実を図っていききたい。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|-----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 視覚障害者誘導用マットの設置 | | ■ | |
| 上下移動 | 階段の両側への 2 段手すりの設置及び段鼻の強調 | ■ | ■ | ■ |
| トイレ | JIS 規格に適合したボタン配置への変更 | | ■ | |
| | 非常呼び出しボタンの設置 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | WEB による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| その他設備 | 電光表示や呼出受信機の導入 | ■ | ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑧ 上 城北信用金庫尾久駅前支店

1. 施設の概要

施設名：城北信用金庫尾久駅前支店
 事業主体：城北信用金庫
 所在地：昭和町 2-8-1
 建築年：平成元年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

ハード面においては構造上・費用面から困難な項目が多い。サービス介助士1級のロビーウーマンを中心に、丁寧な対応やご案内など、ソフト面での充実を図っていきたい。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|-----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 視覚障害者誘導用マットの設置 | | ■ | |
| トイレ | JIS規格に適合したボタン配置への変更 | | ■ | |
| | フラッシュライト等の設置 | ■ | ■ | ■ |
| | 非常呼び出しボタンの設置 | ■ | ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | WEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

9 田 瀧野川信用金庫本店

1. 施設の概要

施設名：瀧野川信用金庫本店
 事業主体：瀧野川信用金庫
 所在地：田端新町 3-25-2
 建築年：昭和 41 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

敷地境界部には段差があり、視覚障害者誘導用ブロックは設置されていない。駐車場も借地のため主体的な整備はできないが、配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリーを中心にバリアフリー化に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 段差の解消及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携） | ■ | ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

10 上 瀧野川信用金庫西ヶ原支店

1. 施設の概要

施設名：瀧野川信用金庫西ヶ原支店
 事業主体：瀧野川信用金庫
 所在地：西ヶ原 2-45-12
 建築年：昭和 59 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

店舗の出入口は十分な幅員が確保されているが、自動扉化はされていない。ハード整備による改修は構造上厳しいため、今後は配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリーを中心にバリアフリー化に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 段差の解消及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携） | ■ | ■ | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |

| | | | | |
|-------------------------|----------------------|---|---------|---|
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

11 田 瀧野川信用金庫田端支店

1. 施設の概要

施設名：瀧野川信用金庫田端支店

事業主体：瀧野川信用金庫

所在地：田端1-13-11

建築年：昭和56年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

店舗の出入口は十分な幅員が確保されているが、自動扉化はされていない。また、借地の来客用駐車場の表示が劣化して読み取れない状況になっている。今後は、配慮事項を踏まえ、こころと情報のバリアフリーを中心にバリアフリー化に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報の バリアフリー | 段差の解消及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携） | ■ | ■ | ■ |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

12 板 巢鴨信用金庫板橋駅前支店

1. 施設の概要

施設名：巢鴨信用金庫板橋駅前支店

事業主体：巢鴨信用金庫

所在地：滝野川7-5-7

建築年：平成2年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

車いす使用者用トイレなど構造上整備できないものもあるが、出入口の段差解消等、お客様に使いやすい店舗づくりを心掛けている。今後はここと情報のバリアフリーに関する事業を中心に推進していく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|--|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路(屋外) | 歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携) | | ■ | |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | | ■ | |
| | パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 音声案内及び触知案内図の設置 | | ■ | |
| | 耳マークの設置 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(8) 商業施設

1 板 コモディイイダ 滝野川店

1. 施設の概要

施設名：コモディイイダ 滝野川店
 事業主体：株式会社コモディイイダ
 所在地：滝野川7-23-1
 建築年：昭和44年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターやだれでもトイレが設置されているが、だれでもトイレは男性用トイレ内に男女共用設備として設置されている。今後は案内設備などの軽微な改修やソフト事業を中心にバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 建物内通路 | 主要な通路での十分な幅員の確保（120cm以上） | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 上下移動 | エレベーターの点字表示の設置位置の見直し | | | ■ |
| トイレ | 低い位置への荷物台の設置 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 非常呼出しボタンの設置 | | | ■ |
| | 一般トイレの扉の改修 | | | ■ |
| | 独立した車いす使用者用トイレの設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 案内図の設置 | ■ | | |
| | だれでもトイレの設備に整合した案内表示の設置 | ■ | | |
| | 案内図前の不要物の撤去 | ■ | | |
| | わかりやすい案内表示の設置 | | ■ | |
| | 関係者以外立入禁止（3階）の表示 | ■ | | |
| | 車いす貸出の案内表示の移設 | ■ | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 従業員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 利用者への施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(9) 宿泊施設

① 田 ホテルメッツ田端

1. 施設の概要

施設名：ホテルメッツ田端
 事業主体：日本ホテル株式会社
 所在地：東田端 1-17-20
 建築年：平成 10 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

ホテル利用のお客様（レストラン・宿泊）以外の利用は基本的にはご遠慮頂いている。車いすや障がいのあるお客様の利用は2ヶ月に1件程であり、要介助者単独での来館はほぼない。20年前の建物で、ハード面で現在の移動等円滑化基準に適合していない箇所が多々あるが、ソフト面で可能な限りの対応を行っている。ソフト面の対応が満足にできる様、サービス介助士の資格取得の補助を会社全体で進めている。今後の大規模の改装が未定の為、費用のかかる部分は中長期的な対応になってしまうが、多機能トイレの荷物台設置等、比較的簡易にできる部分は積極的に進めていく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口・敷地内通路（屋外） | 視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格適合・輝度比の確保） | | | ■ |
| | 階段の段鼻の強調 | | | ■ |
| トイレ | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | ■ | |
| | 荷物台または荷物掛けの設置 | ■ | | |
| | 多機能トイレへの人感センサー照明の導入 | ■ | | |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| | 多機能トイレの設備がわかる案内の表示 | ■ | | |
| | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | | ■ | |
| その他設備 | ユニバーサルルームへのフラッシュライトの設置 | | ■ | |
| | 車いすの貸出案内の表示 | ■ | | |
| | 膝上記帳台の設置 | ■ | | |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 施設利用のマナー・ルールの周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

4. 都市公園特定事業

① 上 都立旧古河庭園

1. 施設の概要

施設名：都立旧古河庭園

事業主体：東京都建設局 東部公園緑地事務所

所在地：西ヶ原 1-27-39

開園：昭和31年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

東京都福祉のまちづくり条例や整備マニュアル等に基づき、文化財の価値を損なわないように、施設改修に合わせバリアフリー化を進める。基本的には、文化財保護の観点から文化財の価値を損なう行為、(文化財の現状変更や景観を損なう行為)ができないことから、人的対応を中心としながら、文化庁や東京都教育委員会、北区教育委員会と協議し、許可を得ながら可能な範囲でバリアフリー化を進めていく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|------------------------|----------------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | 車いす使用者が円滑に利用できるトイレへの改修 | | ■ | |
| | オストメイト対応設備の設置 | | ■ | |
| | 一般トイレへの機能分散の検討 | | ■ | |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | ■ | |
| | フラッシュライト等の設置の検討 | | ■ | |
| | 一般トイレへの非常呼出しボタンの設置の検討 | | ■ | |
| | 出入口の勾配の緩和 | | ■ | |
| | 大型ベッドの設置の検討 | | ■ | |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 耳マークの設置 | ■ | | |
| | 砂利道用車いすの貸出案内の表示 | ■ | | |
| 維持管理 | 園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ ところと情報のバリアフリー | 職員による案内やサポートなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 単独での階段利用が困難な利用者向けに洋館の特別公開日の設定の検討 | | ■ | |
| その他設備 | 車いす使用者が利用しやすい記入台の設置 | ■ | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5. 交通安全特定事業

(1) 信号機等

1. 概要

検討対象：信号機等

事業主体：警視庁

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

音響式や経過時間表示式信号機、エスコートゾーンの設置等のバリアフリー化を順次進めている。今後も主要な生活関連経路における交差点を中心に対策を行うとともに、必要な交通安全対策を実施する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|--------------|-----------------------------------|------|----------------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 信号機等 | バリアフリー対応型信号機 (音響式や経過時間表示式等)の整備 | ■ | 順次 ■ | ■ |
| | エスコートゾーンの整備 | ■ | 必要に応じ実施 ■ ■ | |
| | 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化 | ■ | 順次 ■ | ■ |
| 違法駐車防止のための事業 | 違法駐車車両の指導取締り等 | ■ | 順次 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

歩道がない生活関連経路を設定した場合、横断歩道や信号機等の整備が行えない場合がある。

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

※別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

6. その他の事業

(1) タクシー

① タクシー（東京ハイヤー・タクシー協会）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、東京都内におけるユニバーサルデザイン（UD）タクシーは法人で約 60 台登録されている。今後は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに、都内のタクシー約 5 万台のうちの 2 割にあたる 1 万台の UD タクシー導入を目指している。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|-----------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 車両 | 車いす利用者等も利用できる UD タクシーの導入の促進 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | ユニバーサルドライバー研修の実施 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② タクシー（東京タクシーセンター）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：公益財団法人 東京タクシーセンター

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

タクシー業務適正化特別措置法第 34 条に基づき、タクシー運転者の指導、タクシー運転者の研修、タクシー利用者からの苦情処理、タクシー乗り場の設置・運営をしている。タクシー運転者の研修においては、平成 14 年度より介助を必要とする高齢者や障がい者等の接し方や車いすの取り扱い方法などタクシー運転者に向けたバリアフリー対応の旅客接遇に関する教育を導入した。平成 26 年度からは更に研修内容を充実させ、1 日を使ったタクシー運転者に向けたバリアフリー対応ユニバーサルドライバー研修を行っている。今後も引き続きタクシー運転者に向けたバリアフリー対応ユニバーサルドライバー研修を行っていく。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|--|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | タクシー運転者のバリアフリー対応・ユニバーサル ドライバー研修の実施（筆談用具の設置の啓発を含む） | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ タクシー（東京都個人タクシー協会）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：一般社団法人 東京都個人タクシー協会

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、ユニバーサルデザインタクシーの種類も少なく、また個人タクシーは、1人1車（一人の事業者が1台のタクシー車両を所有）の制度であることもあり、現状はほとんどがセダン型である。まもなく発売されるジャパンタクシーの情報等も事業者に積極的に提供していきたい。平成27年度より、高齢者や障がい者に対する基本的知識と接遇等について、タクシー運転者用のユニバーサルドライバー研修（UD研修）を開始しており、引き続きソフト面でのバリアフリーを進めていきたい。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-------------------------|---|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 車両 | 福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシーの導入の促進に向けた情報提供 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | タクシー運転者のユニバーサルドライバー研修の実施 （筆談用具の設置の啓発を含む） | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(2) 駅前広場

(3) いっとき集合場所

14 板 いっとき集合場所（滝野川八幡神社）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（滝野川八幡神社）

事業主体：滝野川八幡神社

所在地：滝野川5-26-15

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当社は宗教施設のため、大規模な改修や費用のかかる修繕等は困難である。トイレの整備など、行政による費用負担及び維持管理を行う場合は、場所の提供を検討する。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

16 上 いっとき集合場所（東京東信用金庫滝野川支店前広場）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（東京東信用金庫滝野川支店前広場）

事業主体：東京東信用金庫

所在地：滝野川1-48-1

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区はいっとき集合場所に指定されている。東京東信用金庫滝野川支店の出入口から接道までのスペースに設けられた駐車場であるため、トイレやベンチは設置されていない。支店のバリアフリー化を中心に進めるが、いっとき集合場所に指定されていることを踏まえ、対応に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|---------------|---------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内設備・情報のバリアフリー | わかりやすい案内表示の設置 | 実施に向け検討 | | |
| | | ■ | ■ | ■ |
| 維持管理 | 植栽等の適切な維持管理 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

17 上 いっとき集合場所（七社神社）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（七社神社）

事業主体：七社神社

所在地：西ヶ原2-11-1

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

神社出入口に段差は無く、社務所内には車いす使用者用トイレが設置されている。今後は、いっとき集合場所に指定されていることを踏まえ、対応に取り組む。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----|------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | 車いす使用者用が円滑に利用できるトイレの設置 | | | ■ |

| | | | | |
|-------------------------|-----------------------|---|---------|---|
| | オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 | | | ■ |
| | 多機能トイレの機能分散 | | | ■ |
| | JIS 規格に適合したボタン配置 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台等の設置 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報の バリアフリー | わかりやすい案内表示の設置 | | | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 休憩施設 | 車いす使用者等が利用しやすい水飲み場の設置 | | | ■ |
| 維持管理 | トイレの運用方法の検討 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・ こころの バリアフリー | 施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 職員による案内やサポートの充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

18 上 いっとき集合場所（第 2 古河マンション前広場）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（第 2 古河マンション前広場）

事業主体：西ヶ原東部自治

所在地：西ヶ原 1-40-10

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区のいっとき集合場所に指定されている。現在、実施する予定の事業はなく、基本的には現状を維持していく。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

19 田 いっとき集合場所（中里自治会館前広場）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（中里自治会館前広場）

事業主体：中里町自治会

所在地：中里3-4-15

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区のいっとき集合場所に指定されている。現在、実施する予定の事業はない。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

20 上 いっとき集合場所（JR中里アパート4号棟前）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（JR中里アパート4号棟前）

事業主体：日本貨物鉄道株式会社 関東支社

所在地：中里3-20-4

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

バリアフリー基本構想の趣旨を理解しつつ、実現可能性が高いものから配慮に努めていきたい。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|---------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 出入口 | 段差の解消及び十分な幅員の確保 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 案内図や案内表示の設置 | | | ■ |
| 維持管理 | 設備の適切な維持管理 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 駐輪等が歩行者の動線を遮らないよう配慮 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

関係機関とは連携に努めていきたい。

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

21 田 いっとき集合場所（日枝神社前広場）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（日枝神社前広場）

事業主体：田端八幡神社

所在地：田端2-7-2

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区のいっとき集合場所に指定されている。現在、実施する予定の事業はなく、基本的には現状を維持していく。

3. 事業内容・実施時期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成30年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

23 田 いっとき集合場所（与楽寺前広場）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（与楽寺前広場）

事業主体：与楽寺

所在地：田端 1-25-1

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区のいっとき集合場所に指定されている。トイレのバリアフリー化についてはトイレの改修時に実施を検討する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----------------|----------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | JIS 規格に適合したボタン配置への変更 | | | ■ |
| | 低い位置への荷物台の設置 | | | ■ |
| | フラッシュライト等の設置 | | | ■ |
| | 非常呼び出しボタンの設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | 案内図やわかりやすい案内表示の設置 | | | ■ |
| | 筆談用具の設置及び案内の表示 | ■ | | |
| 休憩施設 | ベンチ等の休憩施設の設置 | ■ | | |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

24 上 いっとき集合場所（JR 尾久駅前広場）

1. 施設の概要

施設名：いっとき集合場所（JR 尾久駅前広場）

事業主体：東日本旅客鉄道株式会社/北区

所在地：田端 1-25-1

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

東日本旅客鉄道株式会社の単独広場として整備し、活用している。今後も移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|----|---------------------------|------|----|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 広場 | 視覚障害者誘導用ブロックの設置 | | | ■ |
| | 駅前広場内の歩車分離方法の検討（道路管理者と連携） | | | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(4) 鉄道駅

田 JR 駒込駅

1. 施設の概要

施設名：JR 駒込駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：豊島区駒込 2 丁目
 建築年：明治 43 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

北口にてエレベーターや多機能トイレなどは設置済みであり、基本的なバリアフリー化が図られている。
 東口のバリアフリー化について計画中であり、今後も移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドライン等に沿って、整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

| 項目 | 事業内容 | 実施時期 | | |
|-----------------|---------------------------|------|---------|----|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | エレベーターの設置（東口） | ■ | | |
| | 視覚障害者誘導用ブロックの改修（適切な配置） | ■ | | |
| トイレ | 車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置（東口） | ■ | | |
| | オストメイト対応設備や乳幼児設備の設置（東口） | ■ | | |
| | JIS 規格に適合したボタン配置への改善（東口） | ■ | | |
| | 低い位置への荷物台の設置（東口） | ■ | | |
| 券売機等 | 車いす使用者や弱視者に配慮した券売機等の設置 | | | ■ |
| 案内設備・情報のバリアフリー | バリアフリー情報に関するサイン等の設置（東口） | ■ | | |
| | 点字表示箇所の適切な維持管理 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| 人的対応・こころのバリアフリー | 職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実 | ■ | 継続 ■ | ■ |
| | 駅や車両利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発 | ■ | 継続 ■ | ■ |

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 30 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

全体構想では、スパイラルアップの一環として継続される協議会の場を活用してこころのバリアフリーに関する意見交換や勉強会、ワークショップなどを実施し、成果を広く発信することにより、こころのバリアフリーの推進を図ることとしている。

平成28年度は区民部会委員でこころのバリアフリーに関する意見交換を行い、これまでに経験したことや実践していること等を共有した。さらに、今後区民部会を通じて考えてみたいこと、発信したいことを話し合い、取組のアイデアを検討した。

また、区民部会による意見交換の内容を踏まえ、下記を基本的な考え方として人的対応の推進やこころのバリアフリーのための取組を具体的に進めていくこととした。

- (1) 区民部会委員が当事者としての気づきを活かし、具体的な活動や検討を行う
- (2) 協議会のネットワークを活用し、区と事業者、利用者が連携した取組を行う
- (3) 既存の情報や基本構想の検討の中で得られた成果を積極的に活用し、情報を発信する
- (4) 先進的な事例を学び、北区ならではの活動につなげる

これを踏まえ、平成29年度は下記の取組を実施した。

1. 特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査

平成28年度のアイデアのひとつである「区民部会以外の障害のある当事者の声を幅広く集める」取組のため、東洋大学と協働し、特別支援学校の生徒及びその保護者に対して、アンケート調査を実施した。また、アンケート調査にご協力いただいた一部の方に対して、ヒアリング調査を実施した。

(1) 調査目的

北区バリアフリー基本構想【地区別構想（赤羽地区）】で掲げた「人的対応・こころのバリアフリーの推進」に向けて、障害のある当事者がどのような『こころのバリア』に直面しているかを把握し、その対処や解消方法などについて事業者と議論し、相互理解を深める。

(2) 調査概要

北特別支援学校・王子特別支援学校・王子第二特別支援学校の生徒及びその保護者を対象に、アンケート調査票を配布した。アンケート調査概要を表7-1に示す。また、アンケート回答者の一部の方に対して、アンケート調査結果をもとにヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査概要を表7-2に示す。

表 7-1 アンケート調査概要

| 調査票 | 生徒用 | 保護者用 |
|------|--|--|
| 配布対象 | 王子特別支援学校の生徒 | 北特別支援学校・王子特別支援学校・王子第二特別支援学校の生徒の保護者 |
| 配布数 | 183名 | ① 王子特別支援学校 183名 ② 王子第二特別支援学校 204名 ③ 北特別支援学校 187名 |
| 回収数 | 18名（回収率：9.8%） | ① 王子特別支援学校 28名 ② 王子第二特別支援学校 43名 ③ 北特別支援学校 26名 （回収率：16.9%） |
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> 個人属性 外出時に周りの人が助けてくれたり、やさしくしてくれて、うれしかったこと 外に出かけたときに、困ったり、いやな思いをしたこと 行ってみたいけれど、行けないところ インタビュー調査の可否 | <ul style="list-style-type: none"> 個人属性（回答者及び子ども） 子どもとの外出時に、うれしかった手助けやことば 子どもとの外出時に、困ったり、嫌な思いをしたりしたこと いつもはあきらめているけれど、こんな対応があればできるのと思うこと インタビュー調査の可否 |
| 調査期間 | 平成 29 年 7 月 3 日（月）～7 月 31 日（月） | |

表 7-2 ヒアリング調査概要

| 調査票 | 生徒用 | 保護者用 |
|------|---|--|
| 調査対象 | 王子特別支援学校の生徒 | 北特別支援学校・王子特別支援学校・王子第二特別支援学校の生徒の保護者 |
| 調査数 | 1名 | ① 王子特別支援学校 4名 ② 王子第二特別支援学校 1名 ③ 北特別支援学校 4名 |
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果をもとにしたより具体的な内容 | |
| 調査期間 | 平成 29 年 9 月 26 日（月）～10 月 24 日（火） | |

(3) 調査結果

調査による主な意見を以下に示す。

① 利用したいが行きにくい施設とその理由

| 施設 | 理由 |
|-------|--|
| 元氣ぷらざ | <ul style="list-style-type: none">● 目的施設に行くまでの交通手段がバスしかなく、乗換が面倒。● 施設が混雑している。● 利用するのに異性介助のため、更衣室が利用できない。● 他の利用者に迷惑を掛けるのではないかと気になる。 |
| 中央公園 | <ul style="list-style-type: none">● 駐車スペースが施設やその周辺にない。 |
| 公園全般 | <ul style="list-style-type: none">● 公園の遊具が健常児向けで行きづらい。 |
| 店舗全般 | <ul style="list-style-type: none">● 階段しかないところやエレベーターの位置が遠すぎるところがある。 |

② うれしかった手助けやことば

| 場所 | 内容 |
|------|--|
| 鉄道駅 | <ul style="list-style-type: none">● 割引切符で改札を通る際に、混雑時でも優先的に通してくれるなど、駅員さんがいつも親切に対応してくれる。 |
| 商業施設 | <ul style="list-style-type: none">● 買ったものを袋に詰めてくれたり、カゴを運んでくれたりした。 |

③ 困ったり、嫌な思いをしたりしたこと

| 場所 | 内容 |
|-------|--|
| 電車・バス | <ul style="list-style-type: none">● 見知らぬ人からじろじろ見られる。 |
| 鉄道駅 | <ul style="list-style-type: none">● 動作が遅かったり、座り込んでしまう子どもに対して舌打ちをしたり、しつげがなっていないと言われたりした。 |
| 公園 | <ul style="list-style-type: none">● 遊んでいるときに周りの子どもたちに「変な人がいる」などバカにされる言葉をはかれた。子どもなので仕方がないが、教育を考えてほしい。 |

④ その他の課題

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 社会への発信 | <ul style="list-style-type: none">● 何か嫌なことに会おうと、もう行かないとなってしまうがちだが、施設側と一緒に考えようというスタンスであれば行こうと思えるのではないか。 |
| 周囲のサポート | <ul style="list-style-type: none">● 駅では戸惑ったり、困ったりしている時に駅員さんが気づいて声をかけてくれると有難いが、こちらからも発信する、伝える勇気も大事かと思う。 |
| 障害理解 | <ul style="list-style-type: none">● 小さい頃からの教育、啓発が大事で、障害のある人に接することで、その人たちが見えるようになる。子どもはなんでこういう状況かを理解できていないし、子どもからの質問に答えても理解できていなかったりするが、大きくなってそれが分かることがある。 |

(4) 今後の進め方

今後は、アンケート・ヒアリング調査で得られた「うれしかったこと」「困ったこと」「あきらめていること」などの生の声から特徴的な事例をわかりやすく整理し、周りの人や事業者はどのような配慮ができるのかを伝えるリーフレットなどにまとめていく。

また、区内の個別の施設への意見については、基本構想の特定事業と並行して、区民部会と施設設置管理者、施設職員等で意見交換を深め、ソフト面での具体的な改善方策の検討に努める。

2. 視覚障害者誘導用ブロック設置地図*の活用方策検討

(1) 視覚障害者誘導用ブロック設置地図の作成経緯と現況

北区と認定 NPO 法人ことばの道案内の協働事業『点字ブロック点検・検証及び広域的点字ブロックデータベース制作事業』では、視覚障害者誘導用ブロックの設置状況や色の劣化、がたつき、ブロック上の占用物の有無などについて利用者の視点で現状確認を行い、その結果をもとに、「点字ブロックデータ検索サイト（以下、検索サイト）」を作成している。これまでに王子地区と赤羽地区の検索サイトが完成し、平成 29 年度は、上中里地区の作成を進めている。

検索サイトでは、地図で視覚障害者誘導用ブロックの設置状況が一目でわかり、視覚障害者以外の方にも状況をわかりやすく伝えることができるようになった。これにより安心して歩行できる空間の確保や相互理解を深めることが期待できるが、データベースの将来的な維持管理や具体的な活用方策については未定の状況となっている。

(2) 視覚障害者誘導用ブロック設置地図の作成方法

検索サイトでは、どこにどのように視覚障害者誘導用ブロックが設置されているのかが掲載されている。主に警告ブロックを中心として一塊になっている視覚障害者誘導用ブロック（点）と、主に誘導ブロックを中心として点と点を繋ぐ視覚障害者誘導用ブロック（線）にそれぞれ ID がふられており、以下の情報が整理されている。

表 7-3 掲載情報の内容

- 敷設位置
- 黄色の警告ブロックの枚数
- 黄色以外の警告ブロックの枚数
- 黄色の誘導ブロックの枚数
- 黄色以外の誘導ブロックの枚数
- 点字ブロック上の半径 50 未満のマンホールの枚数
- 点字ブロック上の半径 50 センチ以上のマンホールの枚数
- 点字ブロックの敷設距離 (M) (線情報のみ)
- 点字ブロックの不備に関する情報
- 敷設状況の写真 (線情報は不備があるもののみ)



図 7-1 点と線の区別

(3) 視覚障害者誘導用ブロック設置地図の掲載状況

検索サイトでは、図 7-2 で表示されている■（都道）■（区道）部分をクリックすると、点情報の詳細な調査結果が確認できる。また、点字ブロックの不備に関する情報等も確認できる。

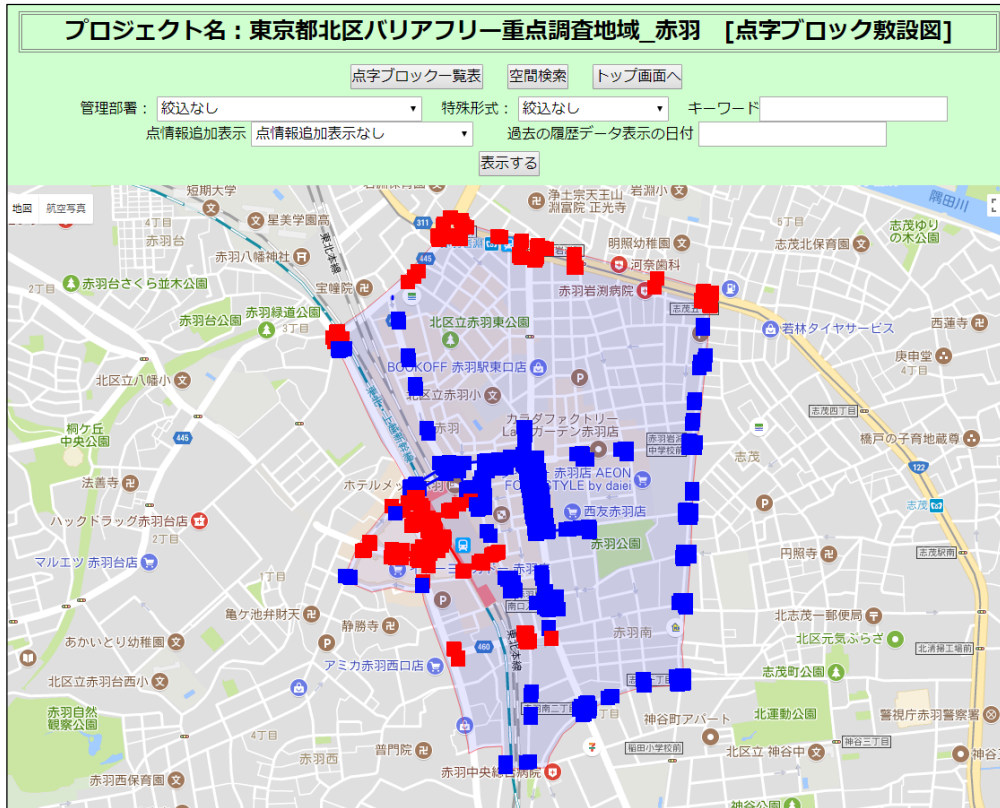


図 7-2 視覚障害者誘導用ブロック設置地図（赤羽地区）

(4) 活用方法の検討

第 2 回協議会では、視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方法について意見交換を行った。

主な意見

- 道路管理者の管理用のデータベースとしては良いが、この情報のままでは一般市民や視覚障害者による活用は考えにくい。
- 情報を活用して、視覚障害者が使えるような音声情報（ことナビ）を作成できる。
- 情報をもとに、視覚障害者以外の方にも有益なブロックの活用方法を検討してはどうか。

地区別構想では、道路の共通の配慮事項として「視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。」と定めており、道路特定事業でも同様の事業を位置づけている。そこで、協議会での意見を踏まえ、今後は、駅周辺から主要な生活関連施設への誘導について、視覚障害者誘導用ブロックのネットワークを活用した路面標示等の方法や、これを活かした理解促進・啓発の方法等を区民部会や区、道路管理者等との意見交換を通じて検討していく。

3. 事業者への障害理解の取組

(1) 合同意見交換会での障害理解の実践

区民部会・事業者部会合同意見交換会において、区民部会委員の井上部会長及び花山委員により、出席した事業者に対し、視覚障害を中心とした障害理解に関する講話や障害疑似体験を実施した。

視覚障害の特性について井上部会長より解説した後、花山委員のレクチャーのもと、弱視、視野狭窄、視野欠損などの視覚障害を出席者が体験し、目が不自由な状態で周囲の人とコミュニケーションを図ることで、視覚障害者はどういったことができるのか、どういった助けがあることができるのか、また、どういった配慮が必要なのかなどについて理解の促進を図った。

また、車いす使用者用の記入板など障害者が使える便利グッズの紹介も行った。



視覚障害疑似体験の様子



車いす使用者用の記入板

(2) 協議会でのバギー（子ども用車いす）の周知

ベビーカーとバギー（子ども用車いす）の違いについてあまり認識されていない現状を踏まえ、第3回協議会において、事務局よりベビーカーとバギーの違いについて解説を行った。

ベビーカーとバギーの違い

- バギーはベビーカーと比べると重く、たたむのに手間がかかり、たたんでも大きい。
- バギーをたたむのは車に乗せて運搬するときだけであり、たたんで持ち運ぶことは想定していない。あくまで補装具である。
- ベビーカーとは全く違うものであり、車いすとして認識すべきものである。



バギー（子ども用車いす）

第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

1. 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理

地区別構想で定めた特定事業について、バリアフリー法では、事業を位置づけた施設設置管理者などが特定事業計画を作成し事業を推進することとされている。特定事業計画の作成にあたっては、施設設置管理者等の計画を区が共通のフォーマットで取りまとめる。

また、目標年次に向けては施設管理の担当者等が変更することが想定されるため、まちあるき点検での区民意見等を踏まえた特定事業等設定の経緯が適切に引き継がれるよう配慮する。

地区別構想、特定事業計画の策定以降も、協議会組織を継続し、施設設置管理者などが定める特定事業計画の内容やその進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて利用者の意見などに応じたさらなる改善検討を進める。

2. 基本構想のスパイラルアップ

全体構想に定めたとおり、引き続き、P（計画 plan）D（実施 do）C（評価 check）A（改善 action）のPDCA サイクル*に基づき、進捗状況の把握を行うとともに、バリアフリー法や移動等円滑化基準、ガイドラインなどの改定の動向、まちあるき点検の実施による利用者目線での評価、さらには新たな課題に対する検討を加え、構想の実現化とスパイラルアップに努める。

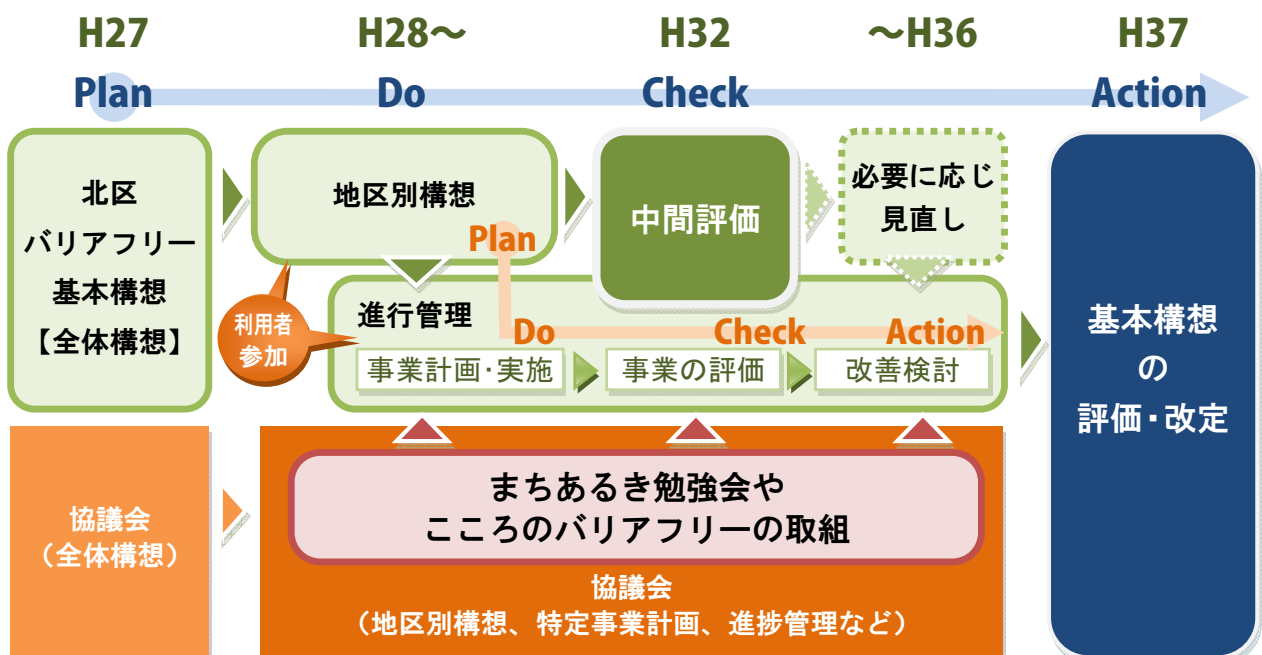


図 8-1 基本構想のスパイラルアップのイメージ

3. 事業実施時における利用者参加の推進

各施設設置管理者が定めた特定事業を実施する際は、さらに具体的な利用者意見を取り入れ、より望ましい形で取組が行われることが期待される。本地区別構想で設定した特定事業のうち、特に移動や施設の利用に影響の大きい事業については、利用者の意見を取り入れる機会を設けるよう、協議会を通じて働きかけを行う。また、各施設設置管理者は利用者意見を取り入れるよう、協議会や区民部会を活用するなど点検や意見交換の場を設けるよう努める。

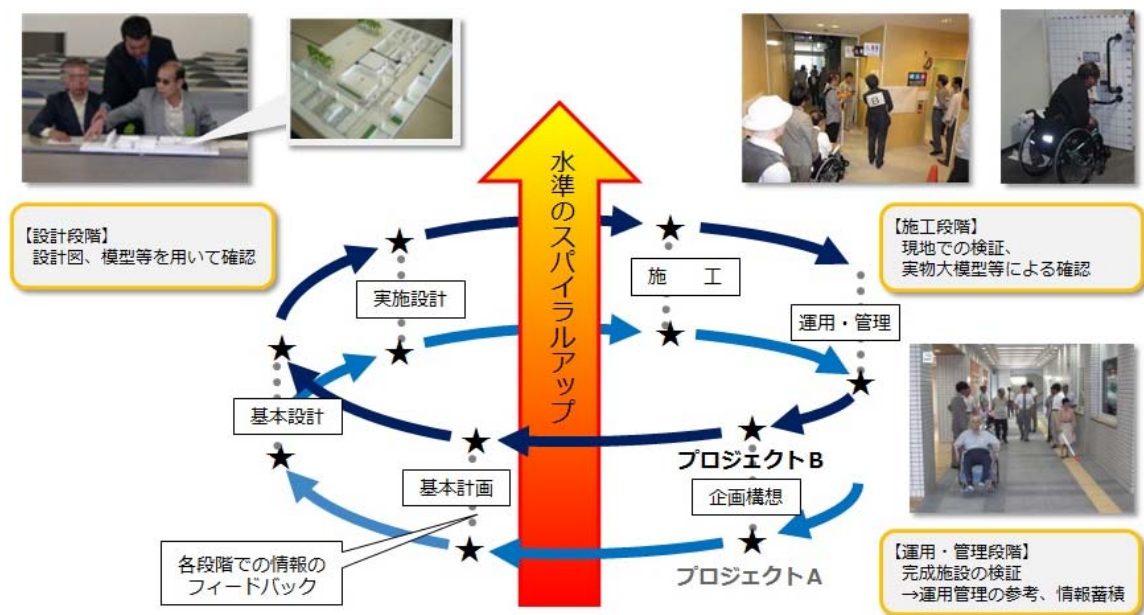
各整備の段階で利用者参加による効果は異なるため、事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換がされることが望ましい。施設設置管理者は、意見交換会等を実施した場合は、意見を踏まえた改善の内容について協議会へ報告し、情報の蓄積を図る。

各整備段階における取組例と期待される効果を以下に示す。

表 8-1 各整備段階での取組例と期待される効果

| 整備段階 | 取組例 | 取組による効果 |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 企画構想・基本計画 | 施設へ導入する機能や基本的な配置、バリアフリー設備の確認 | 「あらかじめ配慮する」ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられる |
| 基本設計 | 設計図や模型等を用いた整備内容の確認 | 利用者目線で動線や設備配置に不自然な箇所がないか確認できる |
| 実施設計 | 出入口や設備、視覚障害者誘導用ブロックなどのより具体的な設計の確認 | 利用者目線で詳細の配慮事項や設備の使い勝手について確認できる |
| 施工 | 現地での危険箇所や案内板の設置位置などの最終確認 | 利用開始前に利便性や安全性を検証し、必要な改善を加えることができる |
| 運用・管理 | 完成施設の検証 | 運用面の変更や簡易な修繕により使い勝手を改善できる |

得られた情報や成果を他の施設整備に反映できる



出典：国土交通省資料

図 8-2 スパイラルアップのイメージ

4. 施設設置管理者等への働きかけ

重点整備地区における特定事業等の検討については、主要な生活関連施設及び主要な生活関連経路を対象に課題を抽出し、施設設置管理者等へ事業の検討を依頼した。その他の生活関連施設や商店街についても、建築物等の種類別に関係者が集まる会議などの場を通じて、基本構想の概要や特定事業別の移動等円滑化に向けた配慮事項について周知し、必要な対応や配慮の検討、いつでも安心して使えるよう適切な維持管理を依頼している。バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例によりバリアフリー化が努力義務とされている事項についても、今後も継続的に働きかけを行うことで基本構想の理念を広く伝え、取組の輪を区全体に広めていく。

また、地区内で多数の利用が想定される施設が新設される場合にも、整備にあたっての配慮や利用者参加による検討を働きかけるとともに、そこへ至る経路への影響の検討、道路整備等との連携の可能性を柔軟に検討できるよう関係者間での情報交換に努める。

5. 利用者への情報提供

協議会で検討する内容やまちあるき点検の結果、利用者から寄せられた意見や要望などをまとめ、北区ニュースや北区ホームページなどを通じて利用者に情報提供し、広く基本構想の取組を周知する。

また、バリアフリー化に向けた工事を実施している現場では、掲示板などによりバリアフリーのまちづくりに係る取組を進めていることをPRし、利用者の身近な所からバリアフリーへの意識啓発を図っていく。



図 8-3 工事現場におけるPRの事例

参考資料

1. 北区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱、委員名簿

(1) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

27 北ま都第 1593 号
平成 27 年 8 月 17 日区長決裁
27 北ま都第 1593 号-2
平成 28 年 3 月 30 日区長決裁

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、北区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- (2) その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員45名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等
- (3) 関係行政機関
- (4) 施設管理者
- (5) 交通管理者
- (6) 公共交通事業者
- (7) その他区長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する順序により副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、基本構想の策定及び実施に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

(協議結果の報告)

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等を完了したときは、その結果を区長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本構想の策定が完了する日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

(2) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿 (平成 29 年度)

| 区分 | | 所属など | 氏名 |
|----|-----------------|---|----------------|
| 1 | 学識 経験者 | 会長 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 | 高橋 儀平 |
| 2 | | 副会長 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 | 菅原麻衣子 |
| 3 | | 副会長 日本工業大学工学部生活環境デザイン学科 | 野口 祐子 |
| 4 | 高齢者、 障害者団体など | 北区障害者団体連合会 | 井上 良子 |
| 5 | | 北区肢体不自由児者父母の会 | 田中 淳子 |
| 6 | | 自立生活センター・北 | 小田 政利 |
| 7 | | 北区視覚障害者福祉協会 | 熊澤真砂子 |
| 8 | | 北区聴覚障害者協会 | 印南美和子 |
| 9 | | NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会 | 吉田 耕一 |
| 10 | | NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所 | 丹野 克哉 |
| 11 | | 区民 | 誉田加奈子 |
| 12 | | 区民 | 花山 明弘 |
| 13 | | 区民 | 高岡 和宏 |
| 14 | | 北区シニアクラブ連合会 | 望月 康男 |
| 15 | | 北区民生委員児童委員協議会 | 河奈 正道 |
| 16 | | 北区町会自治会連合会 | 齋藤 邦彦 |
| 17 | | 北区商店街連合会 | 尾花 秀雄 |
| 18 | 関係行政機関 | 国土交通省関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課 | 笠間 雅弘 |
| 19 | | 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 | 谷崎 馨一 |
| 20 | | 北区政策経営部企画課 | 筒井 久子 |
| 21 | | 北区健康福祉部健康福祉課 | 菊池 誠樹 |
| 22 | | 北区健康福祉部障害福祉課 | 田中 英行 |
| 23 | | 東京都立王子第二特別支援学校 | 長橋 利幸 |
| 24 | | 東京都立王子特別支援学校 | 鎌田 英美 |
| 25 | | 東京都立北特別支援学校 | 渡邊 涼 |
| 26 | 施設管理者 | 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課 | 三條 憲一 |
| 27 | | 東京都建設局第六建設事務所補修課 (平成 29 年 11 月 23 日まで) (平成 29 年 11 月 24 日から) | 金澤 大介 日比野 潤 |
| 28 | | 東京都建設局東部公園緑地事務所管理課 | 蛭間 浩之 |
| 29 | | 北区土木部土木政策課 | 佐藤 信夫 |
| 30 | | 北区土木部施設管理課 | 石本 昇平 |
| 31 | | 北区土木部道路公園課 | 佐野 正徳 |
| 32 | 交通管理者 | 警視庁赤羽警察署交通課 | 林 秀樹 |
| 33 | | 警視庁王子警察署交通課 | 江口 裕行 |
| 34 | | 警視庁滝野川警察署交通課 | 土田 信夫 |
| 35 | 公共交通 事業者 | 東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室 | 塩ノ谷浩司 |
| 36 | | 東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部移動円滑化設備整備促進担当課 | 木津 和久 |
| 37 | | 東京都交通局総務部総合技術調整担当課 | 生越 啓史 |
| 38 | | 東京都交通局自動車部計画課 (平成 29 年 8 月 7 日まで) (平成 29 年 8 月 8 日から) | 島崎 健一 野澤 正幸 |
| 39 | | 国際興業(株)運輸事業部業務課 | 木部 康久 |
| 40 | | 日立自動車交通株式会社バス事業部 | 西窪 裕光 |

平成 29 年 12 月 26 日現在 敬称略

(3) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 区民部会 委員名簿

| 区分 | | 所属など | 氏名 |
|----|-----------------|--------------------------|----------------|
| 1 | 学識経験者 | 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 | 菅原麻衣子 |
| 2 | | 日本工業大学工学部生活環境デザイン学科 | 野口 祐子 |
| 3 | 高齢者、 障害者団体など | 部会長 北区障害者団体連合会 | 井上 良子 |
| 4 | | 北区肢体不自由児者父母の会 | 田中 淳子 |
| 5 | | 自立生活センター・北 | 小田 政利 |
| 6 | | 北区視覚障害者福祉協会 | 熊澤真砂子 |
| 7 | | 北区聴覚障害者協会 | 印南美和子 |
| 8 | | NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会 | 吉田 耕一 |
| 9 | | NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所 | 丹野 克哉 |
| 10 | | 区民 | 花山 明弘 |
| 11 | | 区民 | 高岡 和宏 |
| 12 | | 区民 | 誉田加奈子 |
| 13 | | 区民 | 清水 孝彰 |
| 14 | | 区民 | 太田 雅一 |
| 15 | | 北区シニアクラブ連合会 | 望月 康男 |
| 16 | | 北区民生委員児童委員協議会 | 河奈 正道 |
| 17 | | 北区町会自治会連合会 | 齋藤 邦彦 |
| 18 | | 北区商店街連合会 | 尾花 秀雄 |
| 19 | | 関係行政機関 | 東京都立王子第二特別支援学校 |
| 20 | 東京都立王子特別支援学校 | | 鎌田 英美 |
| 21 | 東京都立北特別支援学校 | | 渡邊 涼 |

平成 29 年 12 月 26 日現在 敬称略

2. 検討経緯（平成 29 年度）

| 回 | 会議名及び開催日 | 主な検討内容 |
|----|---|---|
| 1 | 第1回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 29 年 4 月 26 日 | (1) 平成 29 年度の進め方 (2) 地区別構想【滝野川地区】の検討 （重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路） (3) 特定事業計画【赤羽地区】検討の進め方 |
| 2 | 第1回 区民部会 平成 29 年 4 月 26 日 | (1) まちあるきの実施について (2) こころのバリアフリーに関する意見交換 |
| 3 | まちあるき点検 平成 29 年 5 月 24 日 | 石神井川南・尾久駅・田端駅周辺のまちあるき点検及び意見交換 |
| 4 | まちあるき点検 平成 29 年 5 月 31 日 | 板橋駅・駒込駅・西ヶ原駅・上中里駅周辺のまちあるき点検及び意見交換 |
| 5 | 事業者説明会 平成 29 年 6 月 15 日 | (1) バリアフリー基本構想策定の進め方 (2) 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について (3) 特定事業の検討について |
| 6 | 第2回 区民部会 平成 29 年 7 月 14 日 | (1) まちあるき点検結果のまとめ (2) 事業者部会への課題の提示について (3) その他（こころのバリアフリーに関する調査について） |
| 7 | 第1回 事業者部会 平成 29 年 8 月 1 日 | (1) 北区バリアフリー基本構想について (2) 区民部会からの提示課題の確認 (3) 対応方針（特定事業案）の作成依頼 |
| 8 | 第2回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 29 年 10 月 6 日 | (1) 区民部会からの報告 (2) 北区バリアフリー基本構想【地区別構想 滝野川地区】（素案）の検討 (3) その他（人的対応・こころのバリアフリーの推進について） |
| 9 | 第3回 区民部会 第2回 事業者部会 平成 29 年 10 月 31 日 | (1) 事業者部会から区民部会への対応方針の説明・意見交換 (2) 「こころのバリアフリーアンケート」に関する取り組みの中間報告及び意見交換、障害理解の実践 |
| 10 | 第3回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 29 年 11 月 14 日 | (1) 滝野川地区の地区別構想（案）の検討 |
| 11 | パブリックコメント 平成 29 年 12 月 26 日 ～平成 30 年 1 月 30 日 | パブリックコメントの実施 |
| 12 | なでしこ小学校等複合施設点検会 平成 30 年 1 月 18 日 | (1) 見学会の概要説明 (2) 施設点検 (3) 意見交換 |
| 13 | 第4回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 30 年 2 月 19 日 | (1) パブリックコメントの結果について (2) 滝野川地区の地区別構想（案）について (3) 平成 30 年度以降の進め方について |

3. バリアフリー法の概要

(出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

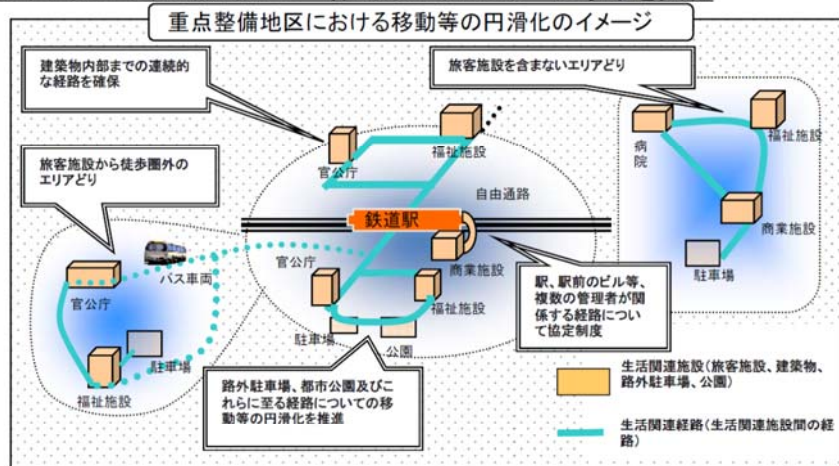


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



4. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

(国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」をもとに作成)

(1) 移動等円滑化の意義及び目標

| | |
|-----------|--|
| 移動等円滑化の意義 | 本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応 |
| 移動等円滑化の目標 | 旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成 32 年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 ⇒下表参照 |

(2) 施設設置管理者が講ずべき措置

| | |
|----------|---|
| 適切な情報提供 | 視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨 |
| 職員等の教育訓練 | 施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者、障害者等の意見反映や参画を推奨 |

(3) 基本構想の指針

| | |
|---------------------|--|
| 重点整備地区における移動等円滑化の意義 | <ul style="list-style-type: none"> 区市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調 作成した基本構想について、地域の高齢者、障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨 |
|---------------------|--|

(4) 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

| | |
|-------|---|
| 国民の責務 | 国民が、高齢者、障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示 |
|-------|---|

表 各施設などの整備目標

| | | H32 年度末までの目標（全国値） | |
|-------|------------------------------|---|---|
| 鉄軌道 | 鉄軌道駅 | <ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上を原則100% 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 | |
| | ホームドア・可動式ホーム柵 | <ul style="list-style-type: none"> 優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 | |
| | 鉄軌道車両 | <ul style="list-style-type: none"> 約 70% | |
| バス | バスターミナル | <ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上を原則100% 利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 | |
| | 乗合バス | ノンステップバス | <ul style="list-style-type: none"> 約70%（リフト付きバス等を除く） |
| | | リフト付きバス等 | <ul style="list-style-type: none"> 約 25% |
| タクシー | 福祉タクシー車両 | <ul style="list-style-type: none"> 約 28,000 台 | |
| 道路 | 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路 | <ul style="list-style-type: none"> 原則 100% | |
| 都市公園 | 移動等円滑化園路 | <ul style="list-style-type: none"> 約 60% | |
| | 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> 約 60% | |
| | 便所 | <ul style="list-style-type: none"> 約 45% | |
| 路外駐車場 | 特定路外駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> 約 70% | |
| 建築物 | 不特定多数の者等が利用する建築物 | <ul style="list-style-type: none"> 約 60% | |
| 信号機等 | 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等 | <ul style="list-style-type: none"> 原則 100% | |

5. 用語集

あ 行

■アクセス

目的の場所などを利用するために接近すること。

■移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動または施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）

■移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）
→概要は参考資料4を参照

■WEB

World Wide Webの略称。インターネット上で標準的に用いられている、文書の公開・閲覧システム。相互に関連する一連のページの集合体をWEBサイトと呼ぶ。

■エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

■LGBT

lesbian, gay, bisexual and transgenderの略称。同性愛者、両性愛者、性同一性障害者のことを指す。

■オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

■オストメイト対応設備

トイレなどでオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。

■音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機。

か 行

■ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。→詳細は第5章の表5-1を参照

■経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。

■交通政策基本法

平成25年12月4日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体などの果たすべき役割などを定めている。

■交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日施行）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、区市町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の枠組みを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合、拡充された。

■合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

■こころのバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用などを妨げないこと、高齢者、障害者等の移動及び施設利用を手助けすることなどの支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

さ 行

■サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面などに設置される、線状、点状の突起をもったブロック。

■視覚障害者誘導用ブロック設置地図

利用者目線で点検を行った視覚障害者誘導用ブロックの設置状況について示した地図。

■施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

■自転車通行環境整備

自転車が通行するための道路、または道路の部分を整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。

■重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月 1 日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

■障害の社会モデル

障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」であるという考え方。

■触知案内図

視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

■スパイラルアップ

計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）の PDCA サイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

た 行

■多機能トイレ

車いす使用者が利用できる広い空間が確保され、オストメイト、乳幼児同伴者などの多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

【留意点】近年、多機能トイレに、子ども連れなどの利用が集中して、車いす使用者が使いにくくなっているという指摘がある。国土交通省では、これらの指摘を踏まえて、多機能トイレの機能を分散し、車いす使用者用便房と乳幼児用設備を区分する方針を打ち出している。やむを得ず多機能トイレを設置する場合は、施設用途や規模を十分に考慮して検討することが重要である。

■超高齢社会

世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、総人口に対する65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）について、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■東京都福祉のまちづくり条例

平成21年3月改正。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。

■特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

■特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する施設設置管理者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。

■特別支援学校

学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

な 行

■ノーマライゼーション

障害者や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

■ノンステップバス

乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

は 行

■パブリックコメント（意見公募）

行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■バリアフリー

障害者などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。

■バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

■バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日施行。→概要は参考資料 3 を参照。

■バリアフリールート

障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号。

■PDCA サイクル

⇒スパイラルアップ。

■筆談用具

聴覚障害者と筆談によるコミュニケーションをとる際に用いる器具。磁気式のメモパッドや感圧式の電子メモパッドなどのタイプがある。

福祉タクシー

道路運送法第 3 条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

■ホームドア・可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

や 行

■有効幅員

歩道や通路などの総幅員から、歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員を除いた幅員。

■ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

ら 行

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。

北区バリアフリー基本構想【地区別構想 滝野川地区】

平成30年3月発行

刊行物登録番号

発行 東京都北区まちづくり部都市計画課
〒114-8508
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 03-3908-9152

資料内の地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 29都市基交著第116号

